

スーパーバランス

(毎月分配型)



追加型株式投資信託

本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。

■設定・運用は

明治ドレスナー・アセットマネジメント

2008.8

スーパーバランス(毎月分配型)

愛称: やじろべえ

追加型株式投資信託

投資信託説明書(交付目論見書)

本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。

明治ドレスナー・アセットマネジメント

1. スーパーバランス(毎月分配型) (以下「当ファンド」という。)の受益権の募集については、委託者は、金融商品取引法(昭和23年法第25号)第5条の規定により有価証券届出書を平成20年8月8日に関東財務局長に提出しており、平成20年8月9日にその届出の効力が生じております。
2. 当ファンドは、主に内外の株式、公社債およびリート(不動産投資信託)を投資対象としています。一般的に株式、公社債およびリーートの価格は、国内および国際的な経済・金融・政治情勢等の影響を受け変動します。また、発行者の経営・財務状況の変化、信用状況の変化ならびにそれらに関する外部評価の変化等でも値動きします。さらに外貨建資産に投資するため為替変動の影響もあり、ファンドの基準価額は変動します。これらの運用による損益はすべて投資家の皆様に帰属します。
3. 投資信託は、金融機関の預金等と異なり投資元本は保証されず、元本を割り込むおそれがあります。
4. 投資信託への投資にあたっては、投資家の皆様に、信託財産を通じて間接的に信託報酬、監査報酬および管理費用等のコストをご負担いただきます。
5. 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
6. 投資信託は、預金や保険契約とは異なり、預金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではなく、また、登録金融機関から購入された投資信託は投資者保護基金の補償対象ではありません。
7. 本書は、金融商品取引法第13条第2項第1号に定める事項に関する内容を記載した投資信託説明書(交付目論見書)です。
8. 金融商品取引法第13条第2項第2号に定める事項に関する内容を記載した投資信託説明書(請求目論見書)は販売会社にご請求いただければ、当該販売会社を通じて交付いたします。なお、販売会社に投資信託説明書(請求目論見書)をご請求された場合には、その旨をご自身で記録して下さるようお願いいたします。

発行者名 : 明治ドレスナー・アセットマネジメント株式会社

代表者の役職氏名 : 代表取締役 佐藤 公俊

本店の所在の場所 : 東京都港区北青山三丁目6番7号

届出の対象とした募集(売出)内国投資信託受益証券に係るファンドの名称 : スーパーバランス(毎月分配型)

届出の対象とした募集(売出)内国投資信託受益証券の金額 : 上限 5,000億円

有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所 : 該当事項はありません。

下記の事項は、スーパーバランス(毎月分配型)(以下「当ファンド」という。)をお申込みされるご投資家の皆様にあらかじめ、ご確認いただきたい重要な事項としてお知らせするものです。

お申込みの際には、下記の事項および投資信託説明書(交付目論見書)の内容をよくお読みください。

当ファンドに係るリスクについて

当ファンドは、主に内外の株式、公社債およびリート(不動産投資信託)を投資対象としています。一般的に株式、公社債およびリーートの価格は、国内および国際的な経済・金融・政治情勢等の影響を受け変動します。また、発行者の経営・財務状況の変化、信用状況の変化ならびにそれらに関する外部評価の変化等でも値動きします。さらに外貨建資産に投資するため為替変動の影響もあり、ファンドの基準価額が下落し、損失を被ることがあります。

したがってご投資家の皆様の投資元金は金融機関の預金等と異なり保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。

当ファンドの基準価額の変動要因としては、主に「株価変動リスク」、「為替変動リスク」、「リートリスク」、「金利変動リスク」などがあります。

詳しくは投資信託説明書(交付目論見書)の「ファンドのリスク・留意点」をご覧ください。

当ファンドに係る手数料等について

申込手数料

取得申込日の翌営業日の基準価額に2.1%（税抜2.0%）以内で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。

詳しくは販売会社もしくは申込手数料を記載した書面にてご確認ください。

換金（解約）手数料

当ファンドには、換金（解約）手数料はありません。

信託報酬

ファンドの純資産総額に年1.365%（税抜年1.3%）の率を乗じて得た額とします。

信託財産留保額

1万口につき換金申込受付日の翌営業日の基準価額に対し0.3%（ご換金時）の率を乗じて得た額とします。

監査報酬

ファンドの純資産総額に年0.00525%（税抜年0.005%）の率を乗じて得た額とします。

その他の費用

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、外国における資産の保管等に要する費用、受託者の立替えた立替金の利息ならびに資金の借入れを行った際の当該借入金の利息、ファンドの組入有価証券の売買時の売買委託手数料および先物・オプション取引等に要する費用等はファンドより実費として間接的にご負担いただきます。

課税関係については、投資信託説明書（交付目論見書）の「ファンドの費用・税金」をご覧ください。

その他の費用については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

当該手数料等の合計額については、ご投資家の皆様がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

ファンドの概要

当概要は、投資信託説明書(交付目論見書)の証券情報、ファンド情報などを要約したものです。詳細は本文の該当箇所をご覧ください。

追加型株式投資信託

スーパーバランス(毎月分配型)

愛称：やじろべえ

基本的性格	追加型株式投資信託
運用の基本方針	日本を含む世界の6資産に分散投資を行い、安定的な配当等収益の確保とともに信託財産の中長期的な成長を目指します。
主な投資対象	日本を含む世界の債券、株式およびリート(不動産投資信託)に分散投資します。
主な投資制限	投資信託証券への投資割合には制限を設けません。 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
価額変動リスク	株式、公社債およびリートなど値動きのある証券に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、金融機関の預金等と異なり投資元本は保証されず、元本を割り込むおそれがあります。
信託期間	無期限です。
信託報酬	純資産総額に対して年1.365%(税抜1.30%)
収益分配	毎月9日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、5営業日までにお支払いいたします。なお、分配金再投資コースにてお申込みの場合は決算日の翌営業日に自動的に再投資されます。分配金は増減したり、支払われないことがあります。
お申込単位	販売会社により異なります。 詳しくは、販売会社もしくは下記委託会社までお問い合わせください。
お申込手数料	販売会社により異なります。 詳しくは、販売会社もしくは下記委託会社までお問い合わせください。
お申込価額	お申込受付日の翌営業日の基準価額(当初1口=1円)
ご換金単位	販売会社により異なります。 詳しくは、販売会社までお問い合わせください。
ご換金手数料	無手数料です。
ご換金価額	ご換金(解約)受付日の翌営業日の基準価額から、信託財産留保額(翌営業日の基準価額の0.3%)を控除した額(解約価額)となります。
販売会社	下記委託会社にてご照会いただけます。
基準価額	販売会社または下記委託会社にてご照会いただけます。

ファンドに関するお問い合わせ窓口

明治ドレスナー・アセットマネジメント株式会社
 電話番号：03 - 5469 - 2946(受付時間は営業日の午前9時～午後5時)
 ホームページアドレス:(<http://www.mdam.co.jp>)

ファンドの特色

1.

日本を含む世界の6資産【国内外の債券、株式およびリート(不動産投資信託)】へ分散投資を行うことにより、リスクの低減を図ったバランス運用を行います。安定的な配当等収益の確保とともに信託財産の中長期的な成長を目指します。

運用に際して、マザーファンドを活用します。

外貨建資産に対する為替ヘッジは原則として行いません。

運用にあたって、りそな信託銀行から資産配分をはじめ長期資産運用で培ったノウハウに基づく助言ならびに情報提供を受けます。

りそな信託銀行は、資産運用の分野で豊富な実績を有しております。特に、年金資産の運用においては、総勢167名にのぼる運用スタッフにより、お客様の多様なニーズに応じた効率的な資産運用を行っています。2008年5月末のりそな信託銀行の受託資産運用残高は17兆円(うち企業年金受託残高5兆8,000億円)を超え、企業年金のリーディングバンクとしての実績を残しています。

世界の6資産に分散投資

「分散投資」とは値動きの異なる複数の資産を組み合わせることでリスク分散させる投資方法を言います。また、「分散投資」には「投資資産の分散」、「通貨の分散」、「銘柄の分散」などがあります。

世界の6資産(国内外の債券、株式、リート)に分散投資をすることによって、収益機会の多様化を図ります。

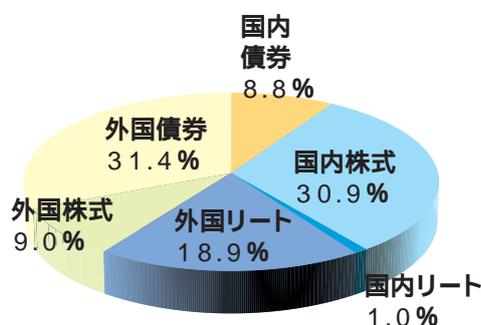
経済金融情勢の動向等の分析に基づくアセット・アロケーション(資産配分)戦略により、リスクの低減を図ったバランス型運用を行います。

<アセットアロケーション>

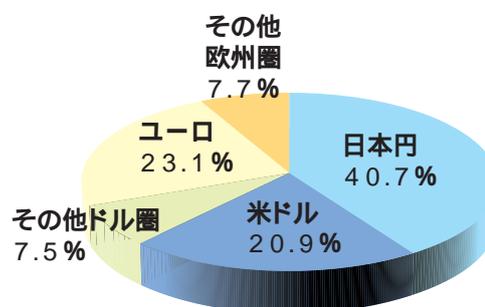
資産	基本組入比率	変動レンジ
国内債券	10%	3% ~ 17%
国内株式	30%	23% ~ 37%
外国債券	30%	23% ~ 37%
外国株式	10%	3% ~ 17%
内外リート	20%	18% ~ 22%
キャッシュ	0%	0% ~ 7%

基本組入比率および変動レンジは、今後の経済・金融情勢動向により見直す場合があります。

「ファンドの資産別配分」



「ファンドの通貨別配分」



国内債券には短期資産等を含みます。
上記円グラフは2008年7月9日現在のポートフォリオです。あくまでも資料作成時点において想定しているものであって、今後予告なく変更されることがあります。
上記円グラフの数値の合計が四捨五入の関係で100%とならない場合があります。

国際分散投資の効果

資産別ベンチマークの年度別騰落率順位

(単位:%)

年度 順位	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008.4.1~ 2008.6.30
1	国内債券 2.9	国内株式 34.6	内外リート 42.4	内外リート 32.6	外国債券 15.5	国内株式 49.7	内外リート 14.4	国内株式 46.2	内外リート 31.4	国内債券 3.4	国内株式 8.8
2	外国株式 2.9	外国株式 5.1	外国債券 26.3	外国債券 8.4	国内債券 4.3	内外リート 33.2	外国株式 14.4	内外リート 44.6	外国株式 18.3	外国債券 0.1	外国株式 4.3
3	国内株式 1.2	国内債券 2.1	合成BM 5.8	外国株式 5.7	内外リート -7.5	外国債券 25.0	外国株式 11.3	外国株式 27.4	合成BM 10.8	合成BM -16.4	外国債券 4.2
4	外国債券 -3.6	合成BM 1.8	国内債券 4.7	合成BM 3.9	合成BM -8.6	合成BM 22.7	合成BM 8.2	合成BM 26.7	外国債券 10.2	外国株式 -16.7	合成BM 4.0
5	合成BM -4.3	内外リート -12.0	外国株式 -10.5	国内債券 1.0	国内株式 -25.7	外国債券 0.2	国内債券 2.1	外国債券 7.7	国内債券 2.2	国内株式 -29.2	国内債券 -1.3
6	内外リート -22.5	外国債券 -17.9	国内株式 -25.1	国内株式 -17.0	外国株式 -31.8	国内債券 -1.7	国内株式 0.3	国内債券 -1.4	国内株式 -0.8	内外リート -30.0	内外リート -1.8

「合成BM」とは基準組入比率で運用した場合の合成ベンチマーク

データ期間:1998年4月1日~2008年3月31日までの過去10年間および2008年6月30日まで

国内債券 = NOMURA-BPI総合

国内株式 = TOPIX(東証株価指数)

外国債券 = シティグループ世界国債インデックス(除く日本、円ベース・ヘッジなし)

外国株式 = MSCI-KOKUSAIインデックス(ヘッジなし・円換算値)

内外リート = S&Pシティグループ・グローバルREITインデックス(日本を含む、円換算値)

合成BM(ベンチマーク) = 下記の資産の組合せで投資した場合の合成インデックス

国内債券(NOMURA-BPI総合): 10%

国内株式(TOPIX): 30%

外国債券(シティグループ世界国債インデックス(除く日本、円ベース・ヘッジなし)): 30%

外国株式(MSCI-KOKUSAIインデックス(ヘッジなし・円換算値)): 10%

内外リート(S&Pシティグループ・グローバルREITインデックス(日本を含む、円換算値)): 20%

上記の表は分散投資の効果を示すために用いたものであり、当ファンドの運用成果を示すものではありません。また、将来の運用成果をお約束するものではありません。NOMURA-BPI総合、TOPIX(東証株価指数)、シティグループ世界国債インデックス(除く日本、円ベース・ヘッジなし)、MSCI-KOKUSAIインデックス(ヘッジなし・円換算値)、S&Pシティグループ・グローバルREITインデックス(日本を含む、円換算値)に関する著作権など知的財産権、その他一切の権利はそれぞれ野村證券株式会社、株式会社東京証券取引所、シティグループ・グローバル・マーケット・インク、MSCI Inc.、ザ・マグロウヒル社の1部門であるスタンダード・アンド・プアーズに帰属します。また、各社は当ファンドの運用成果に関して、一切責任はありません。

各資産の銘柄選定の方針について

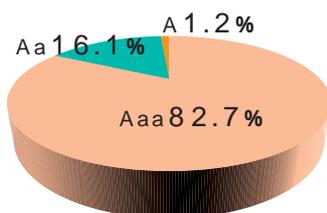
投資対象資産の運用については、各資産の特長を活かしたポートフォリオとします。

- ・国内債券 安定性 信用力・流動性を考慮した国債中心の運用
- ・国内株式 成長性 TOPIX(東証株価指数)+アルファを目指す運用
- ・外国債券 安定性・好利回り 先進国の国債中心の運用
シティグループ世界国債インデックス(除く日本、円ベース・ヘッジなし)の採用国を主な投資対象国とします。
- ・外国株式 成長性・好配当利回り 先進国の好配当銘柄に注目した運用
MSCI-KOKUSAIインデックス(ヘッジなし・円換算値)の採用国を主な投資対象国とします。
- ・内外リート インデックスに連動することを目指しつつ、市場の規模や配当金の利回り水準なども考慮し、ポートフォリオを構築します。

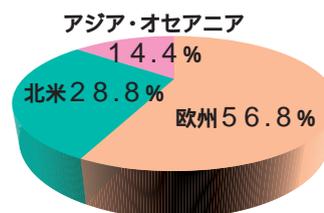
S&Pシティグループ・グローバルREITインデックス(日本を含む、円換算値)に採用されている銘柄を主な投資対象とします。

TOPIX(東証株価指数) シティグループ世界国債インデックス(除く日本、円ベース・ヘッジなし) MSCI-KOKUSAIインデックス(ヘッジなし・円換算値) S&Pシティグループ・グローバルREITインデックス(日本を含む、円換算値)に関する著作権など知的財産権、その他一切の権利はそれぞれ株式会社東京証券取引所、シティグループ・グローバル・マーケット・インク、MSCI Inc.、ザ・マグロウヒル社の1部門であるスタンダード・アンド・プアーズに帰属します。また、各社は当ファンドの運用成果に関して、一切責任はありません。

外国債券組入銘柄の格付け構成



外国株式の地域配分構成



上記円グラフは2008年7月9日現在のポートフォリオです。あくまでも資料作成時点において想定しているものであって、今後予告なく変更されることがあります。

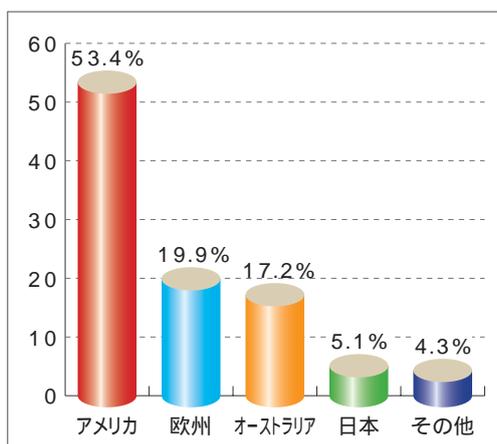
上記円グラフの数値の合計が四捨五入の関係で100%とならない場合があります。

スーパーバランス(毎月分配型)

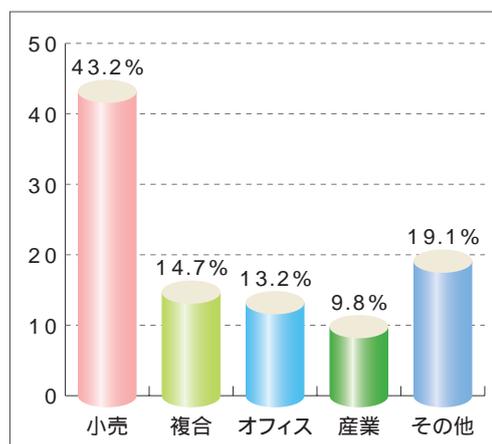
国内外のリートについて

S&Pシティグループ・グローバルREITインデックス(日本を含む、円換算値)に採用されている日本を含む世界のリートを投資対象とし、インデックスに連動することを目指しつつ、市場の規模や配当金の利回り水準なども考慮し、ポートフォリオを構築します。

リート地域配分構成



リート業種配分構成



上記グラフは2008年7月9日現在のポートフォリオです。あくまでも資料作成時点において想定しているものであって、今後予告なく変更されることがあります。

「複合」とは、小売・オフィス・産業等、複数の施設を組合わせたものです。資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。上記グラフの数値の合計が四捨五入の関係で100%とならない場合があります。

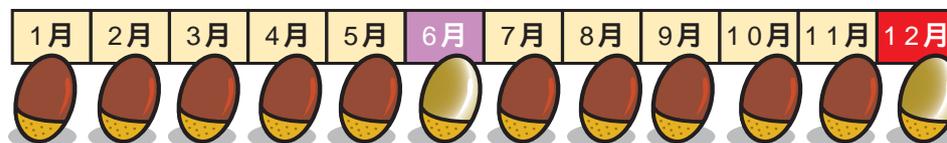
2.

毎月(原則9日)決算を行い、「収益分配方針」に基づき分配を行います。原則として、安定した分配を継続的に行うことを目指します。

分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当収入および売買益(評価益を含みます)等の全額とします。

安定した分配を継続的に行うことを目指すとともに、6月と12月の決算時には、基準価額水準を助案して、売買益(評価益)等を中心にした分配を行うことを目指します。

「やじろべえ」の収益分配イメージ



毎月9日に決算

上記はイメージであり、将来を保証あるいは予測するものではありません。分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。

ファンドのリスク

ファンドは、直接あるいはマザーファンドを通じて間接的に、株式、公社債およびリートなど値動きのある証券に投資します(外貨建資産には為替変動リスクもあります。)ので、基準価額は変動します。したがって、金融機関の預金等と異なり投資元本は保証されず、元本を割り込むおそれがあります。また、ファンドの信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。なお、ファンドが有する主なリスク等は、以下の通りです。

<p>株価変動 リスク</p>	<p>株式の価格は、政治・経済情勢、金融情勢・金利変動等の影響を受けて変動します。また、発行体の企業の事業活動や財務状況の変化もしくは変化に対する期待・見込みによって変動します。保有する株式の価格の下落は、ファンドの基準価額を下げる要因となります。</p> <table border="1" data-bbox="475 904 1353 1016"> <tr> <td>株式の価格の上昇</td> <td rowspan="2">基準価額</td> <td>↑</td> </tr> <tr> <td>株式の価格の下落</td> <td>↓</td> </tr> </table>	株式の価格の上昇	基準価額	↑	株式の価格の下落	↓
株式の価格の上昇	基準価額	↑				
株式の価格の下落		↓				
<p>為替変動 リスク</p>	<p>外貨建資産への投資は、国内資産に投資する場合の通常のリスクのほかに、為替変動による影響を受けます。為替の変動(円高)は、ファンドの基準価額を下げる要因となります。</p> <table border="1" data-bbox="475 1196 1353 1308"> <tr> <td>円安に変動した場合</td> <td rowspan="2">基準価額</td> <td>↑</td> </tr> <tr> <td>円高に変動した場合</td> <td>↓</td> </tr> </table>	円安に変動した場合	基準価額	↑	円高に変動した場合	↓
円安に変動した場合	基準価額	↑				
円高に変動した場合		↓				
<p>リートの主な リスク</p>	<ol style="list-style-type: none"> 賃料の値上げ・値下げ、入居率(空室率)の増減はリートの収益に大きな影響を与えます。 自然災害等によって保有不動産に大きな損害等が生じた場合等、リートの価格は大きく変動することも予想されます。また、不動産の老朽化や立地環境の変化等によっても、リートの価格は変動することもあります。 リートに関する法律(税制度、会計制度等)が変更となった場合、保有不動産を取り巻く規制(建築規制、環境規制等)に変更があった場合など、リートの価格や配当に影響を与えることが想定されます。 <table border="1" data-bbox="475 1771 1353 1883"> <tr> <td>リートの価格の上昇</td> <td rowspan="2">基準価額</td> <td>↑</td> </tr> <tr> <td>リートの価格の下落</td> <td>↓</td> </tr> </table>	リートの価格の上昇	基準価額	↑	リートの価格の下落	↓
リートの価格の上昇	基準価額	↑				
リートの価格の下落		↓				

スーパーバランス(毎月分配型)

金利変動 リスク	<p>公社債の価格は、金融情勢・金利変動等の影響を受けて変動します。金利変動等による債券価格の下落は、ファンドの基準価額を下げる要因となります。</p> <table border="1" data-bbox="488 584 1366 696"> <tr> <td data-bbox="488 584 983 640">金利の低下</td> <td data-bbox="983 584 1254 696" rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">基準価額</td> <td data-bbox="1254 584 1366 640" style="text-align: center;">↑</td> </tr> <tr> <td data-bbox="488 640 983 696">金利の上昇</td> <td data-bbox="1254 640 1366 696" style="text-align: center;">↓</td> </tr> </table>	金利の低下	基準価額	↑	金利の上昇	↓
金利の低下	基準価額	↑				
金利の上昇		↓				
信用リスク	<p>公社債およびコマーシャル・ペーパー等短期金融商品については、発行体が、経営不振、倒産、その他の理由により、債務不履行となる可能性があります。実際に債務不履行となった場合などは、ファンドは保有する公社債等の価格変動によって重大な損失を被ることがあります。</p>					
カントリー リスク	<p>投資対象国の経済や政治等の不安定性に伴う有価証券市場の混乱により当該投資国に投資した資産の価値が大きく下落することがあります。</p>					
流動性 リスク	<p>有価証券を売買しようとする際、需要または供給が少ないため、有価証券を希望する時期に、希望する価格で、希望する数量を売買できなくなることがあります。ファンドが保有する資産の市場における流動性が低くなった場合、ファンドに重大な損失が生じることがあります。</p>					

ファンドのリスクの詳細につきましては、投資信託説明書(交付目論見書)本文でご確認ください。



リスクを理解
することが大切!!

ご投資の手引きQ & A

Q1

いつ申込みができますか？

原則として、いつでもお申込みいただけます。なお、お申込受付時間は午後3時まで(年末年始などわが国の金融商品取引所が半日取引の場合は午前11時まで)とさせていただきます。この時刻を過ぎてのお申込みは、翌営業日の受付として取扱います。

Q2

どこで申込みができますか？

販売会社の本支店でお申込みいただけます。

Q3

いくらから申込みができますか？

お申込単位は、販売会社により異なります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
お申込みには、収益分配毎に分配金を受取る「一般コース(分配金受取りコース)」と分配金を自動的に再投資する「累投コース(分配金再投資コース)」があります。なお、販売会社によりどちらか一方の取扱いとなる場合があります。分配金の受取方法を途中で変更することはできません。お申込価額は、お申込受付日の翌営業日の基準価額となります。
なお、「累投コース(分配金再投資コース)」の場合でも定期引出契約(名称が異なる場合があります。)を締結することにより、分配金を受取ることができる場合があります。

Q4

申込手数料はかかりますか？

2.1%(税抜2.0%)を上限として各販売会社が別途定める料率を乗じて得た額となります。ただし、「累投コース(分配金再投資コース)」において分配金を再投資する場合には手数料はかかりません。(「税抜」における税とは、消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)相当額をいいます。以下同じ。)
詳しくは販売会社にお問い合わせください。

Q5

いつ換金ができますか？

原則として、いつでもご換金をお申込みいただけます。ご換金の単位は販売会社により異なります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。なお、お申込受付時間は午後3時まで(年末年始などわが国の金融商品取引所が半日取引の場合は午前11時まで)とさせていただきます。この時刻を過ぎてのお申込みは、翌営業日の受付として取扱います。

Q6

換金の手取り額はどれくらいですか？

ご換金価額は、解約価額(ご換金のお申込受付日の翌営業日の基準価額から当該基準価額の0.3%の信託財産留保額を差し引いた額)となります。ご換金時(解約請求制)のお手取り額は、解約価額から所得税および地方税(解約価額が受益者の個別元本を上回る場合のみ。法人の受益者の場合、地方税の源泉徴収はありません。)を差し引いた額にご換金口数を乗じた額となります。解約代金は原則として受付日から起算して5営業日目からお支払いいたします。

Q7

基準価額を知ることはできますか？

日々の基準価額は、販売会社または委託会社に問い合わせることにより知ることができます。委託会社のホームページにてご覧になることもできます。また、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

委託会社のお問い合わせ窓口

明治ドレスナー・アセットマネジメント株式会社

電話番号：03-5469-2940（受付時間は営業日の午前9時～午後5時）

ホームページアドレス：(<http://www.mdam.co.jp>)

Q8

運用の経過を知ることはできますか？

6カ月毎(5月および11月)に、期間中の運用経過のほか信託財産の内容、有価証券の売買状況などを記載した「運用報告書」を作成いたします。販売会社を通じて、信託財産にかかる知られたる受益者に対して交付します。

また、委託会社のホームページにも月次および週次のレポートを掲載しております。

Q9

信託期間はいつまでですか？

信託期間は、無期限です。

ただし、解約等により残存受益権口数が10億口を下回った場合その他やむを得ない事情が発生した時は、受託会社と合意のうえ、信託を終了させる場合があります。償還金のお手取り額は、償還価額から所得税および地方税(償還価額が受益者の個別元本を上回る場合のみ。法人の受益者の場合、地方税の源泉徴収はありません。を差し引いた額となります。

償還金は、原則として償還日から起算して5営業日以内からお支払いいたします。

Q10

収益分配金の受取りはどうなりますか？

毎月9日(9日が休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、収益分配方針に基づいて収益の分配を行います。

収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」があります。普通分配金には所得税および地方税が課税されます(法人の受益者の場合、地方税の源泉徴収はありません。)

分配金落ち後の基準価額が受益者の個別元本と同額もしくは上回っている場合、収益分配金はすべて普通分配金となります。

分配金落ち後の基準価額が受益者の個別元本を下回っている場合、その下回る部分に相当する額が特別分配金となり、残りは普通分配金となります。

<一般コース(分配金受取りコース)の場合>

原則として決算日から起算して5営業日までにお支払いいたします。

<累投コース(分配金再投資コース)の場合>

原則として税金を差し引いた後、決算日の基準価額で翌営業日に自動的に無手数料で再投資されます。なお、定期引出契約(販売会社により名称が異なります。を結ぶことにより、分配金を受取ることができる場合があります。

個別元本とはどういうものですか？

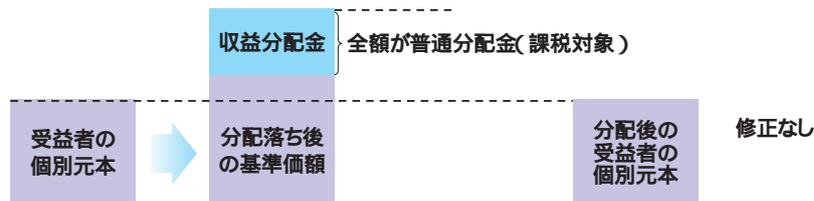
受益者毎の信託時の受益権の価額等 申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。がその受益者の個別元本です。同一のファンドを複数回取得した場合は、原則としてそのつど加重平均して算出されます。また、受益者が非課税扱いの特別分配金を受け取った場合は、元本の一部払戻しに相当しますので、その特別分配金を控除した額がその後の当該受益者の個別元本となります。

受益者が収益分配金を受取る際、

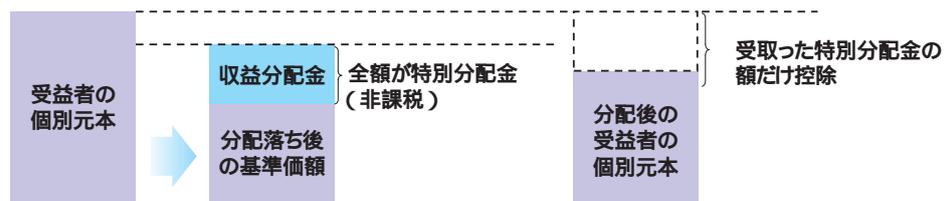
- ① 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。(下図①ご参照)
- ② 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合で、さらに収益分配金落ち後の基準価額と収益分配金の合計が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、分配金の全額が特別分配金となります。(下図②ご参照)
- ③ 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合で、さらに収益分配金落ち後の基準価額と収益分配金の合計が当該受益者の個別元本を上回っている場合には、その下回った部分の分配金が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。(下図③ご参照)

収益分配金の課税と個別元本のイメージ

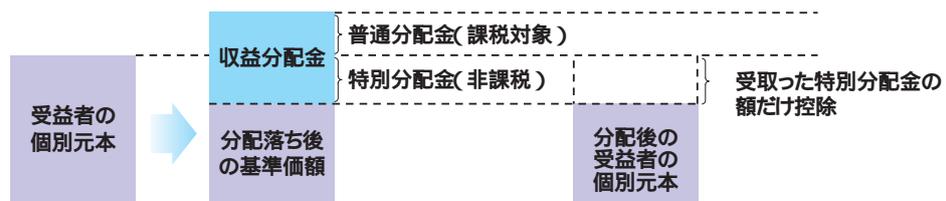
① 収益分配金が全額普通分配金になる場合



② 収益分配金が全額特別分配金になる場合



③ 収益分配金が普通分配金と特別分配金に分かれる場合



上記はあくまでもイメージであり、当ファンドの収益分配を約束するものではありません。

Q11

税制はどのようになりますか？

1.個人の受益者に対する課税

<普通分配金について>

- ①平成20年12月31日までの間、個人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、10%(所得税7%、地方税3%)の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。また、確定申告を行うことにより、総合課税を選択することもできます。収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、特別分配金は課税されません。
- ②平成21年1月1日から平成22年12月31日まで、収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金の源泉徴収税率は、10%となります。
- ③平成21年、平成22年の各年において、上場株式等を含めた配当所得の合計額が年間100万円以下の場合には、(1)申告不要、(2)税率10%の申告分離課税又は(3)総合課税の選択制となります。年間100万円超の場合は、(4)申告分離課税(税率は年間100万円以下の部分は10%、100万円超の部分は20%)又は(5)総合課税の選択制となります。
- ④平成23年1月1日以降、源泉徴収の税率は20%(所得税15%、地方税5%)となる予定です。

<一部解約時および償還時の個別元本超過額について>

- ①平成20年12月31日までの間、一部解約時および償還時の個別元本超過額については、10%(所得税7%、地方税3%)の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。また、確定申告を行うことにより、総合課税を選択することもできます。
- ②平成21年1月1日から平成22年12月31日まで、上場株式等の譲渡益(譲渡所得とみなして課税)の税率は、10%となります。
- ③平成21年、平成22年の各年において、上場株式等の譲渡益の合計額が年間500万円以下の場合には、(1)源泉徴収ありの特定口座については、原則として、確定申告不要、(2)税率10%の申告分離課税又は(3)総合課税の選択制となります。年間500万円超の場合は、(4)申告分離課税(税率は年間500万円以下の部分は10%、500万円超の部分は20%)又は(5)総合課税の選択制となります。
- ④平成23年1月1日以降、税率は20%(所得税15%、地方税5%)となる予定です。

<損益通算について>

- ①一部解約時および償還時の損失については、確定申告により株式等の売買益と通算が可能となります。
- ②平成21年1月1日以降、上場株式等の譲渡損は、上場株式等の配当(申告分離課税を適用する場合のみ)と通算できます。平成22年1月1日以降を目的に、源泉徴収付特定口座での損益通算が認められる予定です。
- ③上場株式等の譲渡損が控除できるのは、上場株式等の配当のうち、申告分離課税を選択した配当のみで、申告不要や総合課税の場合は控除できません。

2.法人の受益者に対する課税

- ①平成21年3月31日までの間、法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、7%(所得税7%)の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。地方税の源泉徴収はありません。収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、特別分配金は課税されません。源泉徴収された所得税は、法人税の額から控除できます。
- ②平成21年4月1日以降の税率は、15%(所得税15%)となります。

当ファンドは、配当控除ならびに益金不算入制度の適用対象外です。

税法が改正の場合等は、上記内容が異なることがあります。

課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家に確認されることをお勧めいたします。

費用および税金

お申込み時や収益分配時等にご負担いただく費用・税金

時 期	項 目	費 用 ・ 税 金
購 入 時	申 込 手 数 料	2.1%(税抜2.0%)を上限として各販売会社が別途定める料率
収 益 分 配 時	所 得 税 及 び 地 方 税	普通分配金に対し10%
換 金 時 (解 約 請 求 制)	換 金 手 数 料	ありません。
	信 託 財 産 留 保 額	翌営業日の基準価額の0.3%
	所 得 税 及 び 地 方 税	解約価額の受益者毎の個別元本超過額の10%
償 還 時	所 得 税 及 び 地 方 税	償還価額の受益者毎の個別元本超過額の10%

申込手数料については、償還乗換優遇制度が適用される場合があります。

課税関係：原則として、分配時の普通分配金ならびに換金（解約）時および償還時の個別元本超過額に対して課税されます。当ファンドの収益分配金は、配当控除・益金不算入制度の適用対象外です。

税法が改正等の場合には、上記の内容が変更になることがあります。

課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家に確認されることをお勧めいたします。

信託財産で間接的にご負担いただく費用・税金

時 期	項 目	費 用 ・ 税 金	
毎 日	信 託 報 酬	純資産総額に対して年1.365%(税抜1.30%)	
	信託報酬の配分	純資産総額に応じて	200億円未満 200億円以上 500億円未満 500億円以上 1000億円未満 1000億円以上
		委託会社	年0.5775% (税抜0.55%) 年0.5250% (税抜0.50%) 年0.4725% (税抜0.45%) 年0.4200% (税抜0.40%)
		販売会社	年0.6825% (税抜0.65%) 年0.7350% (税抜0.70%) 年0.7875% (税抜0.75%) 年0.8400% (税抜0.80%)
		受託会社	年0.105% (税抜0.10%) 年0.105% (税抜0.10%) 年0.105% (税抜0.10%) 年0.105% (税抜0.10%)
監 査 費 用	純資産総額に対して年0.00525%(税抜0.005%)		

信託報酬・監査費用は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に上記の率をかけた額がかかります。毎計算期間末または信託終了時に信託財産から支払われます。

委託会社の受取る信託報酬には投資顧問報酬が含まれています。当該投資顧問報酬は委託会社の受取る配分額に35%を乗じて得た額とします。

その他の費用・税金

信託財産に関する租税、信託事務の処理に関する諸費用、外国における資産の保管等に要する費用、受託会社の立替えた立替金の利息ならびに資金の借入れを行った際の当該借入金の利息、ファンドの組入有価証券の売買時の売買委託手数料および先物・オプション取引等に要する費用等がかかります。（その他費用については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。当該手数料等の合計額については、ご投資家の皆様がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。）

目 次

1 . ファンドの特徴について知りたい	
ファンドの基本的性格	1
ファンドの投資対象	1
ファンドの投資方針	1
ファンドの配分方針	3
ファンドの投資制限	4
2 . ファンドのリスクについて知りたい	
ファンドのリスク・留意点	5
3 . ファンドの運用体制などが知りたい	
ファンドの仕組みと関係法人	8
運用体制および内部管理体制	9
4 . 買付について知りたい	
お買付のお申込先	10
お買付価額	10
お買付の流れと留意点	10
5 . 換金について知りたい	
ご換金のお申込先	11
ご換金価額	11
ご換金の流れと留意点	11
6 . ファンドの費用 / 税金について知りたい	
お買付時の費用	12
投資期間中にかかる費用	12
ご換金時の費用	13
課税上の取扱い	13
7 . 運用状況および経理状況について知りたい	
ファンドの運用状況	16
財務ハイライト情報	22
8 . ファンドの運営方法などが知りたい	
管理および運営の概要	25
内国投資信託受益証券事務の概要	26
明治ドレスナー・アセットマネジメントの概況	27
その他のファンド情報	27
用語集	29
信託約款	31

1. ファンドの特徴について知りたい

ファンドの基本的性格

- ・スーパーバランス（毎月分配型）は、日本を含む世界の6資産（国内外の債券、株式およびリート）にバランスよく分散投資し、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指して運用を行います。ファンドは、追加型株式投資信託／ファンド・オブ・ファンズ型に属します。
「ファンド・オブ・ファンズ型」とは、社団法人投資信託協会による分類方法において、「主として投資信託証券に投資するもの」として分類されるファンドをいいます。
- ・信託金の限度額は、5,000億円です。ただし、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

ファンドの投資対象

- ・スーパーバランス マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券および内外のリートを主要投資対象とします。
- ・スーパーバランス マザーファンドにおいては、日本を含む世界各国の株式、公社債を主要投資対象とします。
詳しくは、約款をご覧ください。

ファンドの投資方針

1. マザーファンドを通じた日本を含む世界各国の株式・公社債への投資ならびにリート（不動産投資信託）への投資を行うことにより、資産を分散しリスクの低減を図ったバランス運用を行います。
 - ・日本を含む世界の6資産（国内外の債券、株式、およびリート）にバランスよく分散投資を行い、安定的な配当等収益の確保とともに信託財産の中長期的な成長を目指します。

リート（REIT）とは

Real Estate Investment Trustの略であり、不動産を中心に運用を行っている投資法人あるいは投資信託を一般的に総称するものです。リートは、不特定多数の投資家から集めた資金などで不動産等を購入し、当該不動産をテナントに賃貸し、主にそのテナントから得る賃料から収入を得ます。多くのリートは、一定の適格要件を満たすことにより、法人税の課税が免除されています。このため、リートは、不動産の維持・管理費用や金利などを支払った後に残った収益について、リートに投資する投資家が、配当金（もしくは分配金）として享受する仕組みになっています。

- ・運用に際して、マザーファンドを活用します。
2. 実質組入外貨建資産に対する為替ヘッジは原則として行いません。
 3. 運用にあたっては、りそな信託銀行株式会社から、資産配分（グローバルアセットアロケーション）をはじめ、長期資産運用で培ったノウハウに基づく助言ならびに情報提供を受けます。
 4. 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

[世界の6資産に分散投資]

「分散投資」とは値動きの異なる複数の資産を組み合わせてリスク分散させる投資方法を言います。また、「分散投資」には「投資資産の分散」、「通貨の分散」、「銘柄の分散」などがあります。

世界の6資産（国内外の債券、株式、リート）に分散投資をすることによって、収益機会の多様化を図ります。

経済金融情勢の動向等の分析に基づくアセットアロケーション（資産配分）戦略により、リスクの低減を図ったバランス型運用を行います。

<アセットアロケーション>

資産	基本組入比率	変動レンジ
国内債券	10%	3%～17%
国内株式	30%	23%～37%
外国債券	30%	23%～37%
外国株式	10%	3%～17%
内外リート	20%	18%～22%
キャッシュ	0%	0%～7%

基本組入比率および変動レンジは、今後の経済・金融情勢動向により見直す場合があります。

[各資産の銘柄選定の方針について]

投資対象資産の運用については、各資産の特長を活かしたポートフォリオとします。

- ・国内債券 安定性 信用力・流動性を考慮した国債中心の運用
- ・国内株式 成長性 TOPIX（東証株価指数）+ アルファを目指す運用
- ・外国債券 安定性・好利回り 先進国の国債中心の運用
シティグループ世界国債インデックス（除く日本、円ベース・ヘッジなし）の採用国を主な投資対象国とします。
- ・外国株式 成長性・好配当利回り 先進国の好配当銘柄に注目した運用
MSCI-KOKUSA I インデックス（ヘッジなし・円換算値）の採用国を主な投資対象国とします。
- ・内外リート インデックスに連動することを目指しつつ、市場の規模や配当金の利回り水準なども考慮し、ポートフォリオを構築します。
S & Pシティグループ・グローバルREITインデックス（日本を含む、円換算値）に採用されている銘柄を主な投資対象とします。

TOPIX（東証株価指数）、シティグループ世界国債インデックス（除く日本、円ベース・ヘッジなし）、MSCI-KOKUSA I インデックス（ヘッジなし・円換算値）、S & Pシティグループ・グローバルREITインデックス（日本を含む、円換算値）に関する著作権など知的財産権、その他一切の権利はそれぞれ株式会社東京証券取引所、シティグループ・グローバル・マーケッツ・インク、MSCI Inc、ザ・マグロウヒル社の1部門であるスタンダード・アンド・プアーズに帰属します。また、各社は当ファンドの運用成果に関して、一切責任はありません。

ファンドの分配方針

1. 計算期間について

ファンドの計算期間は、毎月10日から翌月9日までとすることを原則とします。ただし、第7計算期間までは、毎年11月30日を原則として各計算期間の終了日とし、第8計算期間は平成17年12月1日から平成18年5月9日までとします。

各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日以降の営業日で該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は信託期間の終了日とします。

2. 収益分配方針について

毎月9日（決算日が休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、次の方針に基づき分配を行います。

1. 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当収入と売買益（評価益を含みません。）等の全額とします。
2. 安定した分配を継続的に行うことを目指すとともに、6月と12月の決算時には、基準価額水準を勘案して、売買益（評価益）等を中心にした分配を行うことを目指します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。
3. 収益分配にあてず信託財産内に留保した利益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

3. 収益の分配方式

信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の配当金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

4. 収益分配金の支払い

収益分配金は、毎計算期間終了日後1カ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日）までに、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。ただし、累投コース（分配金再投資コース）でお申込みの受益権にかかる収益分配金は、原則として税金を差し引いた後、決算日の基準価額で、決算日の翌営業日に自動的に再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

ファンドの投資制限

・約款による投資制限

1. 株式への投資制限

株式への直接投資は行いません。

2. 投資信託証券への投資制限

投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

3. 同一銘柄の投資信託証券への投資制限

同一銘柄の投資信託証券（マザーファンドを除きます）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以内とします。

実質投資割合とは、当ファンドが保有するある種類の資産の評価額が当ファンドの純資産総額に占める比率（「組入比率」といいます。）と、当該同一種類の資産のマザーファンドにおける組入比率に当該マザーファンド受益証券の当ファンドにおける組入比率を乗じて得た率を合計したものをいいます（以下同じ。）。

4. 外貨建資産への投資制限

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

5. 公社債の借入れ

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。

6. 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

7. 外国為替予約の指図

委託会社は、当ファンドの信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

8. 資金の借入れ

委託会社は、当ファンドの信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、および再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。詳しくは約款をご覧ください。

（参考）マザーファンドの主な投資制限

1. 株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資は、信託財産の純資産総額の70%未満とします。
2. 新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。
3. 投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
4. 同一銘柄の株式への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。
5. 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
6. 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
7. 外貨建資産への投資には、制限を設けません。
8. 有価証券先物取引等は、約款所定の範囲で行います。
9. スワップ取引は、約款所定の範囲で行います。

2. ファンドのリスクについて知りたい

ファンドのリスク・留意点

ファンドは、株式・公社債・リート（不動産投資信託）など値動きのある証券に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、金融機関の預金等と異なり投資元本は保証されず、元本を割り込むおそれがあります。また、ファンドの信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

なお、ファンドが有する主なリスク等は、以下のとおりです。

1. 値動きの主な要因

株価変動リスク

株式の価格は、政治・経済情勢、金融情勢・金利変動等の影響を受けて変動します。また、発行体の企業の事業活動や財務状況の変化もしくは変化に対する期待・見込みによって変動します。保有する株式の価格の下落は、ファンドの基準価額を下げる要因となります。また、ファンドの投資している企業が倒産や業績悪化に陥った場合、当該企業の株式の価値が大きく下落し、ファンドに重大な損失が生じることがあります。

為替変動リスク

外貨建資産への投資は、国内資産に投資する場合の通常のリスクのほかに、為替変動による影響を受けます。ファンドが保有する外貨建資産の価格が現地通貨ベースで上昇する場合であっても、当該現地通貨が対円で下落(円高)する場合、円ベースでの評価額は下落することがあります。為替の変動(円高)は、ファンドの基準価額を下げる要因となります。

リートのリスク

1. リートはその収益の大半を保有不動産から得られる賃料収入に頼っているため、賃料の値上げ・値下げ、入居率（空室率）の増減はリートの収益に大きな影響を与えます。
2. 保有不動産価値の変動によりリートの資産価値は増減しますので、これ

がリートの価格に反映することが考えられます。特に、自然災害等によって保有不動産に大きな損害等が生じた場合にはリート価格は大きく変動することも予想されます。また、大きな損害等が生じなくとも、不動産の老朽化や立地環境の変化等によっても不動産の価値は変動する場合があります。

3. リートに関する法律（税制度、会計制度等）が変更となった場合、リートの価格や配当に影響を与えることが想定されます。
4. リートが保有する不動産を取り巻く規制（建築規制、環境規制等）に変更があった場合等もリートの価格や配当に影響を与えることが想定されます。

上記はリートの持つ様々なリスク等のうち、主なリスク等について説明したものであり、全てのリスク等を網羅したものではありません。

金利変動リスク

公社債の価格は、金融情勢・金利変動等の影響を受けて変動します。一般に債券の価格は、市中金利の水準が上昇すると下落します。債券価格の変動の度合は、債券のデュレーション(投資元本の平均回収期間)が長いほど大きくなります。保有する債券価格の下落は、ファンドの基準価額を下げる要因となります。

2. その他のリスク・留意点

信用リスク

公社債およびコマーシャル・ペーパー等短期金融商品については、発行体が、経営不振、倒産、その他の理由により、その利息および償還金をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなる(債務不履行)可能性があります。実際に債務不履行となった場合や、債務不履行となる蓋然性が高いと判断される場合には、当該公社債または短期金融商品の価格は大きく下落し、あるいはゼロになることがあります。そのため、ファンドは保有する公社債

や短期金融商品の価格変動によって重大な損失を被ることがあります。

カントリーリスク

投資対象国の経済や政治等の不安定性に伴う有価証券市場の混乱により、当該投資国に投資した資産の価値が大きく下落することがあります。

流動性リスク

有価証券を売買しようとする際、需要または供給が少ないため、有価証券を希望する時期に、希望する価格で、希望する数量を売買できなくなることがあります。ファンドが保有する資産の市場における流動性が低くなった場合、売却が困難となり、当該資産の本来的な価値より大幅に低い価格で売却せざるを得ず、ファンドに重大な損失が生じることがあります。

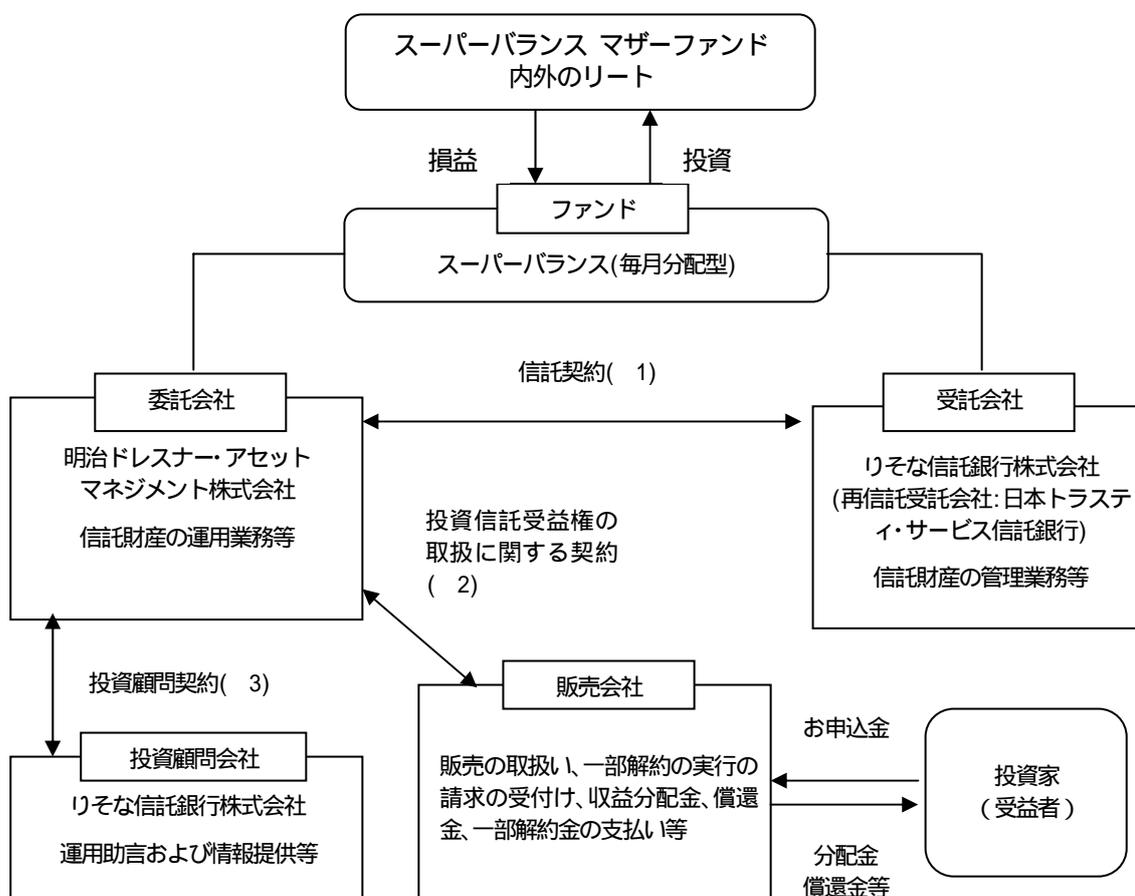
ファミリーファンド方式での運用に係る留意点

ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行っています。ファミリーファンド方式には、運用の効率性等の利点がありますが、マザーファンドを共有する他のベビーファンドの追加設定・解約等に伴う資金変動等があり、その結果、当該マザーファンドにおいて売買等が生じた場合等には、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

3. ファンドの運用体制などが知りたい

ファンドの仕組みと関係法人

1. 委託会社（委託者） 明治ドレスナー・アセットマネジメント株式会社
信託財産の運用指図、投資信託説明書(目論見書)及び運用報告書の作成等を行います。
2. 受託会社（受託者） りそな信託銀行株式会社
信託財産の保管・管理業務を行い、分配金・解約金及び償還金の交付等を行います。(受託者は信託事務の一部につき日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に委託することがあります。)
3. 販売会社
ファンドの販売会社として販売の取扱い、一部解約実行の請求の受付け、収益分配金、償還金等の支払い、運用報告書の交付等を行います。
4. 投資顧問会社 りそな信託銀行株式会社
運用に関する助言・情報提供を行います。



- (1)信託契約
委託会社と受託会社との間において「信託契約(信託約款)」を締結しており、委託会社及び受託会社の業務、受益者の権利、投資信託財産の運用・評価・管理、収益の分配、信託期間、償還等を規定しています。
- (2)投資信託受益権の取扱いに関する契約
委託会社と販売会社との間において「投資信託受益権の取扱いに関する契約」を締結しており、販売会社が行う募集・販売等の取扱い、収益分配金及び償還金の支払い、買取り及び解約の取扱い等を規定しています。
- (3)投資顧問契約
委託会社と投資顧問会社との間において「投資顧問契約」を締結しており、運用助言の内容及び方法等を規定しています。

運用体制および内部管理体制

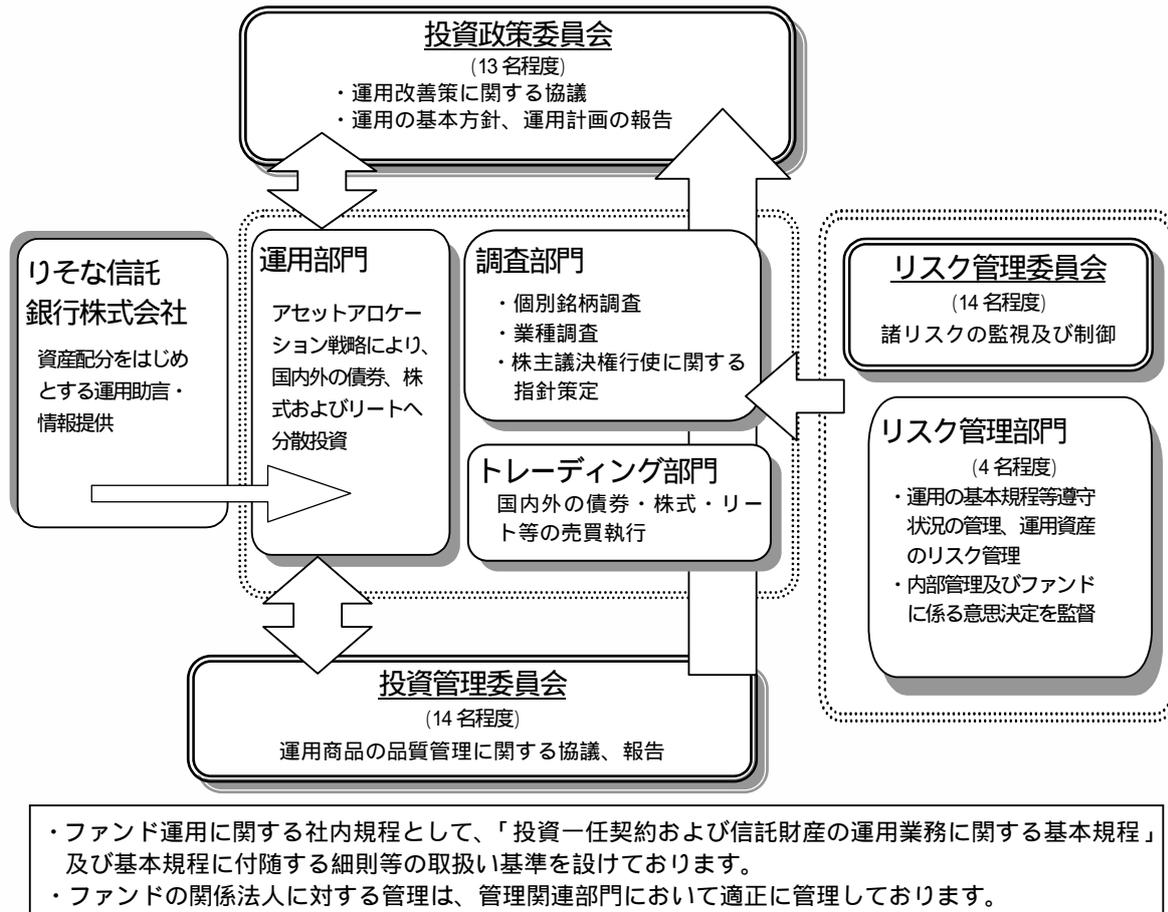
1. 運用体制

投資政策委員会にて、マクロ経済環境・市況環境に関する分析・検討を行います。

ファンドの運用担当者は、投資政策委員会における分析・検討結果をもとに運用計画を策定し、これに基づき、有価証券等の売買をトレーディング部門に指図します。なお、運用にあたっては、りそな信託銀行株式会社から資産配分をはじめ、長期資産運用で培ったノウハウに基づく助言ならびに情報提供を受けます。

ファンドの運用の基本規程等の遵守状況の管理、運用資産のリスク管理は、運用部門から独立したリスク管理部門が行います。

投資管理委員会にて、ファンドの運用パフォーマンスの評価等を行い、これを運用部門にフィードバックすることにより、より精度の高い運用体制を維持するよう努めています。

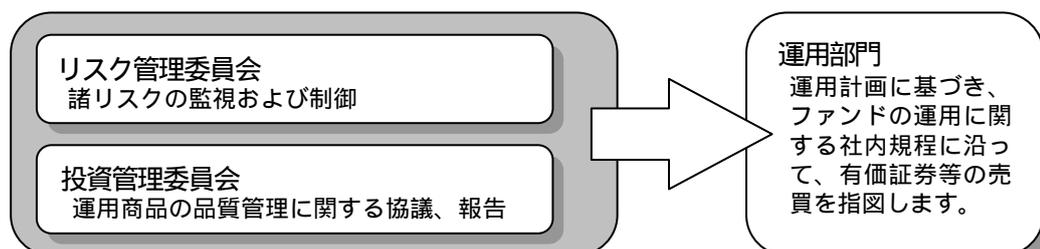


2. 内部管理体制

ファンド運用に関する社内規程として、「投資一任契約および信託財産の運用業務に関する基本規程」及び基本規程に付随する細則等の取扱い基準を設けております。また、個別ファンドの運用計画を策定し、計画に基づいた運用を行う体制を整備しております。

リスク管理委員会は、法令諸規則・社内規程等の遵守状況、運用資産のリスク管理状況等の報告を受け、必要に応じて指示・指摘を行います。

投資管理委員会は、運用パフォーマンスの評価、トレーディング分析等を行い、必要に応じて指摘を行います。



ファンドの運用体制・内部管理体制等は、有価証券届出書提出日現在のものであり、今後変更となることがあります。

4. 買付について知りたい

お買付のお申込先

申込取扱場所（販売会社）の照会先は以下のとおりです。

委託会社のお問合せ窓口

明治ドレスナー・アセットマネジメント株式会社

電話番号 03-5469-2946（受付時間は、営業日の午前9時～午後5時）

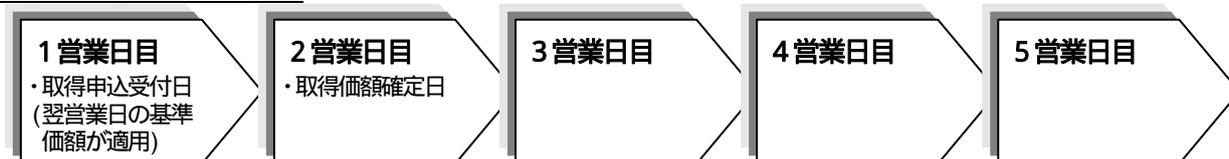
ホームページアドレス <http://www.mdam.co.jp>

お買付価額

取得価額は取得申込受付日の翌営業日の基準価額となります。

基準価額につきましては、販売会社または委託会社においてご照会いただけます。また、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

お買付の流れと留意点



1. 取得のお申込みの際には、販売会社に取引口座を開設していただきます。取得申込者は、申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額に申込口数を乗じた額）、申込手数料および申込手数料にかかる消費税等に相当する額の合計額を、販売会社が指定した期日までに販売会社においてお支払いいただきます。
2. 取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。
3. ファンドのお申込みには「一般コース(分配金受取りコース)」と「累投コース(分配金再投資コース)」があります。いずれの場合も、お申込単位は販売会社が定める申込単位となります。
収益分配金の受取方法を途中で変更することはできません。
販売会社により、どちらか一方のコースのみのお取扱いとなる場合があります。
「累投コース(分配金再投資コース)」を選択する場合には、取得申込者は、販売会社との間で自動継続投資契約（名称が異なる場合があります。）を締結する必要があります。
「累投コース(分配金再投資コース)」を選択する場合であっても、販売会社により、定期出払契約（名称が異なる場合があります。）を締結することにより、収益分配金を受取ることができる場合があります。
4. 申込期間中における取得申込みの受付は、午後3時まで（年末年始などわが国の金融商品取引所が半日取引の場合には、午前11時まで）とし、当該受付時間を過ぎた場合は翌営業日の受付として取扱います。
5. 委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付を中止することおよび既に受付けた取得申込みの受付を取消することができます。

5 . 換金について知りたい

ご換金のお申込先

お買付の販売会社にてお取扱いいたします。

ご換金価額

換金価額は、解約価額（換金のお申込受付日の翌営業日の基準価額から0.3%の信託財産留保額を控除した額）となります。

基準価額につきましては、販売会社または委託会社においてご照会いただけます。また、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

「信託財産留保額」とは、受益者の公平性および運用資金の安定性に資するために投資信託を中途解約される受益者の基準価額から差し引いて、残存受益者の信託財産に繰り入れる金額をいいます。

ご換金の流れと留意点

ご換金は、解約請求により行うことができます。



1. 換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
2. 換金（解約）手数料はありません。
3. 換金単位は販売会社が定める単位となります。
自動継続投資契約にかかる受益権については1口の整数倍をもって換金を請求できます。
4. 換金代金は請求を受付けた日から起算して、原則として5営業日目から受益者に支払います。
5. 換金の請求の受付時間は、午後3時（年末年始などわが国の金融商品取引所が半日取引の場合は午前11時）までとし、当該受付時間を過ぎた場合は翌営業日の受け付けとして取扱います。
6. 委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、換金の請求の受け付けを中止することおよび既に受け付けた換金の請求の受け付けを取消することができます。
7. 上記により、換金の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の換金の請求を撤回できます。ただし、受益者がその換金の請求を撤回しない場合には、換金価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に換金の請求を受け付けたものとして、上記の規定に準じて計算された価額とします。
8. 信託財産の資金管理を円滑に行うために大口の換金請求には制限を設ける場合があります。

6. ファンドの費用 / 税金について知りたい

お買付時の費用

申込手数料は、取得申込日の翌営業日の基準価額（当初は1口当たり1円）に申込口数を乗じた額に、2.1%（税抜2.0%）を上限として、販売会社が別途定める料率を乗じて得た額とします。

申込手数料につきましては、お申込みの販売会社または下記委託会社にお問合せください。

委託会社のお問合せ窓口

明治ドレスナー・アセットマネジメント株式会社

電話番号 03-5469-2946（受付時間は、営業日の午前9時～午後5時）

販売会社により、他のファンドの償還金をもってその支払いを行った販売会社で当ファンドをお申込みいただく場合には、その償還金額の範囲内（単位型投信においては、償還額と元本額のいずれか大きい額）で取得する部分については無手数料となる場合（償還乗換優遇制度）があります。詳しくは販売会社にお問合せください。

「自動継続投資契約」に基づき収益分配金を再投資する場合には、無手数料とします。

投資期間中にかかる費用

1. 信託報酬等

信託期間を通じて毎日、純資産総額に対し、次の率を乗じて得た金額が信託報酬として、信託財産の費用に計上されます。信託報酬の支払いは、毎計算期末または信託終了の時に信託財産中から支弁します。

純資産総額に 応じて		200億円未満	200億円以上 500億円未満	500億円以上 1000億円未満	1000億円以上
信託報酬の総額		年1.365% (税抜1.30%)	年1.365% (税抜1.30%)	年1.365% (税抜1.30%)	年1.365% (税抜1.30%)
(内訳)	委託 会社	年0.5775% (税抜0.55%)	年0.5250% (税抜0.50%)	年0.4725% (税抜0.45%)	年0.4200% (税抜0.40%)
	販売 会社	年0.6825% (税抜0.65%)	年0.7350% (税抜0.70%)	年0.7875% (税抜0.75%)	年0.8400% (税抜0.80%)
	受託 会社	年0.105% (税抜0.10%)	年0.105% (税抜0.10%)	年0.105% (税抜0.10%)	年0.105% (税抜0.10%)

委託会社の受取る信託報酬には投資顧問報酬が含まれています。当該投資顧問報酬は委託会社の受取る配分額に35%を乗じて得た額とします。

2. その他の手数料等

ファンドの組入有価証券の売買時の売買委託手数料および当該手数料に係る消費税等相当額、先物・オプション取引に要する費用等は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁するものとします。

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

信託財産に係る監査費用は当ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年0.00525%（税抜0.005%）の率を乗じて得た額とします。毎計算期末または信託終了のとき、信託財産中から支弁するものとします。

信託財産において一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行った場合、当該借入金の利息は信託財産中より支弁します。

その他の費用については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

当該手数料等の合計額については、ご投資家の皆様がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

ご換金時の費用

換金手数料はありません。

ご換金時には、換金(解約)申込受付日の翌営業日の基準価額から0.3%の信託財産留保額が控除されます。

課税上の取扱い

1. 個別元本方式について

追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等(申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。)が当該受益者の元本(個別元本)にあたります。なお、個別元本方式への移行時に既に受益権を保有している場合、平成12年3月31日の平均信託金が当該受益権にかかる個別元本となります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合には各販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても、複数支店等で同一ファンドを取得する場合や、「一般コース(分配金受取りコース)」と「累投コース(分配金再投資コース)」の両方を取得する場合には、それぞれ別に、個別元本の算出が行われる場合があります。

受益者が特別分配金を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

2. 換金(解約)時および償還時の課税について

換金(解約)時および償還時の個別元本超過額が課税対象となります。

3. 収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」(受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。

受益者が収益分配金を受取る際、

当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。

当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合で、さらに収益分配金落ち後の基準価額と収益分配金の合計が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、分配金の全額が特別分配金となります。

当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合で、さらに収益分配金落ち後の基準価額と収益分配金の合計が当該受益者の個別元本を上回っている場合には、その下回った部分の分配金が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

収益分配金の課税と個別元本のイメージ

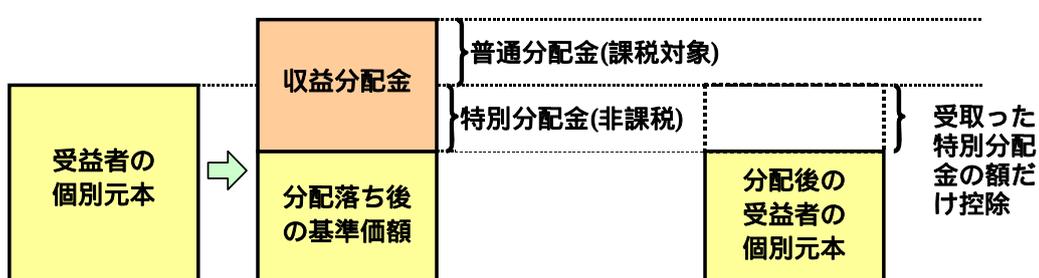
収益分配金が全額普通分配金になる場合



収益分配金が全額特別分配金になる場合



収益分配金が普通分配金と特別分配金に分かれる場合



上記はあくまでもイメージであり、当ファンドの収益分配を約束するものではありません。

4. 課税の取扱いについて

(1) 個人の受益者に対する課税

<普通分配金について>

平成20年12月31日までの間、個人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、10%(所得税7%、地方税3%)の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。

また、確定申告を行うことにより、総合課税を選択することもできます。収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、特別分配金は課税されません。

平成21年1月1日から平成22年12月31日まで、収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金の源泉徴収税率は、10%となります。

平成21年、平成22年の各年において、上場株式等を含めた配当所得の合計額が年間100万円以下の場合には、(1)申告不要、(2)税率10%の申告分離課税又は(3)総合課税の選択制となります。年間100万円超の場合は、(4)申告分離課税(税率は年間100万円以下の部分は10%、100万円超の部分は20%)と(5)総合課税の選択制となります。

平成23年1月1日以降、源泉徴収の税率は20%(所得税15%、地方税5%)となる予定です。

<一部解約時および償還時の個別元本超過額について>

平成20年12月31日までの間、一部解約時および償還時の個別元本超過額については、10%(所得税7%、地方税3%)の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。また、確定申告を行うことにより、総合課税を選択することもできます。

平成21年1月1日から平成22年12月31日まで、上場株式等の譲渡益(譲渡所得とみなして課税)の税率は、10%となります。

平成21年、平成22年の各年において、上場株式等の譲渡益の合計額が年間500万円以下の場合、(1)源泉徴収ありの特定口座については、原則として、確定申告不要、(2)税率10%の申告分離課税又は(3)総合課税の選択制となります。年間500万円超の場合は、(4)申告分離課税(税率は年間500万円以下の部分は10%、500万円超の部分は20%)と(5)総合課税の選択制となります。

平成23年1月1日以降、税率は20%(所得税15%、地方税5%)となる予定です。

< 損益通算について >

一部解約時および償還時の損失については、確定申告により株式等の売買益と通算が可能となります。

平成21年1月1日以降、上場株式等の譲渡損は、上場株式等の配当(申告分離課税を適用する場合のみ)と通算できます。平成22年1月1日以降を目的に、源泉徴収付特定口座での損益通算が認められる予定です。

上場株式等の譲渡損が控除できるのは、上場株式等の配当のうち、申告分離課税を選択した配当のみで、申告不要や総合課税の場合は控除できません。

(2) 法人の受益者に対する課税

平成21年3月31日までの間、法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、7%(所得税7%)の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。地方税の源泉徴収はありません。収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、特別分配金は課税されません。源泉徴収された所得税は、法人税の額から控除できます。

平成21年4月1日以降の税率は、15%(所得税15%)となります。

当ファンドは、配当控除・益金不算入制度の適用対象外です。

税法が改正等の場合には、上記内容が変更になることがあります。

課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家に確認されることをお勧めいたします。

7. 運用状況および経理状況について知りたい

ファンドの運用状況

以下は平成20年6月24日現在の運用状況です。

投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

投資比率の合計は四捨五入の関係で合わない場合があります。

(1)投資状況

資産の種類 / 国名	時価合計 (円)	投資比率 (%)	
投資証券	アメリカ	11,051,496,829	10.14
	オーストラリア	4,106,675,836	3.77
	イギリス	2,383,506,965	2.19
	フランス	1,523,407,436	1.40
	日本	1,063,505,000	0.98
	オランダ	375,933,735	0.34
	シンガポール	375,294,127	0.34
	香港	346,336,392	0.32
	カナダ	143,248,435	0.13
	ベルギー	104,965,427	0.10
	ニュージーランド	43,934,452	0.04
小 計	21,518,304,634	19.74	
スーパーバランス マザーファンド受益証券	86,200,679,955	79.09	
コール・ローン、その他資産 (負債控除後)	1,274,461,497	1.17	
合 計 (純資産総額)	108,993,446,086	100.00	

(参考) マザーファンドの投資状況
スーパーバランス マザーファンド

資産の種類	国 名	時価合計(円)	投資比率(%)
株 式	日本	33,892,005,650	39.32
	アメリカ	1,848,126,811	2.14
	カナダ	873,788,607	1.01
	イギリス	866,776,910	1.01
	ドイツ	749,753,497	0.87
	イタリア	632,127,259	0.73
	オーストラリア	596,969,063	0.69
	フランス	573,143,215	0.66
	オランダ	522,126,357	0.61
	フィンランド	481,667,706	0.56
	スウェーデン	480,050,226	0.56
	ベルギー	457,715,884	0.53
	香港	433,072,273	0.50
	シンガポール	235,800,948	0.27
	スペイン	209,292,523	0.24
	ノルウェー	201,703,398	0.23
	スイス	174,790,078	0.20
	デンマーク	173,507,722	0.20
	ニュージーランド	109,175,062	0.13
	アイルランド	89,207,326	0.10
ポルトガル	77,383,555	0.09	
小 計	43,678,184,070	50.67	

国債証券	アメリカ	9,252,730,395	10.73
	ドイツ	7,890,524,508	9.15
	日本	5,968,627,640	6.92
	フランス	5,855,863,627	6.79
	イタリア	5,032,969,778	5.84
	イギリス	2,789,861,191	3.24
	カナダ	884,447,333	1.03
	スペイン	777,295,899	0.90
	ポーランド	395,631,450	0.46
	デンマーク	348,043,671	0.40
	スウェーデン	288,305,361	0.33
	ベルギー	258,906,328	0.30
	スイス	202,497,957	0.23
	オーストラリア	196,761,635	0.23
	ノルウェー	158,021,846	0.18
シンガポール	147,804,752	0.17	
小計	40,448,293,371	46.93	
コール・ローン、その他資産（負債控除後）	2,070,240,039	2.40	
合計（純資産総額）	86,196,717,480	100.00	

(2)投資資産

投資有価証券の主要銘柄

1.上位銘柄

親投資信託受益証券

順位	銘柄名	国名/業種 種類	数量(口)	簿価単価/ 簿価額(円)	評価単価/ 評価額(円)	投資比率 (%)
1	スーパーバランス マザーファンド	日本 / - 親投資信託受益証券	89,068,691,833	0.9813 87,403,107,295	0.9678 86,200,679,955	79.09

投資証券

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	オーストラリア	投資証券	Westfield Group	1,090,442	1,794.73	1,957,051,696	1,697.02	1,850,507,335	1.70
2	アメリカ	投資証券	Simon Property Group	135,100	10,553.76	1,425,812,976	10,077.48	1,361,467,548	1.25
3	フランス	投資証券	Unibail-Rodamco	41,478	27,754.53	1,151,202,805	24,189.47	1,003,331,052	0.92
4	アメリカ	投資証券	Prologis	158,900	6,335.28	1,006,675,992	6,100.92	969,436,188	0.89
5	アメリカ	投資証券	Vornado Realty Trust	83,900	10,093.84	846,873,468	9,696.24	813,514,536	0.75
6	イギリス	投資証券	Land Securities Group	295,235	3,006.39	887,593,257	2,705.67	798,810,696	0.73
7	アメリカ	投資証券	Boston Properties Inc	71,900	10,373.40	745,847,460	10,109.88	726,900,372	0.67
8	アメリカ	投資証券	Equity Residential	167,600	4,592.65	769,728,312	4,240.08	710,637,408	0.65
9	アメリカ	投資証券	Public Storage	78,900	9,254.03	730,143,502	8,673.48	684,337,572	0.63
10	アメリカ	投資証券	General Growth Properties Inc	136,400	4,290.84	585,270,576	3,960.36	540,193,104	0.50
11	アメリカ	投資証券	Kimco Realty Corp	140,300	4,090.59	573,910,924	3,809.16	534,425,148	0.49
12	オーストラリア	投資証券	Stockland	904,675	634.58	574,092,732	580.07	524,778,445	0.48
13	イギリス	投資証券	British Land Co	331,143	1,625.52	538,282,417	1,580.96	523,525,327	0.48
14	アメリカ	投資証券	HCP Inc	144,000	3,646.08	525,035,520	3,470.04	499,685,760	0.46
15	アメリカ	投資証券	Host Hotels And Resorts	327,000	1,729.92	565,683,929	1,522.80	497,955,600	0.46

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
16	アメリカ	投資証券	AvalonBay Communities Inc	48,500	10,695.42	518,728,098	9,794.52	475,034,220	0.44
17	日本	投資証券	日本ビルファンド投資法人	315	1,369,752	431,472,031	1,310,000	412,650,000	0.38
18	アメリカ	投資証券	VENTAS INC	83,100	5,039.94	418,819,694	4,632.12	384,929,172	0.35
19	オーストラリア	投資証券	GPT Group	1,328,589	303.75	403,564,828	267.40	355,277,984	0.33
20	イギリス	投資証券	Hammerson	183,845	1,927.92	354,439,894	1,915.19	352,099,069	0.32
21	香港	投資証券	Link REIT	1,361,000	268.09	364,876,072	254.47	346,336,392	0.32
22	アメリカ	投資証券	SL Green Realty Corp	37,128	10,226.24	379,679,965	9,254.51	343,601,818	0.32
23	アメリカ	投資証券	AMB Property Corp	60,500	6,071.03	367,297,848	5,577.12	337,415,760	0.31
24	オーストラリア	投資証券	Goodman Group	913,740	404.47	369,587,560	362.03	330,803,119	0.30
25	イギリス	投資証券	Liberty International	168,440	1,843.04	310,442,306	1,869.57	314,910,387	0.29
26	アメリカ	投資証券	Macerich Co	44,400	7,500.60	333,026,640	6,980.04	309,913,776	0.28
27	日本	投資証券	ジャパンリアルエステイト投資法人	261	1,209,216	315,605,386	1,150,000	300,150,000	0.28
28	アメリカ	投資証券	Developers Diversified Realty	77,000	4,246.69	326,995,802	3,848.04	296,299,080	0.27
29	オーストラリア	投資証券	Dexus Property Group	1,796,816	165.07	296,608,053	154.78	278,127,801	0.26
30	アメリカ	投資証券	Federal Realty Invs Trust	35,900	8,537.41	306,493,308	7,676.64	275,591,376	0.25

2. 種類別の投資比率

種類	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	79.09
投資証券	19.74
合計	98.83

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

為替予約取引

銘柄名	種類	数量	簿価額 (円)	評価額 (円)	投資比率 (%)
ドル	買建	1,308,354.03	140,373,303	141,289,151	0.13
オーストラリアドル	買建	346,402.96	35,527,087	35,620,616	0.03
シンガポールドル	買建	239,036.92	18,794,755	18,879,135	0.02
ユーロ	買建	63,632.66	10,665,851	10,664,197	0.01
債券	買建	14,724.54	3,121,160	3,124,252	0.00

(注) 評価額の算定方法：基準日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

(参考) マザーファンドの投資状況
 スーパーバランス マザーファンド
 投資有価証券の主要銘柄
 1. 上位銘柄

順位	国/地域	種類	銘柄名	業種	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
1	ドイツ	国債 証券	GER BUNDS 4.25% 17/07/04	-	14,205,000	16,521.31	2,346,853,179	16,362.08	2,324,234,628	4.25	2017/7/4	2.70
2	アメリカ	国債 証券	US T-NOTE 4% 14/02/15	-	17,950,000	10,967.06	1,968,587,718	10,977.18	1,970,405,155	4.0	2014/2/15	2.29
3	フランス	国債 証券	FRA GOVT 5% 16/10/25	-	11,170,000	17,263.83	1,928,369,811	17,054.31	1,904,967,264	5.0	2016/10/25	2.21
4	フランス	国債 証券	FRA GOVT 6.5% 11/04/25	-	9,760,000	17,610.78	1,718,812,391	17,538.71	1,711,778,135	6.5	2011/4/25	1.99
5	ドイツ	国債 証券	GER BUNDS 4.5% 13/01/04	-	9,450,000	16,740.88	1,582,013,802	16,655.40	1,573,935,838	4.5	2013/1/4	1.83
6	イタリア	国債 証券	IT BTPS 4.75% 13/02/01	-	8,860,000	16,762.67	1,485,173,102	16,618.53	1,472,401,890	4.75	2013/2/1	1.71
7	アメリカ	国債 証券	US T-NOTE 4.75% 14/05/15	-	12,110,000	11,658.93	1,411,897,330	11,415.93	1,382,470,030	4.75	2014/5/15	1.60
8	日本	株式	トヨタ自動車	輸送用 機器	261,600	5,427.92	1,419,944,708	5,230.00	1,368,168,000	-	-	1.59
9	イタリア	国債 証券	IT BTPS 5.5% 10/11/01	-	6,920,000	17,039.23	1,179,114,895	16,987.27	1,175,519,326	5.5	2010/11/1	1.36
10	日本	株式	三菱UFJフィナンシ ャル・グループ	銀行業	1,121,000	1,081.70	1,212,587,692	989.00	1,108,669,000	-	-	1.29
11	日本	株式	東日本旅客鉄道	陸運業	1,318	794,239.69	1,046,807,916	828,000.00	1,091,304,000	-	-	1.27
12	ドイツ	国債 証券	GER BUNDS 5% 12/07/04	-	6,430,000	17,004.03	1,093,359,418	16,958.77	1,090,449,541	5.0	2012/7/4	1.27
13	日本	株式	三井住友フィナンシ ャルグループ	銀行業	1,136	906,417.92	1,029,690,763	866,000.00	983,776,000	-	-	1.14
14	日本	株式	三井物産	卸売業	403,000	2,458.42	990,743,709	2,395.00	965,185,000	-	-	1.12
15	日本	株式	みずほフィナンシ ャルグループ	銀行業	1,718	557,927.23	958,518,987	539,000.00	926,002,000	-	-	1.07
16	アメリカ	国債 証券	US T-NOTE 4.5% 16/02/15	-	7,630,000	11,395.68	869,490,955	11,198.25	854,426,475	4.5	2016/2/15	0.99
17	ドイツ	国債 証券	GER BUNDS 4.75% 28/07/04	-	5,020,000	16,727.47	839,719,395	16,595.06	833,072,318	4.75	2028/7/4	0.97
18	アメリカ	国債 証券	US T-NOTE 5% 11/08/15	-	7,240,000	11,525.62	834,455,250	11,360.25	822,482,100	5.0	2011/8/15	0.95
19	日本	株式	ソニー	電気 機器	147,300	5,267.76	775,942,012	5,000.00	736,500,000	-	-	0.85
20	日本	株式	任天堂	その他 製品	11,200	57,461.37	643,567,449	60,600.00	678,720,000	-	-	0.79
21	アメリカ	国債 証券	US T-BOND 8.75% 17/05/15	-	4,640,000	14,620.50	678,391,200	14,374.12	666,959,400	8.75	2017/5/15	0.77
22	日本	株式	小松製作所	機械	211,200	3,212.91	678,566,884	3,150.00	665,280,000	-	-	0.77
23	日本	株式	キヤノン	電気 機器	119,500	5,453.74	651,722,681	5,530.00	660,835,000	-	-	0.77
24	日本	株式	武田薬品工業	医薬品	111,200	5,855.91	651,177,721	5,490.00	610,488,000	-	-	0.71
25	日本	株式	本田技研工業	輸送用 機器	158,500	3,743.80	593,392,441	3,770.00	597,545,000	-	-	0.69
26	フランス	国債 証券	FRA GOVT 8.5% 19/10/25	-	2,665,000	22,317.27	594,755,285	22,039.03	587,340,386	8.5	2019/10/25	0.68
27	日本	株式	商船三井	海運業	373,000	1,574.87	587,429,000	1,485.00	553,905,000	-	-	0.64
28	日本	株式	日本電信電話	情報・ 通信業	1,104	510,193.98	563,254,162	500,000.00	552,000,000	-	-	0.64
29	日本	国債 証券	第60回利付国債 (5年)	-	540,000,000	100.39	542,106,000	100.43	542,359,800	1.2	2011/9/20	0.63
30	日本	株式	住友商事	卸売業	380,100	1,510.57	574,169,600	1,422.00	540,502,200	-	-	0.63

2. 種類別の投資比率

国内/外国	種類	投資比率(%)
国内	株式	39.32
	国債証券	6.92
外国	株式	11.35
	国債証券	40.01
合計		97.60

3. 株式の業種別の投資比率

国内/外国	業種名	投資比率(%)	業種名	投資比率(%)
国内	電気機器	5.30	精密機器	0.67
	銀行業	4.57	海運業	0.64
	輸送用機器	4.33	サービス業	0.62
	卸売業	2.40	ガラス・土石製品	0.56
	情報・通信業	2.36	証券・商品先物取引業	0.56
	医薬品	2.04	その他金融業	0.39
	化学	1.97	建設業	0.37
	機械	1.95	金属製品	0.28
	電気・ガス業	1.49	鉱業	0.26
	鉄鋼	1.46	非鉄金属	0.18
	小売業	1.45	水産・農林業	0.17
	陸運業	1.37	石油・石炭製品	0.14
	保険業	1.07	パルプ・紙	0.12
	食料品	0.95	倉庫・運輸関連業	0.10
	その他製品	0.79	ゴム製品	0.08
	不動産業	0.70	-	-
外国	金融	2.60	エネルギー	0.93
	電気通信サービス	2.24	一般消費財・サービス	0.69
	公益事業	1.32	生活必需品	0.62
	資本財・サービス	1.04	ヘルスケア	0.52
	素材	0.99	情報技術	0.42
合計			97.60	

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

(3)運用実績

純資産の推移

	純資産総額(円)		1万口当たり純資産額(円)	
	分配落	分配付	分配落	分配付
第1計算期間末(平成11年11月30日)	6,049,271,812	6,404,710,198	10,177	10,777
第2計算期間末(平成12年11月30日)	5,917,931,213	5,917,931,213	9,705	9,705
第3計算期間末(平成13年11月30日)	5,461,153,745	5,461,153,745	9,009	9,009
第4計算期間末(平成14年12月2日)	5,034,778,016	5,034,778,016	8,500	8,500
第5計算期間末(平成15年12月1日)	5,112,484,238	5,112,484,238	8,770	8,770
第6計算期間末(平成16年11月30日)	4,229,700,851	4,229,700,851	9,094	9,094
第7計算期間末(平成17年11月30日)	4,734,756,150	4,751,688,562	10,419	10,459
第1特定期間末(平成18年5月9日)	5,943,478,561	5,970,510,427	10,688	10,738
第2特定期間末(平成18年11月9日)	33,487,615,764	33,669,506,918	10,912	10,972
第3特定期間末(平成19年5月9日)	75,847,169,968	76,244,334,427	11,220	11,280
第4特定期間末(平成19年11月9日)	126,287,260,189	127,077,015,045	9,581	9,640
第5特定期間末(平成20年5月9日)	110,058,252,131	110,854,098,257	8,289	8,349

	純資産総額(円)	1万口当たり純資産額(円)
平成19年6月末現在	94,313,180,715	10,757
平成19年7月末現在	110,596,484,733	10,264
平成19年8月末現在	120,514,506,133	9,918
平成19年9月末現在	129,338,288,087	10,125
平成19年10月末現在	134,333,493,961	10,138
平成19年11月末現在	125,498,991,646	9,409
平成20年12月末現在	124,236,487,873	9,234
平成20年1月末現在	114,001,027,374	8,455
平成20年2月末現在	112,897,529,311	8,360
平成20年3月末現在	105,086,815,397	7,920
平成20年4月末現在	111,588,750,505	8,406
平成20年5月末現在	112,568,525,376	8,454
直近日(平成20年6月24日)	108,993,446,086	8,156

分配の推移

	1万口当たり税込み分配金(円)
第1計算期間(平成10年12月1日から平成11年11月30日まで)	600
第2計算期間(平成11年12月1日から平成12年11月30日まで)	0
第3計算期間(平成12年12月1日から平成13年11月30日まで)	0
第4計算期間(平成13年12月1日から平成14年12月2日まで)	0
第5計算期間(平成14年12月3日から平成15年12月1日まで)	0
第6計算期間(平成15年12月2日から平成16年11月30日まで)	0
第7計算期間(平成16年12月1日から平成17年11月30日まで)	40
第1特定期間(平成17年12月1日から平成18年5月9日まで)	50
第2特定期間(平成18年5月10日から平成18年11月9日まで)	335
第3特定期間(平成18年11月10日から平成19年5月9日まで)	790
第4特定期間(平成19年5月10日から平成19年11月9日まで)	780
第5特定期間(平成19年11月10日から平成20年5月9日まで)	360

収益率の推移

	収益率(%)
第1計算期間(平成10年12月1日から平成11年11月30日まで)	7.77
第2計算期間(平成11年12月1日から平成12年11月30日まで)	4.64
第3計算期間(平成12年12月1日から平成13年11月30日まで)	7.17
第4計算期間(平成13年12月1日から平成14年12月2日まで)	5.65
第5計算期間(平成14年12月3日から平成15年12月1日まで)	3.18
第6計算期間(平成15年12月2日から平成16年11月30日まで)	3.69
第7計算期間(平成16年12月1日から平成17年11月30日まで)	15.01
第1特定期間(平成17年12月1日から平成18年5月9日まで)	3.54
第2特定期間(平成18年5月10日から平成18年11月9日まで)	5.23
第3特定期間(平成18年11月10日から平成19年5月9日まで)	10.06
第4特定期間(平成19年5月10日から平成19年11月9日まで)	7.66
第5特定期間(平成19年11月10日から平成20年5月9日まで)	9.73

(注) 収益率は、特定期間末の基準価額(分配付の額)から当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額(分配落の額、以下、「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

財務ハイライト情報

- 以下の「財務ハイライト情報」については、有価証券届出書「第三部 ファンドの詳細情報 第4 ファンドの経理状況」に記載されている「財務諸表」より抜粋して記載しております。
- 当ファンドの「財務諸表」については、あずさ監査法人による監査を受けております。
当ファンドの監査報告書については、有価証券届出書「第三部 ファンドの詳細情報 第4 ファンドの経理状況」に記載されている「財務諸表」に添付しております。

1 貸借対照表

区分	第4 特定期間 (平成19年11月9日現在)	第5 特定期間 (平成20年5月9日現在)
	金額(円)	金額(円)
資産の部		
流動資産		
預金	158,970,208	219,175,275
コール・ローン	2,330,142,490	2,393,874,589
投資証券	25,158,370,129	22,328,488,719
親投資信託受益証券	99,844,971,870	86,089,708,222
派生商品評価勘定	156,663	-
未収入金	42,996	30,908
未収配当金	14,911,214	24,479,747
未収利息	25,535	26,234
流動資産合計	127,507,591,105	111,055,783,694
資産合計	127,507,591,105	111,055,783,694
負債の部		
流動負債		
未払金	205,884,730	-
未払収益分配金	789,754,856	795,846,126
未払解約金	70,919,995	77,499,757
未払受託者報酬	11,783,246	9,516,148
未払委託者報酬	141,398,936	114,193,734
その他未払費用	589,153	475,798
流動負債合計	1,220,330,916	997,531,563
負債合計	1,220,330,916	997,531,563
純資産の部		
元本等		
元本	131,816,173,322	132,777,146,853
元本合計	131,816,173,322	132,777,146,853
剰余金		
期末欠損金	5,528,913,133	22,718,894,722
(うち分配準備積立金)	(12,171)	(6,023)
剰余金合計	5,528,913,133	22,718,894,722
元本等合計	126,287,260,189	110,058,252,131
純資産合計	126,287,260,189	110,058,252,131
負債・純資産合計	127,507,591,105	111,055,783,694

2 損益及び剰余金計算書

区分	第4特定期間 (自 平成19年5月10日 至 平成19年11月9日)	第5特定期間 (自 平成19年11月10日 至 平成20年5月9日)
	金額(円)	金額(円)
営業収益		
受取配当金	400,591,063	501,844,911
配当株式	-	11,540,944
受取利息	6,465,043	7,927,030
有価証券売買等損益	9,081,255,743	10,335,864,403
為替差損益	608,524,167	2,009,822,777
その他収益	124,015,355	21,711
営業収益合計	9,158,708,449	11,824,352,584
営業費用		
受託者報酬	57,569,077	60,120,692
委託者報酬	690,828,911	721,448,176
その他費用	11,177,911	7,258,060
営業費用合計	759,575,899	788,826,928
営業損失	9,918,284,348	12,613,179,512
経常損失	9,918,284,348	12,613,179,512
当期純損失	9,918,284,348	12,613,179,512
一部解約に伴う当期純損失分配額	106,766,566	68,348,469
期首剰余金又は期首欠損金()	8,244,339,454	5,528,913,133
剰余金増加額	3,286,311,414	-
(当期追加信託に伴う剰余金増加額)	(3,286,311,414)	(-)
欠損金減少額	-	1,222,823,578
(当期一部解約に伴う欠損金減少額)	(-)	(1,222,823,578)
剰余金減少額	168,014,611	-
(当期一部解約に伴う剰余金減少額)	(168,014,611)	(-)
欠損金増加額	-	1,047,445,729
(当期追加信託に伴う欠損金増加額)	(-)	(1,047,445,729)
分配金	7,080,031,608	4,820,528,395
期末欠損金	5,528,913,133	22,718,894,722

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	第4 特定期間 (自 平成19年5月10日 至 平成19年11月9日)	第5 特定期間 (自 平成19年11月10日 至 平成20年5月9日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>(1) 投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、証券取引所における最終相場(最終相場のないものについては、それに準ずる価額)、または証券会社等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p> <p>(2) 親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。</p>	同左
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	<p>為替予約 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 為替予約の評価は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。</p>	同左
3. 収益及び費用の計上基準	<p>受取配当金 原則として投資証券の配当落ち日において、確定配当金額または予想配当金額を計上しております。 (会計方針の変更) 受取配当金は、従来、原則として、投資証券の配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額、未だ確定していない場合には予想配当金額の90%を計上し、残額については入金時に計上してはりましたが、「投資信託に関する会計規則に関する細則」の改正により、平成19年7月1日以降計上する受取配当金については、原則として、投資証券の配当落ち日において、予想配当金額についてもその全額を計上する方法に変更しました。この変更により、営業損失、経常損失、当期純損失は983,928円減少しております。</p>	<p>受取配当金 原則として投資証券の配当落ち日において、確定配当金額または予想配当金額を計上しております。</p> <p>配当株式 原則として投資証券の配当落ち日において、その数量に相当する発行価額を計上しております。</p>
4. その他財務諸表の作成のための基本となる重要な事項	<p>外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。</p>	同左

8. ファンドの運営方法などが知りたい

管理および運営の概要

1. 資産の評価

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。基準価額は委託会社の営業日において日々算出され、販売会社および下記委託会社において入手することができます。また、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

委託会社のお問合せ窓口

明治ドレスナー・アセットマネジメント株式会社

電話番号 03-5469-2946（受付時間は、営業日の午前9時～午後5時）

ホームページアドレス <http://www.mdam.co.jp>

2. 信託の終了（繰上償還）

ファンドの信託期間は無期限ですが、以下の場合には所定の手続きを経て、信託を終了（繰上償還）することがあります。この場合、委託会社はあらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

信託契約締結日から3年を経過した日以降において受益権総口数が10億口を下回ることとなった場合、委託会社がこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したとき

監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき

委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき（他の委託会社が業務を引き継ぐ場合を除きます。）

受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合に、委託会社が新受託会社を選任できないとき

委託会社が信託を終了させる場合は、以下の手続きで行います。

・繰上償還の公告
・受益者に対して
書面の交付

全ての受益者に書面を交付したときは、原則、公告は行いません。

異議申立期間

1カ月以上の受益者が異議を述べる事が出来る期間

異議が受益権の総口数の2分の1以下
繰上償還を行います。

異議が受益権の総口数の2分の1超

繰上償還は行いません。委託会社は繰上償還をしない旨および理由を公告し、受益者に対して書面を交付します。
全ての受益者に書面を交付したときは、原則、公告は行いません。

3. 信託約款の変更

委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができます。この場合、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

委託会社は、その変更事項のうちその内容が重要なものについては、以下の手続きで行います。

・約款変更の公告
・受益者に対して
書面の交付

全ての受益者に書面を交付したときは、原則、公告は行いません。

異議申立期間

1カ月以上の受益者が異議を述べる事が出来る期間

異議が受益権の総口数の2分の1以下
約款変更を行います。

異議が受益権の総口数の2分の1超

約款変更は行いません。委託会社は約款変更をしない旨および理由を公告し、受益者に対して書面を交付します。
全ての受益者に書面を交付したときは、原則、公告は行いません。

4. 償還金について
償還金は、信託終了日後1カ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日）までに、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払われます。
5. 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い
委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、当ファンドの信託契約に関する事業を譲渡することがあります。また、委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。
6. 反対者の買取請求権
信託契約の解約またはその内容が重大な信託約款の変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。ただし、当該請求の取扱いは、委託会社と受託会社の協議により定められた手続きにより行うものとします。
7. 運用報告書について
委託会社は、法令等の定めるところにより、期中の運用経過のほか、信託財産の内容、有価証券売買状況等を記載した運用報告書を、5月および11月の計算期間終了時に作成のうえ、販売会社を通じて、信託財産にかかる知られたる受益者に対して交付します。また、販売会社の本支店で、受取することもできます。
8. その他のディスクロージャー資料について
委託会社は、月次および週次のレポートを作成しており、販売会社において入手可能です。また、委託会社のホームページにおいても入手可能です。
9. 公告
委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。
10. 関係法人との契約の更改等に関する手続き
委託会社と販売会社との間で締結された「投資信託受益権の取扱いに関する契約」は、契約期間満了日の3カ月前までに委託会社および販売会社いずれかから別段の意思表示がない限り、1年毎に自動更新されます。また、本契約が終了した場合は、受益者に対する支払事務等において受益者に不測の損害を与えぬよう協議します。また、委託会社と投資顧問会社との間において締結された「投資顧問契約」は、契約期間満了日の1カ月前までに委託会社および投資顧問会社いずれかから別段の意思表示がない限り、1年毎に自動更新されます。

内国投資信託受益証券事務の概要

1. 名義書換
委託会社は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。
したがって、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。
2. 受益者に対する特典
該当事項はありません。
3. 受益権の譲渡
受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
前項の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。
4. 受益権の譲渡制限および譲渡の対抗要件
譲渡制限はありません。受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託

会社に対抗することができません。

5. 受益権の再分割

委託会社は、受益権の再分割を行いません。ただし、「社債、株式等の振替に関する法律」が施行された場合には、受託会社と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

6. 質権口記載又は記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受け付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

7. 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。

明治ドレスナー・アセットマネジメントの概況

1. 資本金の額(有価証券届出書提出日現在) : 10 億円

2. 委託会社の沿革

昭和61年11月 : コスモ投信株式会社設立
平成10年10月 : ディーアンドシーキャピタルマネージメント株式会社と合併、商号を「コスモ投信投資顧問株式会社」に変更
平成12年 2月 : 商号を「明治ドレスナー投信株式会社」に変更
平成12年 7月 : 明治ドレスナー・アセットマネジメント株式会社と合併、商号を「明治ドレスナー・アセットマネジメント株式会社」に変更

3. 大株主の状況 (有価証券届出書提出日現在)

株主名	住所	所有株式数	発行済株式総数に対する所有株式数の比率
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内二丁目1番1号	11,340株	90%
アリアンツ・グローバル・インベスターズアジア・パシフィック ゲー・エム・ベー・ハー	ドイツ, 80636 ミュンヘン ニュンフエンブルガー シュトラッセ 112- 116	1,261株	10%

その他のファンド情報

1. 内国投資信託受益証券の形態等

追加型証券投資信託の受益権（以下「受益権」といいます。）

当初の1口当たり元本は、1円です。

格付けは取得していません。

ファンドの受益権は、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社債法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「5.振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社債法第2条に規定する「口座管理機関」をいし、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社である明治ドレスナー・アセットマネジメント株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

2. 発行（売出）価額の総額

5,000 億円を上限とします。

3. 申込期間

平成 20 年 8 月 9 日(土)から平成 21 年 2 月 9 日(月)まで

申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

4. 払込期日

申込者は、申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額×申込口数）に申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を加算した額を、販売会社の指定した期日までに販売会社に支払うものとします。

振替受益権に係る各取得申込受付日の発行価額の総額は、当該申込みに係る追加申請が行われる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

5. 振替機関に関する事項

株式会社証券保管振替機構

6. その他

申込証拠金はありません。

本邦以外の地域における発行 : 該当事項はありません。

振替受益権について

ファンドの受益権は、社憲法の規定の適用を受け、上記「5. 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取扱われるものとします。ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社憲法および上記「5. 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

7. ファンドの詳細情報の項目（投資信託説明書（請求目論見書）の記載項目）

有価証券届出書 第三部「ファンドの詳細情報」の記載項目は次のとおりです。

第1 ファンドの沿革

第2 手続等

1 申込（販売）手続等

2 換金（解約）手続等

第3 管理及び運営

1 資産管理等の概要

(1) 資産の評価、(2) 保管、(3) 信託期間、(4) 計算期間、(5) その他

2 受益者の権利等

第4 ファンドの経理状況

1 財務諸表

(1) 貸借対照表、(2) 損益及び剰余金計算書、(3) 注記表、(4) 附属明細表

2 ファンドの現況 純資産額計算書

第5 設定及び解約の実績

用語集

投資信託説明書(目論見書)

金融商品取引法に基づいて作成された投資信託の説明書です。その内容は「ファンドの特徴」、「買付と換金」、「費用と税金」、「運用状況」、「運営方法」等がわかりやすく説明されています。

基本的な情報が記載され、投資家の皆様に必ず交付される「投資信託説明書(交付目論見書)」と、追加的な情報が記載され、投資家の請求に応じて交付される「投資信託説明書(請求目論見書)」があります。

約款(信託約款)

投資信託の基本的事項が定められた条項です。投資信託は、約款に基づいて運用・運営されています。投資信託及び投資法人に関する法律に基づいて作成され、あらかじめ監督官庁に届出が行われます。委託会社(委託者)と受託銀行(受託者)は、約款に基づいて信託契約を締結します。

運用報告書

投資信託がどのように運用され、その結果どうなったかを現在の運用内容と合わせて説明する報告書です。その内容は「投資環境」、「運用状況」、「今後の運用方針」、「費用」、「基準価額・分配金の状況」等を説明してあります。

申込手数料

投資信託購入に際し販売会社に支払う費用です。当ファンドの申込手数料は、ご購入時にお申込金額に2.1% (税抜2.0%) を上限として各販売会社が別途定める料率を乗じて得た額となります。

信託報酬

投資信託の運用・管理にかかる費用で信託財産の中から委託会社・受託銀行・販売会社などに支払われます。目論見書や運用報告書の費用の項目で記載されています。

監査報酬(監査費用)

投資信託の監査を受けるための費用です。投資信託では、運用・運営が適正に行われているか監査法人の監査を受けることが義務づけられています。

基準価額

投資信託の受益権1口当り(もしくは1万口当り)の時価を示す価額です。投資信託に組み入れている有価証券等をすべて時価等により評価し、有価証券等の利息・配当金等の収入を加えて資産総額を算出します。そこからファンドの運用に必要な費用などのコスト等の負債総額を差し引いて純資産総額を出し、さらにその日の受益権口数で割ったものが基準価額です。便宜上、1万口当たりをもって表示されています。

$$\text{基準価額} = \frac{\text{ファンドの有価証券等の組入資産総額} - \text{ファンドのコスト等の負債総額}}{\text{ファンドの総口数}}$$

信託財産

たくさんの投資家から集められたお金は、運用の専門家である委託会社が有価証券等を対象に証券・金融市場で運用しますが、そのまとまった資金のことです。信託財産は受託銀行によって管理、保管されます。

信託財産留保額

信託期間の途中で換金される場合に、投資信託の運用の安定性を高めるのと同時に長期にお持ちになる受益者との公平性を確保するために信託財産中に留保されるものです。当ファンドでは、ご換金申込受付日の翌営業日の基準価額に0.3%をかけた金額となります。

収益分配金

運用によって得た収益を分配方針にしたがって投資家に分配するもので、毎計算期末に支払われます。ただし、運用状況によっては、分配金額が変わる場合、或いは分配金が支払われない場合があります。収益分配金には、運用収益の分配として課税扱いとなる「普通分配金」と、元本の一部払戻しに相当するため非課税扱いとなる「特別分配金」があります。

償還金

投資信託の信託期間（運用）が終了し受益者に金銭が返還されることをいいます。なお、定められた信託期間中であっても、ファンドの規模が小さくなった等やむを得ない事情が発生した場合は、繰り上げて償還することがあります。

アクティブ運用

インデックス(TOPIXや日経平均株価といった市場指数)を上回るパフォーマンスを目指す運用手法のことです。

アセットアロケーション

投資目的等をもとに投資環境や投資対象の分析を行った上で、国内外の株式・債券や現金などの資産に適切に資金を配分することをいいます。

インカムゲイン/キャピタルゲイン

投資信託の収益は、インカムゲインとキャピタルゲインの2つに大別することができます。株式等有価証券の値動きにより投資元本（キャピタル）自体の価値が変動しますが、値上がりによる収益をキャピタルゲインといい、反対に値下がりによる損失をキャピタルロスといいます。また、債券の利子、株式の配当金やコールローン・割引手形・譲渡性預金証書等短期金融商品の利息等から得られる収益をインカムゲインといいます。

ブラインド方式

申込み当日の基準価額がわからない状況で投資信託の購入や解約を申し込む方法をいいます。投資信託協会の自主ルールにより、投資信託等の購入（当初設定の募集時を除きます。）や解約の際、申込み当日の受付扱いとなる締切り時間は、申込日の金融商品取引所の立会の終了時間である午後3時となっています。一方、投資信託の基準価額は申込み当日の金融商品取引所の終値に基づいて算出されるため、申込み当日の受付扱いとなる締切り時間においては基準価額はまだ算出されていません。この制度は受益者の公平性を確保するために設けられているものです。

ベンチマーク

運用の目標基準、運用実績の評価基準のことをいいます。投資信託の運用成績を判断する上で、基準価額の推移だけをみるのではなくベンチマークに対して、どのように基準価額が推移しているのかということが重要となります。

ポートフォリオ

投資信託が保有する株式、公社債、短期金融商品等の資産構成をいいます。

信託約款

<スーパーバランス（毎月分配型）>

運用の基本方針

約款第 19 条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は、次のとおりとします。

1. 基本方針

この投資信託は、内外の株式・公社債・不動産投資信託証券（以下、「REIT」といいます。）を実質的な主要投資対象とし、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざして運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

スーパーバランス マザーファンド（以下、「マザーファンド」といいます。）受益証券および内外のREITを主要投資対象とします。

(2) 投資態度

マザーファンドを通じた日本を含む世界各国の株式・公社債への投資ならびにREITへの投資を行なうことにより、資産を分散しリスクの低減を図ったバランス運用を行ないます。

実質組入外貨建資産に対する為替ヘッジは原則として行ないません。

運用にあたっては、りそな信託銀行株式会社から、グローバルアセットアロケーションをはじめ、長期資産運用で培ったノウハウに基づく助言ならびに情報提供を受けます。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

株式への直接投資は行いしません。

投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

同一銘柄の投資信託証券（マザーファンドを除きます）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 30%以内とします。

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

3. 収益分配方針

毎決算時に、原則として次の方針に基づき分配を行ないます。

(1) 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当収入と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

(2) 原則として、安定した分配を継続的に行なうことをめざします。基準価額の水準等によっては、今後の安定分配を継続するための分配原資の水準を考慮して売買益（評価益を含みます。）等を中心に分配する場合があります。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。

(3) 収益分配にあてず信託財産内に留保した利益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

(信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は、証券投資信託であり、明治ドレスナー・アセットマネジメント株式会社を委託者とし、りそな信託銀行株式会社を受託者とします。
この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）の適用を受けます。

(信託事務の委託)

第2条 受託者は、信託法第26条第1項に基づく信託事務の委任として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

(信託の目的および金額)

第3条 委託者は、金50億円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

(信託金の限度額)

第4条 委託者は、受託者と合意のうえ、5,000億円を限度として信託金を追加することができます。

追加信託が行われたときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

委託者は、受託者と合意のうえ、第1項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第5条 この信託の期間は、信託契約締結日から第43条第1項、第44条第1項、第45条第1項および第47条第2項の規定による信託終了日までとします。

(受益権の取得申込みの権限の種類)

第6条 この信託に係る受益権の取得申込みの権限は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

(当初の受益者)

第7条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第8条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の分割および再分割)

第8条 委託者は、第3条の規定による受益権については50億口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第9条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第21条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

第23条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

(信託日時異なる受益権の内容)

第10条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第11条 この信託の受益権は、平成19年1月4日より、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社債法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取扱うことについて同意した一の振替機関（社債法第2条に規定する「振替機関」をいいます。以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社債法第2条に規定する「口座管理機関」をいいます。以下「振替口座簿」をいいます。以下「振替口座簿」に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。)

委託者は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社債法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

委託者は、第8条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社債法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社債法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとし、原則としてこの信託の平成18年12月29日現在の全ての受益権（受益権につき、既に信託契約の一部解約が行われたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成19年1月4日以降となるものを含みます。）を受益者を代理して平成19年1月4日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。ただし、保護預かりではない受益証券に係る受益権については、信託期間中において委託者が受益証券を確認した後当該申請を行うものとします。振替受入簿に記載または記録された受益証券（当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日にかかる収益分配金交付票を含みます。）は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、委託者の指定する証券会社（金融商品取引法第28条第1項に規定する証券会社をいいます。以下同じ。）および登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）に当該申請の手続きを委任することができます。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第12条 受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

(受益権の申込単位、価額および手数料)

第13条 委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、第8条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対しては、委託者の指定する証券会社および登録金融機関が定める申込単位をもって取得申込に応じることができるものとします。ただし、別に定める自動継続投資約款にしたがって契約（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ取得申込者に対し、1口の整数倍をもって取得申込に応じることができるものと

ます。

前項の取得申込者は委託者の指定する証券会社または登録金融機関に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、当該取得申込の代金（第3項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

第1項の場合の受益権の価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、第4項に規定する手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、取得日がこの信託契約締結の日であるときは、受益証券の価額は1口につき1円とします。

前項の手数料の額は、次のとおりとします。

1. 当該取得申込の口数（以下「当該取得申込総口数」といいます。）に応じ、委託者の指定する証券会社および登録金融機関が2%を上限としてそれぞれ個別に定める手数料率を基準価額に乗じて得た額とし、当該手数料率をあらかじめ委託者に通知するものとします。
2. 証券投資信託にかかる受益権を信託終了時まで保有した受益者（信託期間を延長した証券投資信託（追加型証券投資信託にあっては、延長前の信託終了日（以下「当初の信託終了日」といいます。）以降、収益分配金の再投資以外の追加信託を行わないものをいいます。以下本項において同じ。）にあっては、当初の信託終了日まで当該信託にかかる受益権を保有した受益者をいいます。以下本項において同じ。）が、その償還金（信託期間を延長した証券投資信託にあっては当初の信託終了日以降における当該信託にかかる受益権の買取請求にかかる売却代金または一部解約金を含みます。以下本項において同じ。）または償還金を超える金額をもって、当該信託終了日（信託期間を延長した証券投資信託にあっては、当初の信託終了日以降における当該信託にかかる受益権の買取約定日または一部解約請求日を含みます。）の属する月の翌月の初日から起算して3カ月以内に、当該償還金の支払いを受けた証券会社または登録金融機関でこの信託にかかる受益権の取得申込をする場合の当該手数料の額は、当該取得申込総口数のうち当該償還金額の範囲内（単位型証券投資信託にあっては、償還金額とその元本額のうちいずれか大きい額）で取得する口数（以下「償還金取得口数」といいます。）については第1号に定める手数料を徴しないものとし、当該取得申込総口数のうち償還金取得口数を超える口数については、第1号に定める当該取得申込総口数に適用される率を基準価額に乗じて得た額とします。なお、委託者の指定する証券会社または登録金融機関は、当該受益者に対し、償還金の支払いを受けたことを証する書類の提示を求めることができます。ただし、当該証券会社または登録金融機関が事前に委託者に対して申し出た場合には、本号の適用はありません。

第3項および第4項の規定にかかわらず、受益者が第39条第2項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、当該収益分配の基礎となった決算日の基準価額とします。

前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場をいいます。以下、同じ。）等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受け付けを中止することおよび既に受け付けた取得申込の受け付けを取消すことができます。

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第14条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社団法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第15条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類）

第16条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. 金銭債権
 - ハ. 約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。）
 - ニ. 金銭を信託する信託の受益権
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形

（運用の指図範囲等）

第17条 委託者は、信託金を、明治トレスナー・アセットマネジメント株式会社を委託者とし、りそな信託銀行株式会社を受託者として締結されたスーパーバランス マザーファンド（以下、「マザーファンド」といいます。）の受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。また、保有する有価証券（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則に規定するものに限りません。）をもってマザーファンドの受益証券へ投資することを指図できます。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの
3. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
4. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
5. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）
6. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

なお、第5号の証券を以下「公社債」といい、第3号および第4号の証券（投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。公社債に係る運用の指図は短期社債等への投資ならびに買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行うことができます。

委託者は、信託金を前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

(受託者の自己または利害関係人等との取引)

第18条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、受託者および受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本条および第24条において同じ。)、第24条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第16条および前条第1項および第2項に掲げる資産への投資を、信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない限り行うことができます。

前項の取扱いは、第21条、第23条、第28条、第29条における委託者の指図による取引についても同様とします。

(運用の基本方針)

第19条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

(同一銘柄の投資信託証券への投資制限)

第20条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の投資信託証券(マザーファンドの受益証券を除きます。)の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の30を超えることとなる投資の指図をしません。

(公社債の借入れ)

第21条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。

前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

第1項の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第22条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約の指図)

第23条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

(信託業務の委託等)

第24条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの(受託者の利害関係人を含みます。)を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務(裁量性のないもの)に限ります。)を、受託者および委託者が適当と認める者(受託者の利害関係人を含みます。)に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(有価証券の保管)

第25条 (削除)

(混蔵寄託)

第26条 金融機関または証券会社(金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。)から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマースナル・ペーパーは、当該金融機関または証券会社が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または証券会社の名義で混蔵寄託できるものとします。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第27条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

信託財産に属する旨の記載または登録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または登録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

動産(金銭を除きます。)については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(有価証券売却等の指図)

第28条 委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券に係る信託契約の一部解約請求および有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第29条 委託者は、前条の規定による一部解約の代金、売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第30条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、および再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

前項の資金借入れ額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。

1. 一部解約に伴う支払資金の手当てにあたっては、一部解約金の支払資金の手当のために行った有価証券等の売却または解約等ならびに有価証券等の償還による受取りの確定している資金の額の範囲内
 2. 再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てにあたっては、収益分配金の再投資額の範囲内
 3. 借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%以内
- 一部解約に伴う支払資金の手当てのための借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とします。

再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てのための借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとします。借入金の利息は信託財産中から支弁します。

(損益の帰属)

第31条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第32条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は、資金の立替えをすることができます。信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第33条 この信託の計算期間は、毎月10日から翌月9日までとすることを原則とします。ただし、第7計算期間までは、毎年11月30日を原則として各計算期間の終了日とし、第8計算期間は平成17年12月1日から平成18年5月9日までとします。

前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日(以下、本項において「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日以降の営業日で該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は第5条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告)

第34条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

(信託事務の諸費用および監査費用)

第35条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

信託財産に係る会計監査費用は第33条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の0.5の率を乗じて得た額とし、毎計算期末または信託終了のとき、当該会計監査費用に係る消費税等に相当する金額とともに、信託財産中から支弁するものとします。

本条第1項、第2項に規定する支出金を、以下「諸経費」といいます。

(信託報酬等の額)

第36条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第33条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の130の率を乗じて得た額とします。

前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

(収益の分配方式)

第37条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額(以下「配当等収益」といいます。)は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額(以下「売買益」といいます。)は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責)

第38条 受託者は、収益分配金については、原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。)については、第39条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第39条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第39条 収益分配金は、毎計算期間の終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する証券会社または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として)に支払います。なお、平成19年1月4日以降においても、第40条に規定する時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引き換えに受益者に支払います。

前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌日に、収益分配金が委託者の指定する証券会社および登録金融機関に交付されます。この場合、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、別に定める契約に基づき、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、第11条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する証券会社または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振去の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引き換えに当該受益者に支払います。

一部解約金(第41条第3項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。)は、受益者の請求を受けた日から起算して、原則として、5営業日目から当該受益者に支払います。

前各項(第2項を除きます。)に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する証券会社および登録金融機関の営業所等において行うものとします。

収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

(収益分配金および償還金の時効)

第40条 受益者が、収益分配金については第39条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については、第39条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(信託契約の一部解約)

第41条 受益者(委託者の指定する証券会社および登録金融機関を含みます。以下本条において同じ。)は、自己に帰属する受益権につき、委託者に委託者の指定する証券会社および登録金融機関が定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。ただし、別に定める契約にかかる受益権については1口の整数倍をもって一部解約の実行を請求することができます。

委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社団法人の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。

平成19年1月4日以降の信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者の指定する証券会社または登録金融機関に対し、振替受益権をもって行うものとします。ただし、平成19年1月4日以降に一部解約金が受益者に支払われることとなる一部解約の実行の請求で、平成19年1月4日以前に行われる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行うものとします。

委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよび既に受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取消することができます。

前項により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受けたものとして、第3項の規定に準じて計算された価額とします。

(質権口記載又は記録の受益権の取扱い)

第42条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受け付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

(信託契約の解約)

第43条 委託者は、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、信託契約締結日から3年を経過した日以降において受益権総口数が10億口を下ることとなる場合その他やむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

委託者は、前項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。

委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

第3項から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第44条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがひ、信託契約を解約し信託を終了させます。

委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第48条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第45条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第48条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第46条 委託者は、事業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

委託者は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第47条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第48条の規定にしたがひ、新受託者を選任します。

委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更)

第48条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。

委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(反対者の買取請求権)

第49条 第43条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第43条第3項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。

前項の買取請求に関する取扱いについては、委託者、受託者の協議により決定するものとします。

(公告)

第50条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第51条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

附則

- 第1条 第39条第6項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいし、原則として追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいし、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。なお、平成12年3月30日以前の取得申込みにかかる受益権の信託時の価額は、委託者が計算する平成12年3月31日の平均信託金（信託金総額を総口数で除して得た額）とみなすものとします。
- 第2条 平成18年12月29日現在の信託約款第10条、第11条、第13条（受益証券の種類）から第19条（受益証券の再交付の費用）の規定および受益権と読み替えられた受益証券に関する規定は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合には、なおその効力を有するものとします。

上記条項によりこの信託契約を締結します。

平成10年12月1日

2008.8

スーパーバランス(毎月分配型)

愛称: やじろべえ

追加型株式投資信託

投資信託説明書(請求目論見書)

本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。

明治ドレスナー・アセットマネジメント

1. スーパーバランス(毎月分配型) (以下「当ファンド」という。)の受益権の募集については、委託者は、金融商品取引法(昭和23年法第25号)第5条の規定により有価証券届出書を平成20年8月8日に関東財務局長に提出しており、平成20年8月9日にその届出の効力が生じております。
2. 当ファンドは、主に内外の株式、公社債およびリート(不動産投資信託)を投資対象としています。一般的に株式、公社債およびリーートの価格は、国内および国際的な経済・金融・政治情勢等の影響を受け変動します。また、発行者の経営・財務状況の変化、信用状況の変化ならびにそれらに関する外部評価の変化等でも値動きします。さらに外貨建資産に投資するため為替変動の影響もあり、ファンドの基準価額は変動します。これらの運用による損益はすべて投資家の皆様に帰属します。
3. 投資信託は、金融機関の預金等と異なり投資元本は保証されず、元本を割り込むおそれがあります。
4. 投資信託への投資にあたっては、投資家の皆様に、信託財産を通じて間接的に信託報酬、監査報酬および管理費用等のコストをご負担いただきます。
5. 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
6. 投資信託は、預金や保険契約とは異なり、預金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではなく、また、登録金融機関から購入された投資信託は投資者保護基金の補償対象ではありません。
7. 本書は、金融商品取引法第13条第2項第2号に定める事項に関する内容を記載した投資信託説明書(請求目論見書)です。

発行者名 : 明治ドレスナー・アセットマネジメント株式会社

代表者の役職氏名 : 代表取締役 佐藤 公俊

本店の所在の場所 : 東京都港区北青山三丁目6番7号

届出の対象とした募集(売出)内国投資信託受益証券に係るファンドの名称 : スーパーバランス(毎月分配型)

届出の対象とした募集(売出)内国投資信託受益証券の金額 : 上限 5,000億円

有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所 : 該当事項はありません。

投資信託説明書(請求目論見書)の目次

	頁
第1 ファンドの沿革	1
第2 手続等	
1 申込(販売)手続等	1
2 換金(解約)手続等	2
第3 管理及び運営	
1 資産管理等の概要	2
2 受益者の権利等	5
第4 ファンドの経理状況	5
1 財務諸表	8
2 ファンドの現況	40
第5 設定及び解約の実績	40

第1 ファンドの沿革

平成10年12月1日 信託契約締結、ファンドの設定、ファンドの運用開始

第2 手続等

1 申込(販売)手続等

1. 取得のお申込みの際には、販売会社が取引口座を開設していただきます。
販売会社と販売会社以外の金融機関が取次契約を結ぶことにより、当該金融機関がファンドの取扱いを当該販売会社に取次ぐ場合があります。
2. 取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。
3. 取得価額は取得申込受付日の翌営業日の基準価額となります。取得申込者は、申込金額(取得申込受付日の翌営業日の基準価額に申込口数を乗じた額) 申込手数料および申込手数料にかかる消費税等に相当する額の合計額を、販売会社が指定した期日までに販売会社においてお支払いいただきます。
基準価額につきましては、取扱販売会社または下記委託会社にてご確認ください。また、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。
明治ドレスナー・アセットマネジメント株式会社
電話番号 03-5469-2946 (受付時間は、営業日の午前9時～午後5時)
ホームページアドレス (<http://www.mdam.co.jp>)
4. 申込手数料は、申込金額(取得申込受付日の翌営業日の基準価額×申込口数)に、2.1%(税抜2.0%)を上限として販売会社が別途定める料率を乗じて得た金額となります。
「税抜」における税とは、消費税および地方消費税相当額をいいます。(以下同じ。)
申込手数料につきましては、お申込みの販売会社または下記委託会社にお問合せください。
明治ドレスナー・アセットマネジメント株式会社
電話番号 03-5469-2946 (受付時間は、営業日の午前9時～午後5時)
販売会社により、他のファンドの償還金をもってその支払いを行った販売会社で当ファンドをお申込みいただく場合には、その償還金額の範囲内(単位型投信においては、償還額と元本額のいずれか大きい額)で取得する部分については無手数料となる場合(償還乗換え)があります。詳しくは、販売会社にお問合せください。
「累投コース(分配金再投資コース)」でお申込みの受益者が販売会社との間で結んだ「自動継続投資契約(販売会社により名称が異なる場合があります。以下同じ。)」に基づいて収益分配金を再投資する場合は無手数料とします。
5. お申込単位は、販売会社が定める申込単位となります。
自動継続投資契約に基づく収益分配金の再投資については、1口単位とします。
6. ファンドのお申込みには、収益の分配が行われるごとに分配金を受益者に支払う「一般コース(分配金受取りコース)」と、分配金は税金を差し引いた後、自動的に無手数料でファンドに再投資する「累投コース(分配金再投資コース)」があります。収益分配金の受取方法を途中で変更することはできません。
「累投コース(分配金再投資コース)」を選択する場合には、取得申込者は、販売会社との間で自動継続投資契約(販売会社により異なる名称を用いる場合があります。)を締結する必要があります。
販売会社により「一般コース(分配金受取りコース)」と「累投コース(分配金再投資コース)」のどちらか一方のコースのみのお取扱いとなる場合があります。詳しくは販売会社までお問い合わせください。
「累投コース(分配金再投資コース)」を選択する場合であっても、販売会社により、定期引出契約(名称が異なる場合があります。)を締結することにより、収益分配金を受取ることができる場合があります。
7. 申込期間中における取得申込みの受け付けは、午後3時まで(年末年始などわが国の金融商品取引所が半日取引の場合には、午前11時まで)とし、当該受付時間を過ぎた場合は翌営業日の受け付けとして取扱います。
8. 委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受け付けを中止することおよび既に受け付けた取得申込みの受け付けを取消することができるものとします。

2 換金（解約）手続等

・信託の一部解約（解約請求制）

- 1.一部解約の価額（解約価額）は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額（翌営業日の基準価額の0.3%）を控除した額とします。解約代金は請求を受付けた日から起算して、原則として5営業日目から受益者に支払います。

基準価額につきましては、取扱販売会社または下記委託会社にてご確認いただけます。また、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

明治ドレスナー・アセットマネジメント株式会社

電話番号 03-5469-2946（受付時間は、営業日の午前9時～午後5時）

ホームページアドレス（<http://www.mdam.co.jp>）

「信託財産留保額」とは、受益者間の公平性および運用資金の安定性に資するために投資信託を中途解約される受益者の基準価額から差し引いて、残存受益者の信託財産に繰り入れる金額をいいます。

- 2.換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- 3.換金（解約）手数料はありません。

一部解約の価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額から0.3%の信託財産留保額を控除した額とします。

- 4.ご換金単位は、販売会社が定める単位とします。

自動継続投資契約にかかる受益権については1口の整数倍をもって一部解約の実行を請求することができます。

- 5.一部解約の実行の請求の受け付けは、午後3時（年末年始などわが国の金融商品取引所が半日取引の場合は午前11時）までとし、当該受付時間を過ぎた場合は翌営業日の受け付けとして取扱います。
- 6.委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよび既に受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取消することができます。
- 7.上記により、一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして上記の規定に準じて計算された価額とします。
- 8.信託財産の資金管理を円滑に行うために大口の解約請求には制限を設ける場合があります。

第3 管理及び運営

1 資産管理等の概要

(1)資産の評価

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

基準価額につきましては、取扱販売会社または下記委託会社にてご確認いただけます。また、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

明治ドレスナー・アセットマネジメント株式会社

電話番号 03-5469-2946（受付時間は、営業日の午前9時～午後5時）

ホームページアドレス（<http://www.mdam.co.jp>）

(2)保管

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まるため、原則として受益証券は発行されません。したがって、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

(3)信託期間

この信託の期間は無期限です。

(4) 計算期間

ファンドの計算期間は、毎月10日から翌月9日までとすることを原則とします。ただし、第7計算期間までは、毎年11月30日を原則として各計算期間の終了日とし、第8計算期間は平成17年12月1日から平成18年5月9日までとします。各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日以降の営業日で該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は信託期間の終了日とします。

(5) その他

信託の終了および繰上償還条項

1. 委託会社は、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、または信託契約の一部解約により、信託契約締結日から3年を経過した日以降において、受益権総口数が10億口を下回ることとなった場合その他やむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
2. 委託会社は、上記1.の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
3. 上記2.の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
4. 上記3.の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、委託会社はこの信託契約の解約を行わないものとします。
5. 委託会社は、この信託契約の解約を行わないときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
6. 上記3.から5.までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、一定の期間が一月を下らずに公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しないものとします。

信託契約に関する監督官庁の命令

委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

委託会社の登録取消等に伴う取扱い

委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し信託を終了させます。ただし、監督官庁が、この信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、「信託約款の変更 4.」に該当する場合を除き、この信託は、その委託会社と受託会社との間において存続します。

受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、「信託約款の変更」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。ただし、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

償還金について

償還金は、信託終了日後1カ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合は当該償還日の翌営業日）から起算して5営業日）までに、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

委託会社の事業譲渡および承継に伴う取扱い

1. 委託会社は、事業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
2. 委託会社は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する

事業を承継させることがあります。

信託約款の変更

1. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
2. 委託会社は、その変更事項のうちその内容が重要なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
3. 上記の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
4. 上記の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、この信託約款の変更をしません。
5. 委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
6. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、上記1.から5.の規定にしたがいます。

反対者の買取請求権

信託契約の解約またはその内容が重大な信託約款の変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。ただし、当該請求の取扱いは、委託会社と受託会社の協議により定めた手続きにより行うものとします。

運用報告書

委託会社は、法令の定めるところにより、期中の運用経過のほか、信託財産の内容、有価証券売買状況等を記載した運用報告書を、5月および11月の計算期間終了時に作成のうえ、販売会社を通じて、信託財産にかかる知られたる受益者に対して交付します。また、販売会社の本支店で、受取することもできます。

その他のディスクロージャー資料について

委託会社は、月次および週次のレポートを作成しており、販売会社において入手可能です。また、委託会社のホームページにおいても入手可能です。

公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

関係法人との契約の更改等に関する手続き

委託会社と販売会社との間で締結された「投資信託受益権の取扱いに関する契約」は、契約期間満了日の3カ月前までに委託会社および販売会社いずれかから別段の意思表示がない限り、1年毎に自動更新されます。また、本契約が終了した場合は、受益者に対する支払事務等において受益者に不測の損害を与えぬよう協議します。また、委託会社と投資顧問会社との間において締結された「投資顧問契約」は、契約期間満了日の1カ月前までに委託会社および投資顧問会社いずれかから別段の意思表示がない限り、1年毎に自動更新されます。

2 受益者の権利等

受益者の有する主な権利は次のとおりです。

(1) 収益分配金請求権

受益者は委託会社の決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、毎計算期間終了日後1カ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日）までに、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

収益分配金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

受益者が、収益分配金についてその支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

累投コース（分配金再投資コース）にお申込みされている受益者の収益分配金については、販売会社が、「別に定める契約」に基づき、原則として税金を差し引いた後、決算日の基準価額で決算日の翌営業日に自動的に再投資されます。

(2) 償還金請求権

受益者はファンドにかかる償還金を持分に応じて請求する権利を有します。

償還金は、信託終了日後1カ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日）までに、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

受益者が、信託終了による償還金についてその支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

(3) 受益権の買取請求権

信託契約の解約またはその内容が重大な信託約款の変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託銀行に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取のべき旨を請求することができます。ただし、当該請求の取扱いは、委託会社と受託銀行の協議により定めた手続きにより行うものとします。

(4) 信託の一部解約の実行請求権

受益者は、一部解約の実行を販売会社を通して委託会社に請求することができます。一部解約金は、受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として、5営業日目から受益者に支払います。

(5) 帳簿閲覧謄写請求権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に、当該受益者に係る信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第4 ファンドの経理状況

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に掲記される科目その他の事項の金額については、円単位で表示しております。

2. 当ファンドの計算期間は6ヶ月未満であるため、財務諸表は6ヶ月毎に作成しております。

3. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第4特定期間（平成19年5月10日から平成19年11月9日まで）及び第5特定期間（平成19年11月10日から平成20年5月9日まで）の財務諸表について、あずさ監査法人による監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

平成19年12月26日

明治ドレスナー・アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

あ ず さ 監 査 法 人

指 定 社 員 公認会計士
業 務 執 行 社 員

森 公 高 

指 定 社 員 公認会計士
業 務 執 行 社 員

辻 前 正 紀 

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているスーパーバランス（毎月分配型）の平成19年5月10日から平成19年11月9日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、スーパーバランス（毎月分配型）の平成19年11月9日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

明治ドレスナー・アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成20年6月27日

明治ドレスナー・アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

あ ず さ 監 査 法 人

指 定 社 員
業 務 執 行 社 員 公 認 会 計 士

森 公 高 

指 定 社 員
業 務 執 行 社 員 公 認 会 計 士

辻 前 正 紀 

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているスーパーバランス（毎月分配型）の平成19年11月10日から平成20年5月9日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、スーパーバランス（毎月分配型）の平成20年5月9日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

明治ドレスナー・アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

1 財務諸表

スーパーバランス（毎月分配型）

（1）貸借対照表

区分	第4特定期間 （平成19年11月9日現在）	第5特定期間 （平成20年5月9日現在）
	金額（円）	金額（円）
資産の部		
流動資産		
預金	158,970,208	219,175,275
コール・ローン	2,330,142,490	2,393,874,589
投資証券	25,158,370,129	22,328,488,719
親投資信託受益証券	99,844,971,870	86,089,708,222
派生商品評価勘定	156,663	-
未収入金	42,996	30,908
未収配当金	14,911,214	24,479,747
未収利息	25,535	26,234
流動資産合計	127,507,591,105	111,055,783,694
資産合計	127,507,591,105	111,055,783,694
負債の部		
流動負債		
未払金	205,884,730	-
未払収益分配金	789,754,856	795,846,126
未払解約金	70,919,995	77,499,757
未払受託者報酬	11,783,246	9,516,148
未払委託者報酬	141,398,936	114,193,734
その他未払費用	589,153	475,798
流動負債合計	1,220,330,916	997,531,563
負債合計	1,220,330,916	997,531,563
純資産の部		
元本等		
元本	131,816,173,322	132,777,146,853
元本合計	131,816,173,322	132,777,146,853
剰余金		
期末欠損金	5,528,913,133	22,718,894,722
（うち分配準備積立金）	(12,171)	(6,023)
剰余金合計	5,528,913,133	22,718,894,722
元本等合計	126,287,260,189	110,058,252,131
純資産合計	126,287,260,189	110,058,252,131
負債・純資産合計	127,507,591,105	111,055,783,694

(2) 損益及び剰余金計算書

区分	第4 特定期間 (自 平成19年 5月10日 至 平成19年11月 9日)	第5 特定期間 (自 平成19年11月10日 至 平成20年 5月 9日)
	金額(円)	金額(円)
営業収益		
受取配当金	400,591,063	501,844,911
配当株式	-	11,540,944
受取利息	6,465,043	7,927,030
有価証券売買等損益	9,081,255,743	10,335,864,403
為替差損益	608,524,167	2,009,822,777
その他収益	124,015,355	21,711
営業収益合計	9,158,708,449	11,824,352,584
営業費用		
受託者報酬	57,569,077	60,120,692
委託者報酬	690,828,911	721,448,176
その他費用	11,177,911	7,258,060
営業費用合計	759,575,899	788,826,928
営業損失	9,918,284,348	12,613,179,512
経常損失	9,918,284,348	12,613,179,512
当期純損失	9,918,284,348	12,613,179,512
一部解約に伴う当期純損失分配額	106,766,566	68,348,469
期首剰余金又は期首欠損金()	8,244,339,454	5,528,913,133
剰余金増加額	3,286,311,414	-
(当期追加信託に伴う剰余金増加額)	(3,286,311,414)	(-)
欠損金減少額	-	1,222,823,578
(当期一部解約に伴う欠損金減少額)	(-)	(1,222,823,578)
剰余金減少額	168,014,611	-
(当期一部解約に伴う剰余金減少額)	(168,014,611)	(-)
欠損金増加額	-	1,047,445,729
(当期追加信託に伴う欠損金増加額)	(-)	(1,047,445,729)
分配金	7,080,031,608	4,820,528,395
期末欠損金	5,528,913,133	22,718,894,722

(3) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	第4 特定期間 (自 平成19年5月10日 至 平成19年11月9日)	第5 特定期間 (自 平成19年11月10日 至 平成20年5月9日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>(1) 投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、証券取引所における最終相場(最終相場のないものについては、それに準ずる価額)、または証券会社等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p> <p>(2) 親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。</p>	同左
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	<p>為替予約 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 為替予約の評価は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。</p>	同左
3. 収益及び費用の計上基準	<p>受取配当金 原則として投資証券の配当落ち日において、確定配当金額または予想配当金額を計上しております。 (会計方針の変更) 受取配当金は、従来、原則として、投資証券の配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額、未だ確定していない場合には予想配当金額の90%を計上し、残額については入金時に計上しておりましたが、「投資信託に関する会計規則に関する細則」の改正により、平成19年7月1日以降計上する受取配当金については、原則として、投資証券の配当落ち日において、予想配当金額についてもその全額を計上する方法に変更しました。この変更により、営業損失、経常損失、当期純損失は983,928円減少しております。</p>	<p>受取配当金 原則として投資証券の配当落ち日において、確定配当金額または予想配当金額を計上しております。</p> <p>配当株式 原則として投資証券の配当落ち日において、その数量に相当する発行価額を計上しております。</p>
4. その他財務諸表の作成のための基本となる重要な事項	<p>外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、</p>	同左

	<p>外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。</p>	
--	--	--

(貸借対照表に関する注記)

区分	第4 特定期間 (平成19年11月9日現在)	第5 特定期間 (平成20年5月9日現在)
1. 当該特定期間の末日における受益権の総数	131,816,173,322口	132,777,146,853口
2. 投資信託財産の計算に関する規則第55条の6第10号に規定する額	元本の欠損 5,528,913,133円	元本の欠損 22,718,894,722円
3. 当該特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額	0.9581円	0.8289円

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第4 特定期間 (自 平成19年 5月10日 至 平成19年11月 9日)		第5 特定期間 (自 平成19年11月10日 至 平成20年 5月 9日)	
第21計算期(平成19年 5月10日から平成19年 6月11日まで)		第27計算期(平成19年11月10日から平成19年12月10日まで)	
<p>分配金の計算過程</p> <p>計算期間末に、解約に伴う当期純利益分配額を控除した配当等収益(注1)より経費を控除した金額に、収益調整金(その他収益調整金)(注2)、分配準備積立金(配当等収益)(注3)及び分配準備積立金(有価証券売買等利益)(注4)を合計した10,759,579,903円が当期の分配対象収益となります。当期の収益分配金額は3,565,918,393円です。</p> <p>なお、分配対象収益に含めた収益調整金(その他収益調整金)は前期から繰越された金額に当期追加または解約による増減額を加算したものです。また分配対象収益に含めた分配準備積立金(配当等収益、有価証券売買等利益)は前期から繰越された金額に当期解約による減少額を控除したものです。</p> <p style="text-align: right;">(単位:円)</p>		<p>分配金の計算過程</p> <p>計算期間末に、配当等収益(注1)より経費を控除した金額に、収益調整金(その他収益調整金)(注2)、分配準備積立金(有価証券売買等利益)(注3)を合計した12,269,446,867円が当期の分配対象収益となります。当期の収益分配金額は802,678,484円です。</p> <p>なお、分配対象収益に含めた収益調整金(その他収益調整金)は前期から繰越された金額に当期追加または解約による増減額を加算したものです。また分配対象収益に含めた分配準備積立金(有価証券売買等利益)は前期から繰越された金額に当期解約による減少額を控除したものです。</p> <p style="text-align: right;">(単位:円)</p>	
配当等収益(注1) A	233,774,936	配当等収益(注1) A	238,860,857
解約に伴う当期純利益分配額 B	121,252	経費 B	144,817,516
経費 C	99,035,831	収益調整金(その他収益調整金)(注2) C	12,175,364,346
収益調整金(その他収益調整金)(注2) D	8,123,614,011	分配準備積立金(有価証券売買等利益) D(注3)	39,180
分配準備積立金(配当等収益)(注3) E	261,558,401	分配対象収益合計 E(A - B + C + D)	12,269,446,867
分配準備積立金(有価証券売買等利益)(注4) F	2,239,789,638	当ファンドの当期末残存受益権口数 F	133,779,747,364 (口)
分配対象収益合計 G(A - B - C + D + E + F)	10,759,579,903	分配可能額 G(E)	12,269,446,867
当ファンドの当期末残存受益権口数 H	74,289,966,531 (口)	1口当たり分配可能額 H(G / F)	0.0917
分配可能額 I(G)	10,759,579,903	1口当たり分配額 I	0.0060
1口当たり分配可能額 J(I / H)	0.1448	収益分配金額 J	802,678,484
1口当たり分配額 K	0.0480		
収益分配金額 L	3,565,918,393		
<p>今期の課税対象収益分配金に加算した外国所得税は20,328,363円です。 (注1)配当等収益 配当等収益には、当ファンドの受取配当金46,887,414円、受取利息952,349円及び親投資信託からの分配可能額185,935,173円を含めて表示しております。</p>		<p>今期の課税対象収益分配金に加算した外国所得税は1,238,539円です。 (注1)配当等収益 配当等収益には、当ファンドの受取配当金54,355,814円、受取利息2,514,629円及び親投資信託からの分配可能額181,990,414円を含めて表示しております。</p>	

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第22計算期(平成19年6月12日から平成19年7月9日まで)		第28計算期(平成19年12月11日から平成20年1月9日まで)	
<p>分配金の計算過程</p> <p>計算期間末に、解約に伴う当期純利益分配額を控除した配当等収益(注1)、有価証券売買等損益より経費、繰越欠損金補てん額を控除した金額に、収益調整金(その他収益調整金)(注2)及び分配準備積立金(有価証券売買等利益)(注4)を合計した10,521,379,509円が当期の分配対象収益となります。当期の収益分配金額は562,325,350円です。</p> <p>なお、分配対象収益に含めた収益調整金(その他収益調整金)は前期から繰越された金額に当期追加または解約による増減額を加算したものです。また分配対象収益に含めた分配準備積立金(有価証券売買等利益)は前期から繰越された金額に当期解約による減少額を控除したものです。</p> <p style="text-align: right;">(単位:円)</p>		<p>分配金の計算過程</p> <p>計算期間末に、解約に伴う当期純利益分配額を控除した配当等収益(注1)より経費を控除した金額に、収益調整金(その他収益調整金)(注2)及び分配準備積立金(有価証券売買等利益)(注3)を合計した11,759,242,182円が当期の分配対象収益となります。当期の収益分配金額は808,469,983円です。</p> <p>なお、分配対象収益に含めた収益調整金(その他収益調整金)は前期から繰越された金額に当期追加または解約による増減額を加算したものです。また分配対象収益に含めた分配準備積立金(有価証券売買等利益)は前期から繰越された金額に当期解約による減少額を控除したものです。</p> <p style="text-align: right;">(単位:円)</p>	
配当等収益(注1) A	201,340,170	配当等収益(注1) A	344,798,899
有価証券売買等損益 B	1,749,274,918	解約に伴う当期純利益分配額 B	795
解約に伴う当期純利益分配額 C	1,939,366	経費 C	138,266,819
経費 D	96,911,263	収益調整金(その他収益調整金)(注2)	11,552,587,031
繰越欠損金補てん額 E	454,837,575	分配準備積立金(有価証券売買等利益) E(注3)	123,866
収益調整金(その他収益調整金)(注2) F	9,124,321,602	分配対象収益合計 F(A - B - C + D + E)	11,759,242,182
分配準備積立金(有価証券売買等利益) G(注4)	131,023	当ファンドの当期末残存受益権口数 G	134,744,997,208(口)
分配対象収益合計 H(A + B - C - D - E + F + G)	10,521,379,509	分配可能額 H(F)	11,759,242,182
当ファンドの当期末残存受益権口数 I	93,720,891,721(口)	1口当たり分配可能額 I(H / G)	0.0872
分配可能額 J(H)	10,521,379,509	1口当たり分配額 J	0.0060
1口当たり分配可能額 K(J / I)	0.1123	収益分配金額 K	808,469,983
1口当たり分配額 L	0.0060		
収益分配金額 M	562,325,350		
<p>今期の課税対象収益分配金に加算した外国所得税は7,522,541円です。</p> <p>(注1)配当等収益 配当等収益には、当ファンドの受取配当金41,791,052円、受取利息976,592円、その他収益54,865円及び親投資信託からの分配可能額158,517,661円を含めて表示しております。</p>		<p>今期の課税対象収益分配金に加算した外国所得税は3,211円です。</p> <p>(注1)配当等収益 配当等収益には、当ファンドの受取配当金138,079,605円、受取利息1,737,648円、その他収益21,711円及び親投資信託からの分配可能額204,959,935円を含めて表示しております。</p>	

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第23計算期(平成19年7月10日から平成19年8月9日まで)		第29計算期(平成20年1月10日から平成20年2月12日まで)	
<p>分配金の計算過程</p> <p>計算期間末に、配当等収益(注1)より経費を控除した金額に、収益調整金(その他収益調整金)(注2)、分配準備積立金(有価証券売買等利益)(注4)を合計した12,380,928,593円が当期の分配対象収益となります。当期の収益分配金額は687,104,549円です。</p> <p>なお、分配対象収益に含めた収益調整金(その他収益調整金)は前期から繰越された金額に当期追加または解約による増減額を加算したものです。また分配対象収益に含めた分配準備積立金(有価証券売買等利益)は前期から繰越された金額に当期解約による減少額を控除したものです。</p> <p style="text-align: right;">(単位:円)</p>		<p>分配金の計算過程</p> <p>計算期間末に、配当等収益(注1)より経費を控除した金額に、収益調整金(その他収益調整金)(注2)、分配準備積立金(有価証券売買等利益)(注3)を合計した11,057,674,107円が当期の分配対象収益となります。当期の収益分配金額は809,169,194円です。</p> <p>なお、分配対象収益に含めた収益調整金(その他収益調整金)は前期から繰越された金額に当期追加または解約による増減額を加算したものです。また分配対象収益に含めた分配準備積立金(有価証券売買等利益)は前期から繰越された金額に当期解約による減少額を控除したものです。</p> <p style="text-align: right;">(単位:円)</p>	
配当等収益(注1) A	313,025,554	配当等収益(注1) A	241,441,843
経費 B	128,010,590	経費 B	145,329,427
収益調整金(その他収益調整金)(注2) C	11,355,593,762	収益調整金(その他収益調整金)(注2) C	10,961,382,390
分配準備積立金(有価証券売買等利益) D (注4)	840,319,867	分配準備積立金(有価証券売買等利益) D (注3)	179,301
分配対象収益合計 E(A - B + C + D)	12,380,928,593	分配対象収益合計 E(A - B + C + D)	11,057,674,107
当ファンドの当期末残存受益権口数 F	114,517,424,868 (口)	当ファンドの当期末残存受益権口数 F	134,861,532,387 (口)
分配可能額 G(E)	12,380,928,593	分配可能額 G(E)	11,057,674,107
1口当たり分配可能額 H(G/F)	0.1081	1口当たり分配可能額 H(G/F)	0.0820
1口当たり分配額 I	0.0060	1口当たり分配額 I	0.0060
収益分配金額 J	687,104,549	収益分配金額 J	809,169,194
<p>今期の課税対象収益分配金に加算した外国所得税は4,143,061円です。</p> <p>(注1) 配当等収益</p> <p>配当等収益には、当ファンドの受取配当金42,536,397円、受取利息801,041円、その他収益123,461,088円及び親投資信託からの分配可能額146,227,028円を含めて表示しております。</p>		<p>今期の課税対象収益分配金に加算した外国所得税は20,151円です。</p> <p>(注1) 配当等収益</p> <p>配当等収益には、当ファンドの受取配当金34,037,231円、配当株式11,540,944円、受取利息775,784円及び親投資信託からの分配可能額195,087,884円を含めて表示しております。</p>	

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第24計算期(平成19年8月10日から平成19年9月10日まで)		第30計算期(平成20年2月13日から平成20年3月10日まで)	
<p>分配金の計算過程</p> <p>計算期間末に、配当等収益(注1)より経費を控除した金額に、収益調整金(その他収益調整金)(注2)、分配準備積立金(有価証券売買等利益)(注4)を合計した12,853,819,970円が当期の分配対象収益となります。当期の収益分配金額は741,567,349円です。</p> <p>なお、分配対象収益に含めた収益調整金(その他収益調整金)は前期から繰越された金額に当期追加または解約による増減額を加算したものです。また分配対象収益に含めた分配準備積立金(有価証券売買等利益)は前期から繰越された金額に当期解約による減少額を控除したものです。</p> <p style="text-align: right;">(単位:円)</p>		<p>分配金の計算過程</p> <p>計算期間末に、解約に伴う当期純利益分配額を控除した配当等収益(注1)より経費を控除した金額に、収益調整金(その他収益調整金)(注2)及び分配準備積立金(有価証券売買等利益)(注3)を合計した10,419,612,684円が当期の分配対象収益となります。当期の収益分配金額は809,755,686円です。</p> <p>なお、分配対象収益に含めた収益調整金(その他収益調整金)は前期から繰越された金額に当期追加または解約による増減額を加算したものです。また分配対象収益に含めた分配準備積立金(有価証券売買等利益)は前期から繰越された金額に当期解約による減少額を控除したものです。</p> <p style="text-align: right;">(単位:円)</p>	
配当等収益(注1) A	358,087,540	配当等収益(注1) A	277,921,217
経費 B	140,018,976	解約に伴う当期純利益分配額 B	135,236
収益調整金(その他収益調整金)(注2) C	12,293,554,790	経費 C	115,149,997
分配準備積立金(有価証券売買等利益)(注4) D	342,196,616	収益調整金(その他収益調整金)(注2) D	10,256,871,260
分配対象収益合計 E(A - B + C + D)	12,853,819,970	分配準備積立金(有価証券売買等利益)(注3) E	105,440
当ファンドの当期末残存受益権口数 F	123,594,558,217 (口)	分配対象収益合計 F(A - B - C + D + E)	10,419,612,684
分配可能額 G(E)	12,853,819,970	当ファンドの当期末残存受益権口数 G	134,959,281,125 (口)
1口当たり分配可能額 H(G / F)	0.1040	分配可能額 H(F)	10,419,612,684
1口当たり分配額 I	0.0060	1口当たり分配可能額 I(H / G)	0.0772
収益分配金額 J	741,567,349	1口当たり分配額 J	0.0060
		収益分配金額 K	809,755,686
<p>今期の課税対象収益分配金に加算した外国所得税は956,048円です。</p> <p>(注1)配当等収益 配当等収益には、当ファンドの受取配当金148,779,035円、受取利息743,617円、その他収益468,176円及び親投資信託からの分配可能額208,096,712円を含めて表示しております。</p>		<p>(注1)配当等収益 配当等収益には、当ファンドの受取配当金129,908,892円、受取利息794,492円及び親投資信託からの分配可能額147,217,833円を含めて表示しております。</p>	

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第25計算期(平成19年9月11日から平成19年10月9日まで)		第31計算期(平成20年3月11日から平成20年4月9日まで)	
<p>分配金の計算過程</p> <p>計算期間末に、解約に伴う当期純利益分配額を控除した配当等収益(注1)、有価証券売買等損益より経費、繰越欠損金補てん額を控除した金額に、収益調整金(その他収益調整金)(注2)及び分配準備積立金(有価証券売買等利益)(注4)を合計した13,211,007,133円が当期の分配対象収益となります。当期の収益分配金額は777,243,014円です。</p> <p>なお、分配対象収益に含めた収益調整金(その他収益調整金)は前期から繰越された金額に当期追加または解約による増減額を加算したものです。また分配対象収益に含めた分配準備積立金(有価証券売買等利益)は前期から繰越された金額に当期解約による減少額を控除したものです。</p> <p style="text-align: right;">(単位:円)</p>		<p>分配金の計算過程</p> <p>計算期間末に、解約に伴う当期純利益分配額を控除した配当等収益(注1)、有価証券売買等損益より経費、繰越欠損金補てん額を控除した金額に、収益調整金(その他収益調整金)(注2)及び分配準備積立金(有価証券売買等利益)(注3)を合計した10,012,163,246円が当期の分配対象収益となります。当期の収益分配金額は796,232,160円です。</p> <p>なお、分配対象収益に含めた収益調整金(その他収益調整金)は前期から繰越された金額に当期追加または解約による増減額を加算したものです。また分配対象収益に含めた分配準備積立金(有価証券売買等利益)は前期から繰越された金額に当期解約による減少額を控除したものです。</p> <p style="text-align: right;">(単位:円)</p>	
配当等収益(注1) A	506,175,374	配当等収益(注1) A	576,253,173
有価証券売買等損益 B	10,300,627,414	有価証券売買等損益 B	3,873,465,308
解約に伴う当期純利益分配額 C	24,446,231	解約に伴う当期純利益分配額 C	3,785,410
経費 D	140,664,086	経費 D	120,349,440
繰越欠損金補てん額 E	10,142,246,332	繰越欠損金補てん額 E	3,764,929,541
収益調整金(その他収益調整金)(注2) F	12,711,547,211	収益調整金(その他収益調整金)(注2) F	9,451,406,211
分配準備積立金(有価証券売買等利益)(注4) G	13,783	分配準備積立金(有価証券売買等利益)(注3) G	102,945
分配対象収益合計 H(A+B-C-D-E+F+G)	13,211,007,133	分配対象収益合計 H(A+B-C-D-E+F+G)	10,012,163,246
当ファンドの当期末残存受益権口数 I	129,540,502,462 (口)	当ファンドの当期末残存受益権口数 I	132,705,360,156 (口)
分配可能額 J(H)	13,211,007,133	分配可能額 J(H)	10,012,163,246
1口当たり分配可能額 K(J/I)	0.1020	1口当たり分配可能額 K(J/I)	0.0754
1口当たり分配額 L	0.0060	1口当たり分配額 L	0.0060
収益分配金額 M	777,243,014	収益分配金額 M	796,232,160
<p>今期の課税対象収益分配金に加算した外国所得税は10,931,890円です。 (注1)配当等収益 配当等収益には、当ファンドの受取配当金60,960,322円、受取利息1,017,312円及び親投資信託からの分配可能額444,197,740円を含めて表示しております。</p>		<p>今期の課税対象収益分配金に加算した外国所得税は361,337円です。 (注1)配当等収益 配当等収益には、当ファンドの受取配当金77,221,237円、受取利息881,333円及び親投資信託からの分配可能額498,150,603円を含めて表示しております。</p>	

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第26計算期(平成19年10月10日から平成19年11月9日まで)		第32計算期(平成20年4月10日から平成20年5月9日まで)	
<p>分配金の計算過程</p> <p>計算期間末に、解約に伴う当期純利益分配額を控除した配当等収益(注1)より経費を控除した金額に、収益調整金(その他収益調整金)(注2)、分配準備積立金(有価証券売買等利益)(注4)を合計した12,784,214,315円が当期の分配対象収益となります。当期の収益分配金額は790,897,039円です。</p> <p>なお、分配対象収益に含めた収益調整金(その他収益調整金)は前期から繰越された金額に当期追加または解約による増減額を加算したものです。また分配対象収益に含めた分配準備積立金(有価証券売買等利益)は前期から繰越された金額に当期解約による減少額を控除したものです。</p> <p style="text-align: right;">(単位:円)</p>		<p>分配金の計算過程</p> <p>計算期間末に、解約に伴う当期純利益分配額を控除した配当等収益(注1)、有価証券売買等損益より経費、繰越欠損金補てん額を控除した金額に、収益調整金(その他収益調整金)(注2)及び分配準備積立金(有価証券売買等利益)(注3)を合計した9,522,849,062円が当期の分配対象収益となります。当期の収益分配金額は796,662,881円です。</p> <p>なお、分配対象収益に含めた収益調整金(その他収益調整金)は前期から繰越された金額に当期追加または解約による増減額を加算したものです。また分配対象収益に含めた分配準備積立金(有価証券売買等利益)は前期から繰越された金額に当期解約による減少額を控除したものです。</p> <p style="text-align: right;">(単位:円)</p>	
配当等収益(注1) A	271,036,824	配当等収益(注1) A	315,169,268
解約に伴う当期純利益分配額 B	3,392	有価証券売買等損益 B	2,399,770,783
経費 C	154,935,153	解約に伴う当期純利益分配額 C	10,463,409
収益調整金(その他収益調整金)(注2) D	12,668,014,752	経費 D	124,913,729
分配準備積立金(有価証券売買等利益)(注4) E	101,284	繰越欠損金補てん額 E	2,279,049,446
分配対象収益合計 F(A - B - C + D + E)	12,784,214,315	収益調整金(その他収益調整金)(注2) F	9,222,268,949
当ファンドの当期末残存受益権口数 G	131,816,173,322(口)	分配準備積立金(有価証券売買等利益) G(注3)	66,646
分配可能額 H(F)	12,784,214,315	分配対象収益合計 H(A + B - C - D - E + F + G)	9,522,849,062
1口当たり分配可能額 I(H/G)	0.0970	当ファンドの当期末残存受益権口数 I	132,777,146,853(口)
1口当たり分配額 J	0.0060	分配可能額 J(H)	9,522,849,062
収益分配金額 K	790,897,039	1口当たり分配可能額 K(J/I)	0.0717
		1口当たり分配額 L	0.0060
		収益分配金額 M	796,662,881
<p>今期の課税対象収益分配金に加算した外国所得税は1,142,183円です。</p> <p>(注1)配当等収益 配当等収益には、当ファンドの受取配当金59,636,843円、受取利息1,974,132円、その他収益31,226円及び親投資信託からの分配可能額209,394,623円を含めて表示しております。</p>		<p>今期の課税対象収益分配金に加算した外国所得税は816,755円です。</p> <p>(注1)配当等収益 配当等収益には、当ファンドの受取配当金68,242,132円、受取利息1,223,144円及び親投資信託からの分配可能額245,703,992円を含めて表示しております。</p>	

<p style="text-align: center;">第4 特定期間 (自 平成19年 5月10日 至 平成19年11月 9日)</p>	<p style="text-align: center;">第5 特定期間 (自 平成19年11月10日 至 平成20年 5月 9日)</p>
(注2)～(注4)	(注2)～(注4)
<p>(注2) 収益調整金</p> <p>収益調整金は各受益者毎の信託時の受益証券の価額と元本の差額をいい、その計上方法により収益調整金(その他収益調整金)と収益調整金(有価証券売買等損益相当額)の2つがあります。信託時の受益証券の価額は、信託財産の純資産総額のうち元本部分、配当等収益などに相当する部分、有価証券売買損益などに相当する部分のそれぞれの純資産総額に対する割合に応じて、それぞれの相当額に分け、元本相当部分は元本に、配当等収益などに相当する部分は収益調整金(その他収益調整金)に、有価証券売買損益などに相当する部分は収益調整金(有価証券売買等損益相当額)に計上されます。</p> <p>収益調整金は追加信託のつど計上され、解約に伴う収益分配のつど調整されます。</p> <p>収益調整金は、毎計算期末において、分配にあてることができる。ただし、欠損のある場合には、当該金額に相当する売買損益相当収益調整金を当該科目に留保します。</p> <p>(注3) 分配準備積立金(配当等収益)</p> <p>経費控除後の配当等収益(受取利息、受取配当金等)は全額分配することができますが、その全部または一部を信託財産中に留保することができます。分配にあてず信託財産中に留保した配当等収益は分配準備積立金(配当等収益)に計上され翌期に繰り越されます。前期から繰り越された分配準備積立金は全額分配に使用することができます。</p> <p>(注4) 分配準備積立金(有価証券売買等利益)</p> <p>経費控除後の有価証券売買等利益は、繰越欠損がある場合にはこれを補てんした後の残額を分配することができます。また繰越欠損がない場合は経費控除後の有価証券売買等利益は全額分配することができます。分配にあてず信託財産中に留保した有価証券売買等利益は分配準備積立金中の有価証券売買等利益として計上されます。前期から繰り越された分配準備積立金は全額分配に使用することができます。</p>	<p>(注2) 収益調整金</p> <p>同左</p> <p>(注3) 分配準備積立金(有価証券売買等利益)</p> <p>経費控除後の有価証券売買等利益は、繰越欠損がある場合にはこれを補てんした後の残額を分配することができます。また繰越欠損がない場合は経費控除後の有価証券売買等利益は全額分配することができます。分配にあてず信託財産中に留保した有価証券売買等利益は分配準備積立金中の有価証券売買等利益として計上されます。前期から繰り越された分配準備積立金は全額分配に使用することができます。</p>

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(有価証券関係に関する注記)

売買目的有価証券

第 4 特定期間 (平成19年11月9日現在)		
種類	貸借対照表計上額 (円)	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
投資証券	25,158,370,129	2,734,194,656
親投資信託受益証券	99,844,971,870	5,497,955,129
合計	125,003,341,999	8,232,149,785

売買目的有価証券

第 5 特定期間 (平成20年5月9日現在)		
種類	貸借対照表計上額 (円)	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
投資証券	22,328,488,719	73,284,755
親投資信託受益証券	86,089,708,222	2,394,370,009
合計	108,418,196,941	2,321,085,254

(デリバティブ取引等関係に関する注記)

取引の状況に関する事項

第 4 特定期間 (自平成19年5月10日 至平成19年11月9日)	第 5 特定期間 (自平成19年11月10日 至平成20年5月9日)
1. 取引の内容 当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、外国為替予約取引であります。	同左
2. 取引に対する取組みと利用目的 為替変動リスクを回避するため、デリバティブ取引を行っております。	同左
3. 取引に係るリスクの内容 外国為替予約取引に係る主要なリスクは為替相場の変動による為替変動リスクであります。	同左
4. 取引に係るリスク管理体制 当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、約款に定めた運用の基本方針及び取引権限とリスク評価額の上限を定めた社内ルールに基づき、運用担当者が運用責任者の承認を得て運用指図を行い、管理責任者が毎日リスク評価額の管理を行っております。	同左
5. 取引の時価等に関する事項についての補足説明 取引の時価等に関する事項についての契約額等は、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同左

取引の時価等に関する事項

区分	種類	第4特定期間 (平成19年11月9日現在)			
		契約額等(円)		時価(円)	評価損益(円)
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引 買建	191,925,820	-	192,082,483	156,663
	米ドル	191,925,820	-	192,082,483	156,663
合計		191,925,820	-	192,082,483	156,663

(平成20年5月9日現在)

該当事項はありません。

(注) 時価の算定方法

- 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。
計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。
計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
 - ・計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算しております。
 - ・計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。
- 計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。
- 換算において円未満の端数は切り捨てております。

(その他の注記)

元本の移動

区分	第4特定期間 (平成19年11月9日現在)	第5特定期間 (平成20年5月9日現在)
1. 期首元本額	67,602,830,514円	131,816,173,322円
期中追加設定元本額	69,020,119,113円	8,844,777,031円
期中一部解約元本額	4,806,776,305円	7,883,803,500円

(4) 附属明細表
第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資証券	円			円	
		日本ビルファンド投資法人	305	427,000,000	
		ジャパンリアルエステイト投資法人	223	287,670,000	
		日本リートファンド投資法人	195	126,750,000	
		日本プライムリアルティ投資法人	334	116,232,000	
		野村不動産オフィスファンド投資法人	133	110,257,000	
	円	小計		円	
			1,190	1,067,909,000	
	米ドル			米ドル	
		Boston Properties Inc	67,600	6,731,608.00	
		Apartment Investment & Mgmt	58,687	2,264,144.46	
		SL Green Realty Corp	34,128	3,274,922.88	
		AMB Property Corp	55,700	3,227,258.00	
		AvalonBay Communities Inc	44,800	4,474,176.00	
		Camden Property Trust	34,200	1,680,930.00	
		Developers Diversified Realty	74,900	3,076,143.00	
		Duke Realty Corp	83,000	2,153,850.00	
		Equity Residential	157,100	6,574,635.00	
		Federal Realty Invs Trust	34,300	2,738,169.00	
		General Growth Properties Inc	123,200	5,096,784.00	
		HCP Inc	135,900	4,680,396.00	
		Kimco Realty Corp	131,300	5,224,427.00	
		Liberty Property Trust	54,600	1,927,380.00	
		Macerich Co	44,100	3,250,170.00	
		Host Hotels And Resorts	323,800	5,689,166.00	
		Regency Centers Corp	41,600	2,837,536.00	
		UDR Inc	76,900	1,855,597.00	
		Prologis	148,000	9,144,920.00	
		Simon Property Group	129,100	12,959,058.00	
		Public Storage	74,300	6,821,483.00	
		VENTAS INC	75,600	3,524,472.00	
		Vornado Realty Trust	78,400	7,321,776.00	
	米ドル	小計		米ドル	
			2,081,215	106,529,001.34	
				(11,059,840,919)	
	カナダドル			カナダドル	
		Riocan Real Estate Invst TR	64,800	1,397,088.00	
	カナダドル	小計		カナダドル	
			64,800	1,397,088.00	
				(142,712,539)	
	オーストラリアドル			オーストラリアドル	
		Westfield Group	1,090,442	19,388,058.76	
		Dexus Property Group	1,782,750	3,012,847.50	
		Goodman Group	866,399	3,786,163.63	
		Commonwealth Property Office	891,124	1,274,307.32	
		Mirvac Group	652,006	2,608,024.00	
		CFS Retail Property Trust	895,462	1,970,016.40	
		GPT Group	1,266,588	4,002,418.08	
		ING Industrial Fund	630,747	1,324,568.70	

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
		Macquarie Office Trust	1,331,746	1,438,285.68	
		Stockland	868,990	6,039,480.50	
	オーストラリアドル	小計		オーストラリアドル	
			10,276,254	44,844,170.57	
				(4,395,177,157)	
	ボンド			ボンド	
		Great Portland Estates	113,321	543,657.49	
		Segro Plc	272,915	1,274,513.05	
		British Land Co	331,143	2,758,421.19	
		Brixton	171,992	531,025.30	
		Hammerson	183,845	1,840,288.45	
		Liberty International	168,440	1,592,600.20	
		Land Securities Group	294,135	4,456,145.25	
	ボンド	小計		ボンド	
			1,535,791	12,996,650.93	
				(2,639,749,770)	
	香港ドル			香港ドル	
		Link REIT	1,335,000	25,124,700.00	
	香港ドル	小計		香港ドル	
			1,335,000	25,124,700.00	
				(334,661,004)	
	シンガポールドル			シンガポールドル	
		Capitacommercial Trust	589,000	1,366,480.00	
		Capitamall Trust REIT	680,500	2,381,750.00	
		Ascendas REIT	598,500	1,580,040.00	
	シンガポールドル	小計		シンガポールドル	
			1,868,000	5,328,270.00	
				(403,350,039)	
	ニュージーランドドル			ニュージーランドドル	
		Kiwi Income Property Trust	451,286	559,594.64	
	ニュージーランドドル	小計		ニュージーランドドル	
			451,286	559,594.64	
				(44,829,126)	
	ユーロ			ユーロ	
		ICADE	12,447	1,120,230.00	
		Unibail-Rodamco	41,478	7,094,397.12	
		Klepierre	42,916	1,721,360.76	
		Gecina	7,866	736,886.88	
		Corio NV	26,254	1,547,148.22	
		Wereldhave NV	13,428	1,125,937.80	
		Cofinimmo SA-Sicaf Immobiliere	5,195	667,921.15	
	ユーロ	小計		ユーロ	
			149,584	14,013,881.93	
				(2,240,259,165)	
投資証券 合計				22,328,488,719	
				(21,260,579,719)	
親投資信 託受益証 券				円	
		スーパーバランス マザーファンド	89,676,779,398	86,089,708,222	
親投資信 託受益証 券合計			89,676,779,398	86,089,708,222	
合計				108,418,196,941	
				(21,260,579,719)	

(注1) 各種通貨ごとの小計の欄における()内の金額は、邦貨換算額です。

(注2) 合計欄における()内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。

(注3) 外貨建有限証券の内訳

通貨	銘柄数	組入株式時価比率	組入投資証券時価比率	合計金額に対する比率
米ドル	投資証券 23 銘柄	-	100.0%	10.2%
カナダドル	投資証券 1 銘柄	-	100.0%	0.1%
オーストラリアドル	投資証券 10 銘柄	-	100.0%	4.1%
ポンド	投資証券 7 銘柄	-	100.0%	2.4%
香港ドル	投資証券 1 銘柄	-	100.0%	0.3%
シンガポールドル	投資証券 3 銘柄	-	100.0%	0.4%
ニュージーランドドル	投資証券 1 銘柄	-	100.0%	0.0%
ユーロ	投資証券 7 銘柄	-	100.0%	2.1%

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは「スーパーバランス マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券です。
なお、同親投資信託の状況は次の通りです。

「スーパーバランス マザーファンド」の状況
なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

スーパーバランス マザーファンド

(1) 貸借対照表

区分	(平成19年11月9日現在)	(平成20年5月9日現在)
	金額(円)	金額(円)
資産の部		
流動資産		
預金	712,123,392	542,027,560
コール・ローン	1,135,759,629	1,336,380,540
株式 1	56,494,345,514	42,425,550,148
国債証券	41,109,432,362	40,773,825,092
派生商品評価勘定	7,384,756	-
未収入金	856,658,258	-
未収配当金	224,017,416	316,820,459
未収利息	418,460,901	475,973,859
前払費用	147,298,574	220,270,661
流動資産合計	101,105,480,802	86,090,848,319
資産合計	101,105,480,802	86,090,848,319
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	13,945,616	-
未払金	1,246,816,545	-
流動負債合計	1,260,762,161	-
負債合計	1,260,762,161	-
純資産の部		
元本等		
元本	94,846,558,251	89,676,779,398
元本合計	94,846,558,251	89,676,779,398
剰余金		
剰余金又は欠損金()	4,998,160,390	3,585,931,079
剰余金合計	4,998,160,390	3,585,931,079
元本等合計	99,844,718,641	86,090,848,319
純資産合計	99,844,718,641	86,090,848,319
負債・純資産合計	101,105,480,802	86,090,848,319

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	(自 平成19年5月10日 至 平成19年11月9日)	(自 平成19年11月10日 至 平成20年5月9日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>(1) 株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、証券取引所(ジャスダック証券取引所を除く)における最終相場(最終相場のないものについては、それに準ずる価額)、ジャスダック証券取引所が発表する基準値段、または証券会社等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p> <p>(2) 公社債 個別法に基づき、以下のとおり、法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価で評価しております。原則として 日本証券業協会発表の店頭売買参考統計値(平均値) 証券会社の提示する価額(ただし、売気配相場は使用しない) 価額情報会社(野村総合研究所)の提供する価額 - などに基いて時価評価しております。ただし、残存期間1年以内の公社債(外貨建公社債は除く)については、合理的かつ受益者の利益を害しないと判断し償却原価法に基づいて評価しております。時価が入手不能の場合、又は入手した評価額が時価と認定できない事由を認めた場合は、忠実義務に基づき当社が合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。</p>	同左
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	<p>(1) 先物取引 個別法に基づき、市場価額に基づいて時価で評価しております。</p> <p>(2) 為替予約 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 為替予約の評価は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。</p>	同左
3. 収益及び費用の計上基準	<p>受取配当金 原則として株式の配当落ち日において、確定配当金額または予想配当金額を計上しております。</p> <p>(会計方針の変更) 受取配当金は、従来、原則として、株式の配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額、未だ確定していない場合には予想配当金額の90%を計上し、残額については入金時に計上していましたが、「投資信託に関する会計規則に関する細則」の改正により、平成19年7月1日以降計上する受取配当金については、原則として、株式の配当落ち日において、予</p>	<p>受取配当金 原則として株式の配当落ち日において、確定配当金額または予想配当金額を計上しております。</p>

	想配当金額についてもその全額を計上する方法に変更しました。この変更により、剰余金は21,659,342円増加しております。	
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。	同左

(貸借対照表に関する注記)

区分	(平成19年11月9日現在)	(平成20年5月9日現在)
1. 1 差入委託証拠金代用有価証券	先物取引に係る差入委託証拠金代用有価証券として以下のとおり差入を行っております。 株式 18,450,000円	先物取引に係る差入委託証拠金代用有価証券として以下のとおり差入を行っております。 株式 15,900,000円
2. 当該計算期間の末日における受益権の総数	94,846,558,251口	89,676,779,398口
3. 投資信託財産の計算に関する規則第55条の6第10号に規定する額	-	元本の欠損 3,585,931,079円
4. 当該計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	1.0527円	0.9600円

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(有価証券関係に関する注記)

売買目的有価証券

(平成19年11月 9 日現在)		
種類	貸借対照表計上額 (円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
株式	56,494,345,514	5,725,458,781
国債証券	41,109,432,362	493,475,488
合計	97,603,777,876	5,231,983,293

売買目的有価証券

(平成20年 5 月 9 日現在)		
種類	貸借対照表計上額 (円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
株式	42,425,550,148	2,374,209,773
国債証券	40,773,825,092	339,941,840
合計	83,199,375,240	2,034,267,933

(デリバティブ取引等関係に関する注記)

取引の状況に関する事項

(自 平成19年 5 月10日 至 平成19年11月 9 日)	(自 平成19年11月10日 至 平成20年 5 月 9 日)
1. 取引の内容 当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、株価指数先物取引および外国為替予約取引であります。	同左
2. 取引に対する取組みと利用目的 信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、および為替変動リスクを回避するため、デリバティブ取引を行っております。	同左
3. 取引に係るリスクの内容 株価指数先物取引に係る主要なリスクは株価の変動による価格変動リスク、外国為替予約取引に係る主要なリスクは為替相場の変動による為替変動リスクであります。	同左
4. 取引に係るリスク管理体制 当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、約款に定めた運用の基本方針及び取引権限とリスク評価額の上限を定めた社内ルールに基づき、運用担当者が運用責任者の承認を得て運用指図を行い、管理責任者が毎日リスク評価額の管理を行っております。	同左
5. 取引の時価等に関する事項についての補足説明 取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額、又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同左

取引の時価等に関する事項

区分	種類	(平成19年11月9日現在)			
		契約額等(円)		時価(円)	評価損益(円)
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建	396,877,644	-	389,492,888	7,384,756
	オーストラリアドル	396,877,644	-	389,492,888	7,384,756
	買建	398,243,125	-	384,297,509	13,945,616
	カナダドル	398,243,125	-	384,297,509	13,945,616
	合計	795,120,769	-	773,790,397	6,560,860

(平成20年5月9日現在)

該当事項はありません。

(注) 時価の算定方法

1. 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。
 計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。
 計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
 - ・ 計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算しております。
 - ・ 計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。
2. 計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。
3. 換算において円未満の端数は切り捨てております。

(その他の注記)

元本の移動

区分	(平成19年11月9日現在)	(平成20年5月9日現在)
1. 期首元本額	54,005,824,018円	94,846,558,251円
期中追加設定元本額	45,330,731,084円	970,827,621円
期中一部解約元本額	4,489,996,851円	6,140,606,474円
期末現在における元本の内訳(注)	スーパーバランス(毎月分配型) 94,846,558,251円	スーパーバランス(毎月分配型) 89,676,779,398円
	合計 94,846,558,251円	合計 89,676,779,398円

(注) 当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(3) 附属明細表

第1有価証券明細表

(1) 株式

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
円			円	円	
	ホクト	51,100	2,150	109,865,000	
	大和ハウス工業	131,000	1,190	155,890,000	
	積水ハウス	25,000	1,044	26,100,000	
	コミュニチュア	49,000	582	28,518,000	
	日本電設工業	67,000	802	53,734,000	
	キリンホールディングス	109,000	1,695	184,755,000	
	伊藤園	58,300	1,650	96,195,000	
	J・オイルミルズ	141,000	304	42,864,000	
	双日	696,100	393	273,567,300	
	クリエイイトエス・ディー	27,900	2,380	66,402,000	
	味の素	187,000	1,031	192,797,000	
	東洋水産	56,000	1,827	102,312,000	
	ロック・フィールド	48,800	1,514	73,883,200	
	日本たばこ産業	376	493,000	185,368,000	
	セブン&アイ・ホールディングス	99,300	3,090	306,837,000	
	ツルハホールディングス	17,700	4,000	70,800,000	
	サンマルクホールディングス	39,600	3,910	154,836,000	
	旭化成	332,000	584	193,888,000	
	ITホールディングス	157,378	2,035	320,264,230	
	ザッパラス	485	238,000	115,430,000	
	北越製紙	125,500	430	53,965,000	
	東ソー	76,000	410	31,160,000	
	信越化学工業	56,900	6,400	364,160,000	
	J S R	96,600	2,270	219,282,000	
	ダイセル化学工業	313,000	578	180,914,000	
	日立化成工業	63,400	2,115	134,091,000	

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
	松下電工インフォメーションシステムズ	21,000	2,770	58,170,000	
	武田薬品工業	105,700	5,490	580,293,000	
	アステラス製薬	57,000	4,090	233,130,000	
	塩野義製薬	144,000	1,919	276,336,000	
	ロート製薬	27,000	1,119	30,213,000	
	ツムラ	80,900	2,400	194,160,000	
	第一三共	110,200	2,840	312,968,000	
	D I C	369,000	334	123,246,000	
	フジテレビジョン	828	160,000	132,480,000	
	ラウンドワン	262	133,000	34,846,000	
	オービック	9,750	17,990	175,402,500	
	ヤフー	3,908	43,900	171,561,200	
	もしもしホットライン	73,750	2,715	200,231,250	
	楽天	137	60,400	8,274,800	
	インテリジェンス	931	94,100	87,607,100	
	富士フイルムホールディングス	85,900	3,940	338,446,000	
	コニカミノルタホールディングス	245,500	1,491	366,040,500	
	新日本石油	148,000	745	110,260,000	
	新日鉱ホールディングス	132,500	649	85,992,500	
	住友ゴム工業	118,600	836	99,149,600	
	旭硝子	239,000	1,287	307,593,000	
	日本碍子	84,000	1,858	156,072,000	
	新日本製鐵	655,000	608	398,240,000	
	ジェイ エフ イー ホールディングス	64,300	5,530	355,579,000	
	大同特殊鋼	96,000	564	54,144,000	
	日本冶金工業	227,000	846	192,042,000	
	住友金属鉱山	144,000	1,845	265,680,000	
	高周波熱錬	174,400	1,120	195,328,000	
	小松製作所	200,600	3,130	627,878,000	
	住友重機械工業	237,000	835	197,895,000	
	ダイキン工業	33,600	5,060	170,016,000	
	S A N K Y O	37,800	6,040	228,312,000	
	J U K I	206,000	381	78,486,000	
	イーグル工業	115,000	882	101,430,000	
	三菱電機	450,000	1,104	496,800,000	
	マキタ	41,600	3,790	157,664,000	
	日本電産	42,100	7,710	324,591,000	
	日新電機	127,000	474	60,198,000	
	日東工業	19,100	1,199	22,900,900	
	エルピーダメモリ	34,200	3,870	132,354,000	
	松下電器産業	175,000	2,310	404,250,000	
	シャープ	111,000	1,725	191,475,000	
	ソニー	125,200	4,620	578,424,000	
	T D K	35,000	6,960	243,600,000	
	ローランド ディー・ジー・	56,300	3,000	168,900,000	
	新光電気工業	116,900	1,507	176,168,300	
	日東電工	14,300	4,980	71,214,000	
	松下電工	150,000	1,117	167,550,000	
	三井造船	1,047,000	340	355,980,000	
	いすゞ自動車	298,000	490	146,020,000	
	トヨタ自動車	244,900	5,300	1,297,970,000	
	武蔵精密工業	67,400	2,360	159,064,000	
	カヤバ工業	268,000	447	119,796,000	
	プレス工業	255,000	447	113,985,000	
	カルソニックカンセイ	261,000	464	121,104,000	
	アイシン精機	46,400	3,540	164,256,000	
	マツダ	478,000	436	208,408,000	
	本田技研工業	126,600	3,210	406,386,000	

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
	エクセディ	77,800	2,675	208,115,000	
	テイ・エス テック	62,000	1,684	104,408,000	
	西松屋チェーン	105,600	1,375	145,200,000	
	島津製作所	233,000	1,031	240,223,000	
	ニコン	47,000	2,795	131,365,000	
	オリンパス	45,000	3,260	146,700,000	
	キヤノン	113,600	5,260	597,536,000	
	任天堂	11,400	57,600	656,640,000	
	三井物産	308,000	2,530	779,240,000	
	東京エレクトロン	11,400	6,840	77,976,000	
	日立ハイテクノロジーズ	98,200	2,180	214,076,000	
	住友商事	488,600	1,411	689,414,600	
	日本ユニシス	214,200	1,358	290,883,600	
	青山商事	71,500	2,205	157,657,500	
	ゼビオ	21,700	2,965	64,340,500	
	ケーズホールディングス	54,000	2,210	119,340,000	
	三菱UFJフィナンシャル・グループ	1,075,500	1,088	1,170,144,000	
	三井住友フィナンシャルグループ	1,079	845,000	911,755,000	
	北越銀行	427,000	258	110,166,000	
	西日本シティ銀行	1,096,000	317	347,432,000	
	ほくほくフィナンシャルグループ	494,000	311	153,634,000	
	みずほフィナンシャルグループ	1,629	511,000	832,419,000	
	山口フィナンシャルグループ	38,000	1,368	51,984,000	
	京葉銀行	189,000	719	135,891,000	
	イオンクレジットサービス	11,900	1,503	17,885,700	
	アコム	25,860	3,140	81,200,400	
	オリックス	7,420	17,250	127,995,000	
	三菱UFJリース	33,940	4,640	157,481,600	
	野村ホールディングス	277,800	1,790	497,262,000	
	損害保険ジャパン	485,000	1,125	545,625,000	
	T & Dホールディングス	52,700	6,240	328,848,000	
	三井不動産	88,000	2,590	227,920,000	
	三菱地所	83,000	2,755	228,665,000	
	東急不動産	219,000	758	166,002,000	
	東日本旅客鉄道	1,252	804,000	1,006,608,000	
	山九	159,000	540	85,860,000	
	商船三井	485,000	1,466	711,010,000	
	日本トランスシティ	186,000	389	72,354,000	
	日本電信電話	1,154	430,000	496,220,000	
	KDDI	613	650,000	398,450,000	
	エムティーアイ	584	172,000	100,448,000	
	東京電力	62,200	2,615	162,653,000	
	中部電力	166,400	2,425	403,520,000	
	関西電力	54,300	2,420	131,406,000	
	東北電力	198,800	2,330	463,204,000	
	東京瓦斯	295,000	398	117,410,000	
	エイチ・アイ・エス	49,100	1,493	73,306,300	
	吉本興業	38,700	1,364	52,786,800	
	スクウェア・エニックス	5,300	3,400	18,020,000	
円小計					円
		20,137,236		31,983,119,380	
米ドル			米ドル	米ドル	
	SHIP FINANCE INTL LTD	1,676	30.08	50,414.08	
	FAIRPOINT COMMUNICATIONS INC	772	8.88	6,855.36	
	IDEARC INC	1,968	4.71	9,269.28	
	PHILIP MORRIS INTERNATIONAL	18,700	52.20	976,140.00	
	AMEREN CORPORATION	22,500	45.99	1,034,775.00	
	VERIZON COMMUNICATIONS	40,960	38.25	1,566,720.00	

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
	BRISTOL-MYERS SQUIBB CO	55,700	22.79	1,269,403.00	
	JPMORGAN CHASE & CO	34,766	46.05	1,600,974.30	
	CONSOLIDATED EDISON INC	26,400	41.88	1,105,632.00	
	BANK OF AMERICA CORP	31,867	37.33	1,189,595.11	
	CITIGROUP INC	29,600	24.30	719,280.00	
	LIMITED BRANDS	58,100	17.93	1,041,733.00	
	MERCK & CO. INC	45,900	39.09	1,794,231.00	
	ALTRIA GROUP INC	18,700	21.33	398,871.00	
	NEW YORK COMMUNITY BANCORP	66,100	18.68	1,234,748.00	
	KRAFT FOODS INC	11,643	31.79	370,130.97	
	AT&T INC	107,196	38.86	4,165,636.56	
	WASHINGTON MUTUAL INC	37,100	10.42	386,582.00	
米ドル小計				米ドル	
		609,648		18,920,990.66	
				(1,964,377,250)	
カナダドル			カナダドル	カナダドル	
	BCE INC	42,630	37.50	1,598,625.00	
	CAN IMPERIAL BK OF COMMERCE	18,400	73.27	1,348,168.00	
	TRANSCANADA CORP	69,700	38.50	2,683,450.00	
	TRANSALTA CORP	87,400	35.12	3,069,488.00	
カナダドル小計				カナダドル	
		218,130		8,699,731.00	
				(888,677,521)	
オーストラリアドル			オーストラリアドル	オーストラリアドル	
	APN NEWS & MEDIA	230,255	4.10	944,045.50	
	TELSTRA CORPORATION LIMIT	429,456	4.59	1,971,203.04	
	BLUESCOPE STEEL LTD	149,525	10.74	1,605,898.50	
	MACQUARIE AIRPORTS	69,908	3.14	219,511.12	
	QANTAS AIRWAYS LIMITED	582,490	3.44	2,003,765.60	
オーストラリアドル小計				オーストラリアドル	
		1,461,634		6,744,423.76	
				(661,020,972)	
ボンド			ボンド	ボンド	
	RANK GROUP PLC	74,936	0.90	67,255.06	
	INTERNATIONAL PERSONAL FINANCE	15,600	2.49	38,844.00	
	PROVIDENT FINL	7,700	8.96	68,992.00	
	DSG INTERNATIONAL	461,900	0.70	323,330.00	
	PREMIER FARNELL PLC	323,100	1.86	600,158.25	
	UNITED UTILITIES PLC	107,600	7.03	756,428.00	
	ROYAL&SUN ALLIANCE	751,521	1.44	1,081,438.71	
	ROYAL BANK OF SCOTLAND GROUP	16,005	3.57	57,177.86	
	LLOYDS TSB GROUP PLC	147,086	4.44	652,694.12	
	BT GROUP PLC	313,500	2.26	706,942.50	
ボンド小計				ボンド	
		2,218,948		4,353,260.50	
				(884,190,740)	
スイスフラン			スイスフラン	スイスフラン	
	UBS AG-REGISTERED	6,052	32.82	198,626.64	
	UBS AG-REG RTS	6,040	1.64	9,905.60	
	SWISSCOM N	4,238	359.25	1,522,501.50	
	CREDIT SUISSE GROUP-REG	4,455	57.00	253,935.00	
スイスフラン小計				スイスフラン	
		20,785		1,984,968.74	
				(196,194,310)	
香港ドル			香港ドル	香港ドル	
	ASM PACIFIC TECHNOLOGY	101,300	59.45	6,022,285.00	
	HANG SENG BANK	95,400	159.30	15,197,220.00	
	ORIENT OVERSEAS INTL LTD	305,500	51.00	15,580,500.00	

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
香港ドル小計				香港ドル	
		502,200		36,800,005.00	
				(490,176,066)	
シンガポールドル			シンガポールドル	シンガポールドル	
	O/SEA-CHINESE BNKG	309,000	8.85	2,734,650.00	
	NEPTUNE ORIENT LINES LTD	81,000	3.38	273,780.00	
シンガポールドル小計				シンガポールドル	
		390,000		3,008,430.00	
				(227,738,151)	
ニュージーランドドル			ニュージーランドドル	ニュージーランドドル	
	FLETCHER BUILDING LTD	159,893	8.48	1,355,892.64	
	TELECOM CORP OF NEW ZEALAND	74,907	3.97	297,380.79	
ニュージーランドドル小計				ニュージーランドドル	
		234,800		1,653,273.43	
				(132,443,734)	
スウェーデンクローネ			スウェーデンクローネ	スウェーデンクローネ	
	HUSQVARNA AB-B SHS	11,400	67.50	769,500.00	
	HUSQVARNA AB-A SHS	2,730	67.00	182,910.00	
	ELECTROLUX AB-SER B	11,700	93.50	1,093,950.00	
	SCANIA AB-B SHS	152,500	126.00	19,215,000.00	
	AXFOOD AB	51,550	196.50	10,129,575.00	
スウェーデンクローネ小計				スウェーデンクローネ	
		229,880		31,390,935.00	
				(539,924,082)	
ノルウェークローネ			ノルウェークローネ	ノルウェークローネ	
	INDEPENDENT TANKERS CORP LTD	7,360	8.00	58,880.00	
	FRONTLINE LTD	27,150	301.50	8,185,725.00	
ノルウェークローネ小計				ノルウェークローネ	
		34,510		8,244,605.00	
				(167,283,035)	
デンマーククローネ			デンマーククローネ	デンマーククローネ	
	DAMPSKIBSSELSKABET TORM AS	50,600	171.50	8,677,900.00	
デンマーククローネ小計				デンマーククローネ	
		50,600		8,677,900.00	
				(185,967,397)	
ユーロ			ユーロ	ユーロ	
	DAIMLER AG	25,806	52.16	1,346,040.96	
	THYSSENKRUPP AG	63,785	44.70	2,851,189.50	
	DEUTSCHE TELEKOM AG-REG	70,291	11.78	828,027.98	
	TERNA	468,524	2.83	1,326,391.44	
	ALLEANZA ASSICURAZIONI	60,070	8.55	513,478.36	
	INTESA SANPAOLO-RNC	149,545	4.49	670,858.87	
	ARNOLDO MONDADORI EDITORE	129,718	5.78	750,159.19	
	UNICREDIT SPA	213,033	4.81	1,025,114.79	
	SNAM RETE GAS	34,432	4.19	144,097.92	
	LAGARDERE S.C.A	3,626	46.50	168,609.00	
	NEOPOST	63	71.65	4,513.95	
	SOCIETE GENERALE	12,047	74.11	892,803.17	
	SUEZ	28,610	46.40	1,327,504.00	
	CREDIT AGRICOLE SA	38,180	21.51	821,251.80	
	BNP PARIBAS	9,655	68.89	665,132.95	
	OCE NV	91,222	10.09	920,429.98	
	KONINKLIJKE KPN NV	141,429	11.51	1,627,847.79	
	ING GROEP N.V.	36,956	24.76	915,030.56	
	TELEFONICA S.A.	70,656	19.15	1,353,062.40	
	BELGACOM SA	19,254	29.88	575,309.52	
	CMB	40,384	47.31	1,910,567.04	
	EURONAV SA	27,430	27.00	740,610.00	

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
	ORION OYJ	58,647	13.09	767,689.23	
	ORIOLA-KD OYJ	47,704	2.96	141,203.84	
	KESKO OYJ(NPV SER B)	37,301	26.01	970,199.01	
	RAUTARUUKKI OYJ	34,389	32.41	1,114,547.49	
	ZON MULTIMEDIA SERVICOS DE TEL	9,476	8.96	84,904.96	
	PORTUGAL TELECOM SGPS SA-REG	59,708	7.96	475,275.68	
	BANK OF IRELAND	35,877	9.30	333,584.34	
	IRISH LIFE & PERMANENT PLC	36,144	11.34	409,764.52	
ユーロ小計				ユーロ	
		2,053,962		25,675,200.24	
				(4,104,437,510)	
合計		28,162,333		42,425,550,148	
				(10,442,430,768)	

先物取引に係る差入委託証拠金代用有価証券として以下の有価証券が差し入れられております。

トヨタ自動車

3,000株

(2) 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	円		円	円	
		第2 6 3 回利付国債(2年)	182,000,000	182,256,620	
		第2 6 3 回利付国債(2年)	100,000,000	100,141,000	
		第2 6 3 回利付国債(2年)	301,000,000	301,424,410	
		第5 1 回利付国債(5年)	60,000,000	60,325,800	
		第5 2 回利付国債(5年)	12,000,000	11,996,880	
		第5 5 回利付国債(5年)	27,000,000	27,428,220	
		第5 6 回利付国債(5年)	119,000,000	121,218,160	
		第6 0 回利付国債(5年)	810,000,000	817,638,300	
		第6 3 回利付国債(5年)	404,000,000	407,143,120	
		第6 6 回利付国債(5年)	100,000,000	100,166,000	
		第6 7 回利付国債(5年)	160,000,000	161,630,400	
		第6 7 回利付国債(5年)	150,000,000	151,528,500	
		第6 9 回利付国債(5年)	100,000,000	99,123,000	
		第6 9 回利付国債(5年)	100,000,000	99,123,000	
		第7 0 回利付国債(5年)	432,000,000	425,640,960	
		第2 2 0 回利付国債(10年)	134,000,000	136,402,620	
		第2 2 2 回利付国債(10年)	15,000,000	15,329,400	
		第2 2 5 回利付国債(10年)	22,000,000	22,616,880	
		第2 2 8 回利付国債(10年)	50,000,000	50,933,000	
		第2 3 2 回利付国債(10年)	4,000,000	4,041,080	
		第2 3 7 回利付国債(10年)	10,000,000	10,192,800	
		第2 3 8 回利付国債(10年)	11,000,000	11,171,270	
		第2 4 2 回利付国債(10年)	20,000,000	20,116,400	
		第2 4 6 回利付国債(10年)	165,000,000	162,830,250	
		第2 4 7 回利付国債(10年)	19,000,000	18,720,320	
		第2 5 0 回利付国債(10年)	100,000,000	96,891,000	
		第2 6 4 回利付国債(10年)	275,000,000	279,785,000	
		第2 6 5 回利付国債(10年)	25,000,000	25,435,500	
		第2 6 8 回利付国債(10年)	25,000,000	25,426,250	
		第2 6 9 回利付国債(10年)	112,000,000	112,423,360	
		第2 6 9 回利付国債(10年)	272,000,000	273,028,160	
		第2 7 9 回利付国債(10年)	98,000,000	103,143,040	
		第2 8 0 回利付国債(10年)	134,000,000	139,739,220	
		第2 8 2 回利付国債(10年)	55,000,000	56,339,250	
		第2 8 3 回利付国債(10年)	70,000,000	72,282,700	

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
		第284回利付国債(10年)	107,000,000	109,337,950	
		第284回利付国債(10年)	110,000,000	112,403,500	
		第284回利付国債(10年)	140,000,000	143,059,000	
		第284回利付国債(10年)	100,000,000	102,185,000	
		第286回利付国債(10年)	151,000,000	154,936,570	
		第288回利付国債(10年)	94,000,000	95,385,560	
		第290回利付国債(10年)	40,000,000	39,402,800	
		第290回利付国債(10年)	50,000,000	49,253,500	
		第4回利付国債(30年)	75,000,000	83,031,000	
		第8回利付国債(30年)	23,000,000	20,583,390	
		第17回利付国債(30年)	25,000,000	24,939,250	
		第18回利付国債(30年)	5,000,000	4,886,400	
		第22回利付国債(30年)	5,000,000	5,074,950	
		第23回利付国債(30年)	14,000,000	14,199,080	
		第24回利付国債(30年)	3,000,000	3,040,350	
		第27回利付国債(30年)	38,000,000	38,488,680	
		第27回利付国債(30年)	23,000,000	23,295,780	
		第36回利付国債(20年)	12,000,000	13,559,880	
		第38回利付国債(20年)	11,000,000	12,143,120	
		第43回利付国債(20年)	100,000,000	112,436,000	
		第56回利付国債(20年)	45,000,000	45,449,550	
		第57回利付国債(20年)	37,000,000	36,897,140	
		第60回利付国債(20年)	63,000,000	58,496,130	
		第68回利付国債(20年)	3,000,000	3,074,040	
		第70回利付国債(20年)	25,000,000	26,281,750	
		第70回利付国債(20年)	50,000,000	52,563,500	
		第71回利付国債(20年)	2,000,000	2,048,700	
		第74回利付国債(20年)	55,000,000	55,374,550	
		第75回利付国債(20年)	15,000,000	15,075,000	
		第77回利付国債(20年)	8,000,000	7,925,040	
		第79回利付国債(20年)	18,000,000	17,784,540	
		第82回利付国債(20年)	25,000,000	25,015,750	
		第84回利付国債(20年)	8,500,000	8,369,185	
		第86回利付国債(20年)	50,000,000	51,364,500	
		第88回利付国債(20年)	35,000,000	35,894,250	
		第90回利付国債(20年)	31,000,000	31,286,130	
		第95回利付国債(20年)	52,000,000	53,092,000	
		第96回利付国債(20年)	40,000,000	39,594,800	
		第98回利付国債(20年)	80,000,000	79,074,400	
		第100回利付国債(20年)	10,000,000	10,020,700	
	円	小計	円	円	
			6,451,500,000	6,519,955,285	
	米ドル		米ドル	米ドル	
		US T-NOTE 4.75%10/02/15	5,000,000	5,223,437.50	
		US T-NOTE 4.75%10/02/15	920,000	961,112.50	
		US T-NOTE 5%11/08/15	7,240,000	7,798,271.91	
		US T-NOTE 4.875%12/02/15	3,090,000	3,328,992.18	
		US T-NOTE 4%12/11/15	1,000,000	1,048,593.75	
		US T-NOTE 4%12/11/15	2,180,000	2,285,934.37	
		US T-NOTE 3.875%13/02/15	1,540,000	1,602,803.12	
		US T-NOTE 4.75%14/05/15	7,600,000	8,269,750.00	
		US T-NOTE 4.75%14/05/15	1,380,000	1,501,612.50	
		US T-NOTE 4.75%14/05/15	1,480,000	1,610,425.00	
		US T-NOTE 4.75%14/05/15	1,650,000	1,795,406.25	
		US T-BOND 11.25%15/02/15	300,000	442,218.75	
		US T-NOTE 4.125%15/05/15	15,050,000	15,717,843.75	
		US T-NOTE 4.5%16/02/15	7,630,000	8,125,950.00	
		US T-BOND 7.5%16/11/15	1,170,000	1,486,082.81	
		US T-BOND 8.75%17/05/15	4,495,000	6,158,852.34	

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
		US T-BOND 8.75%17/05/15	145,000	198,672.65	
		US T-NOTE 4.5%17/05/15	1,460,000	1,542,353.12	
		US T-NOTE 4.5%17/05/15	1,600,000	1,690,250.00	
		US T-BOND 8.125%19/08/15	750,000	1,017,656.25	
		US T-BOND 8.125%19/08/15	2,300,000	3,120,812.50	
		US T-BOND 8.125%19/08/15	360,000	488,475.00	
		US T-BOND 8.75%20/08/15	1,980,000	2,831,400.00	
		US T-BOND 8%21/11/15	840,000	1,154,343.75	
		US T-BOND 6.25%23/08/15	640,000	769,500.00	
		US T-BOND 7.5%24/11/15	2,070,000	2,808,407.81	
		US T-BOND 6.125%27/11/15	2,010,000	2,419,537.50	
		US T-BOND 6.25%30/05/15	450,000	555,750.00	
		US T-BOND 6.25%30/05/15	980,000	1,210,300.00	
		US T-BOND 4.5%36/02/15	710,000	703,343.75	
	米ドル	小計	米ドル	米ドル	
			78,020,000	87,868,089.06	
			(8,100,036,400)	(9,122,465,006)	
	カナダドル		カナダドル	カナダドル	
		CAN GOVT 4.25% 09/09/01	2,240,000	2,282,380.80	
		CAN GOVT 4.5%15/06/01	2,930,000	3,127,159.70	
		CAN GOVT 4.5%15/06/01	580,000	619,028.20	
		CAN GOVT 5.75%29/06/01	1,840,000	2,245,352.00	
		CAN GOVT 5.75%29/06/01	100,000	122,030.00	
	カナダドル	小計	カナダドル	カナダドル	
			7,690,000	8,395,950.70	
			(785,533,500)	(857,646,364)	
	オーストラリアドル		オーストラリアドル	オーストラリアドル	
		AUST GOVT 6.5%13/05/15	1,930,000	1,955,090.00	
	オーストラリアドル	小計	オーストラリアドル	オーストラリアドル	
			1,930,000	1,955,090.00	
			(189,159,300)	(191,618,370)	
	ポンド		ポンド	ポンド	
		UK GILT 5%12/03/07	1,650,000	1,692,900.00	
		UK GILT 5%14/09/07	1,280,000	1,325,875.20	
		UK GILT 5%14/09/07	470,000	486,844.80	
		UK GILT 4%16/09/07	520,000	502,668.40	
		UK GILT 8.75%17/08/25	1,170,000	1,524,077.10	
		UK GILT 4.75%20/03/07	160,000	160,640.00	
		UK GILT 8%21/06/07	1,420,000	1,859,291.20	
		UK GILT 8%21/06/07	590,000	772,522.40	
		UK GILT 5%25/03/07	565,000	581,526.25	
		UK GILT 6%28/12/07	1,540,000	1,796,317.60	
		UK GILT 6%28/12/07	270,000	314,938.80	
		UK GILT 6%28/12/07	210,000	244,952.40	
		UK GILT 4.25%32/06/07	710,000	673,271.70	
		UK GILT 4.75%38/12/07	1,650,000	1,710,918.00	
	ポンド	小計	ポンド	ポンド	
			12,205,000	13,646,743.85	
			(2,478,957,550)	(2,771,790,143)	
	スイスフラン		スイスフラン	スイスフラン	
		SWISS GOVT 2.75%12/06/10	1,970,000	1,985,957.00	
	スイスフラン	小計	スイスフラン	スイスフラン	
			1,970,000	1,985,957.00	
			(194,714,800)	(196,291,989)	
	シンガポールドル		シンガポールドル	シンガポールドル	
		SINGAPORE 3.125%11/02/01	1,020,000	1,071,673.20	
		SINGAPORE 3.625%11/07/01	770,000	823,661.30	
	シンガポールドル	小計	シンガポールドル	シンガポールドル	
			1,790,000	1,895,334.50	

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
			(135,503,000)	(143,476,821)	
		スウェーデンクローネ	スウェーデンクローネ	スウェーデンクローネ	
		SWED GOVT 5.25%11/03/15	1,700,000	1,755,420.00	
		SWED GOVT 6.75%14/05/05	13,050,000	14,876,478.00	
		スウェーデンクローネ 小計	スウェーデンクローネ	スウェーデンクローネ	
			14,750,000	16,631,898.00	
			(253,700,000)	(286,068,645)	
		ノルウェークローネ	ノルウェークローネ	ノルウェークローネ	
		NOK GOVT 5.5%09/05/15	1,000,000	998,400.00	
		NOK GOVT 6.5%13/05/15	2,840,000	3,081,968.00	
		NOK GOVT 6.5%13/05/15	1,400,000	1,519,280.00	
		NOK GOVT 6.5%13/05/15	2,000,000	2,170,400.00	
		ノルウェークローネ 小計	ノルウェークローネ	ノルウェークローネ	
			7,240,000	7,770,048.00	
			(146,899,600)	(157,654,273)	
		デンマーククローネ	デンマーククローネ	デンマーククローネ	
		DEN GOVT 6%11/11/15	3,200,000	3,384,640.00	
		DEN GOVT 5%13/11/15	12,050,000	12,504,285.00	
		DEN GOVT 7%24/11/10	100,000	127,250.00	
		デンマーククローネ 小計	デンマーククローネ	デンマーククローネ	
			15,350,000	16,016,175.00	
			(328,950,500)	(343,226,630)	
		ポーランドズロチ	ポーランドズロチ	ポーランドズロチ	
		POLAND GOVT5.75%10/03/24	400,000	397,000.00	
		POLAND GOVT6%10/11/24	2,980,000	2,947,220.00	
		POLAND GOVT5%13/10/24	5,030,000	4,754,356.00	
		ポーランドズロチ 小計	ポーランドズロチ	ポーランドズロチ	
			8,410,000	8,098,576.00	
			(395,017,700)	(380,390,114)	
		ユーロ	ユーロ	ユーロ	
		GER OBL 3.25%10/04/09	1,530,000	1,515,006.00	
		GER BUNDS 5.375%10/01/04	3,390,000	3,470,004.00	
		GER BUNDS 5%12/01/04	730,000	757,448.00	
		GER BUNDS 5%12/07/04	130,000	135,213.00	
		GER BUNDS 5%12/07/04	6,300,000	6,552,630.00	
		GER BUNDS 4.5%13/01/04	9,450,000	9,690,975.00	
		GER BUNDS 6%16/06/20	140,000	157,696.00	
		GER BUNDS 6%16/06/20	2,130,000	2,399,232.00	
		GER BUNDS 4.25%17/07/04	9,165,000	9,242,902.50	
		GER BUNDS 4.25%17/07/04	1,960,000	1,976,660.00	
		GER BUNDS 4.25%17/07/04	1,560,000	1,573,260.00	
		GER BUNDS 4.25%17/07/04	1,520,000	1,532,920.00	
		GER BUNDS 6.25%24/01/04	895,000	1,067,556.00	
		GER BUNDS 6.5%27/07/04	2,620,000	3,245,394.00	
		GER BUNDS 4.75%28/07/04	490,000	502,250.00	
		GER BUNDS 4.75%28/07/04	2,490,000	2,552,250.00	
		GER BUNDS 4.75%28/07/04	2,040,000	2,091,000.00	
		GER BUNDS 5.5%31/01/04	420,000	469,938.00	
		GER BUNDS 4%37/01/04	1,490,000	1,350,089.00	
		IT BTPS 4.25%09/11/01	100,000	100,374.00	
		IT BTPS 5.5%10/11/01	6,920,000	7,162,200.00	
		IT BTPS 5.25%11/08/01	2,720,000	2,817,920.00	
		IT BTPS 5%12/02/01	2,470,000	2,546,323.00	
		IT BTPS 4.75%13/02/01	4,000,000	4,114,800.00	
		IT BTPS 4.75%13/02/01	4,860,000	4,999,482.00	
		IT BTPS 4.25%15/02/01	3,200,000	3,216,320.00	
		IT BTPS 3.75%15/08/01	2,000,000	1,943,800.00	
		IT BTPS 6.5%27/11/01	2,360,000	2,840,260.00	
		IT BTPS 6%31/05/01	570,000	654,246.00	

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
		IT BTPS 5%34/08/01	650,000	655,005.00	
		FRA GOVT 5.5%10/04/25	410,000	422,628.00	
		FRA GOVT 6.5%11/04/25	9,760,000	10,472,480.00	
		FRA GOVT 4.75%12/10/25	1,150,000	1,187,030.00	
		FRA GOVT 4.75%12/10/25	2,020,000	2,085,044.00	
		FRA GOVT 5%16/10/25	11,170,000	11,821,211.00	
		FRA GOVT 4.25%19/04/25	600,000	596,460.00	
		FRA GOVT 8.5%19/10/25	520,000	711,672.00	
		FRA GOVT 8.5%19/10/25	2,145,000	2,935,647.00	
		FRA GOVT 8.5%23/04/25	960,000	1,372,416.00	
		FRA GOVT 5.5%29/04/25	970,000	1,079,028.00	
		FRA GOVT 5.75%32/10/25	1,930,000	2,227,027.00	
		FRA GOVT 4.75%35/04/25	1,170,000	1,186,871.40	
		FRA GOVT 4%55/04/25	40,000	35,096.00	
		SPA GOVT 6.15%13/01/31	2,650,000	2,889,560.00	
		SPA GOVT 5.5%17/07/30	1,570,000	1,710,515.00	
		SPA GOVT 6%29/01/31	180,000	208,674.00	
		BELGIUM 4.25%13/09/28	800,000	806,720.00	
		BELGIUM 8%15/03/28	650,000	797,420.00	
	ユーロ	小計	ユーロ	ユーロ	
			116,995,000	123,878,652.90	
			(18,702,820,700)	(19,803,241,452)	
国債証券			38,162,793,050	40,773,825,092	
合計			(31,711,293,050)	(34,253,869,807)	
合計			38,162,793,050	40,773,825,092	
			(31,711,293,050)	(34,253,869,807)	

(注1) 各種通貨ごとの小計の欄における()内の金額は、邦貨換算額です。

(注2) 合計欄における()内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。

(注3) 外貨建有限証券の内訳

通貨	銘柄数	組入株式時価比率	組入債券時価比率	合計金額に対する比率
米ドル	株 式 18 銘柄 国債証券 20 銘柄	17.7%	82.3%	13.3%
カナダドル	株 式 4 銘柄 国債証券 3 銘柄	50.9%	49.1%	2.1%
オーストラリアドル	株 式 5 銘柄 国債証券 1 銘柄	77.5%	22.5%	1.0%
ポンド	株 式 10 銘柄 国債証券 10 銘柄	24.2%	75.8%	4.4%
スイスフラン	株 式 4 銘柄 国債証券 1 銘柄	50.0%	50.0%	0.5%
香港ドル	株 式 3 銘柄	100.0%	-	0.6%
シンガポールドル	株 式 2 銘柄 国債証券 2 銘柄	61.3%	38.7%	0.4%
ニュージーランドドル	株 式 2 銘柄	100.0%	-	0.2%
スウェーデンクローネ	株 式 5 銘柄 国債証券 2 銘柄	65.4%	34.6%	1.0%
ノルウェークローネ	株 式 2 銘柄 国債証券 2 銘柄	51.5%	48.5%	0.4%
デンマーククローネ	株 式 1 銘柄 国債証券 3 銘柄	35.1%	64.9%	0.6%
ポーランドズロチ	国債証券 3 銘柄	-	100.0%	0.5%
ユーロ	株 式 30 銘柄 国債証券 38 銘柄	17.2%	82.8%	28.7%

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2 ファンドの現況

純資産額計算書

(平成20年6月24日現在)

資産総額	109,309,935,091 円
負債総額	316,489,005 円
純資産総額 (-)	108,993,446,086 円
発行済数量	133,637,393,024 口
1口当たり純資産額 (/)	0.8156 円

(参考) マザーファンドの現況

スーパーバランス マザーファンド

純資産額計算書

(平成20年6月24日現在)

資産総額	89,816,932,204 円
負債総額	3,620,214,724 円
純資産総額 (-)	86,196,717,480 円
発行済数量	89,068,691,833 口
1口当たり純資産額 (/)	0.9678 円

第5 設定及び解約の実績

	設定数量(口)	解約数量(口)
第1 計算期間(平成10年12月1日から平成11年11月30日まで)	7,455,238,478	1,511,195,969
第2 計算期間(平成11年12月1日から平成12年11月30日まで)	536,115,110	382,106,870
第3 計算期間(平成12年12月1日から平成13年11月30日まで)	21,897,711	58,184,003
第4 計算期間(平成13年12月1日から平成14年12月2日まで)	6,633,984	145,473,378
第5 計算期間(平成14年12月3日から平成15年12月1日まで)	3,795,404	97,350,248
第6 計算期間(平成15年12月2日から平成16年11月30日まで)	20,343,071	1,198,677,759
第7 計算期間(平成16年12月1日から平成17年11月30日まで)	16,579,712	123,333,147
第1 特定期間(平成17年12月1日から平成18年5月9日まで)	1,122,380,413	105,563,405
第2 特定期間(平成18年5月10日から平成18年11月9日まで)	25,357,516,948	230,485,576
第3 特定期間(平成18年11月10日から平成19年5月9日まで)	39,177,690,670	2,262,990,632
第4 特定期間(平成19年5月10日から平成19年11月9日まで)	69,020,119,113	4,806,776,305
第5 特定期間(平成19年11月10日から平成20年5月9日まで)	8,844,777,031	7,883,803,500